

【資 料 編】

I 条例・規則等

1 渋谷区震災対策総合条例……………	資料-1
2 渋谷区震災対策総合条例施行規則……………	資料-11
3 渋谷区災害弔慰金の支給に関する条例……………	資料-24
4 渋谷区災害弔慰金の支給に関する条例施行規則……………	資料-29
5 渋谷区防災従事者損害補償条例……………	資料-33
6 渋谷区防災従事者損害補償条例施行規則……………	資料-35

II 本部組織・分掌事務

1 震災復興本部の組織及び分掌事務……………	資料-39
2 震災復興本部会議構成員及び運営事務局……………	資料-45

III 協定

1 災害時相互応援協定	
1 災害時における城南5区相互応援協定 ……	資料-47
(渋谷区・品川区・目黒区・大田区・世田谷区)	
2 特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定 ……	資料-48
(23区)	
3 鹿児島市及び渋谷区災害時相互応援に関する協定 ……	資料-50
(鹿児島県鹿児島市)	
4 渋谷区及び大館市の災害時における相互応援に関する協定 ……	資料-51
(秋田県大館市)	
5 渋谷区及び羽村市災害時相互応援協定 ……	資料-52
(東京都羽村市)	
6 災害時相互応援協定 ……	資料-53
(長野県飯田市)	
7 渋谷区及び河津町の災害時における相互応援に関する協定 ……	資料-54
(静岡県河津町)	
8 渋谷区及び佐世保市災害相互応援に関する協定 ……	資料-55
(長崎県佐世保市)	
9 渋谷区・石巻市災害時相互応援協定 ……	資料-56
(宮城県石巻市)	
10 渋谷区及び宇都宮市災害時相互応援協定 ……	資料-58
(栃木県宇都宮市)	
11 渋谷区、甲府市及び茅野市災害時相互応援協定 ……	資料-60
(山梨県甲府市・長野県茅野市)	

1 4 渋谷区及び郡山市災害時相互応援協定 ……………	資料-63
(福島県郡山市)	
2 広報	
1 災害時における放送要請に関する協定 ……………	資料-65
(特定非営利活動法人 CQ)	
2 災害時におけるモバイルバッテリーの提供及びデジタル サイネージによる 情報発信の協力に関する協定……………	資料-67
(株式会社 I N F O R I C H)	
3 道路・土木	
1 災害時における設計、調査等の応急対策活動に関する協定 ……………	資料-70
(一般社団法人建設コンサルタンツ協会関東支部)	
4 建築	
1 災害時における建築相談に関する協定 ……………	資料-72
(社団法人東京都建築士事務所協会渋谷支部)	
(社団法人日本建築家協会渋谷地域会)(東京土建一般労働組合 渋谷支部)	
(首都圏建設産業ユニオン城南支部渋谷地区)	
2 災害時における応急対策業務に関する協定 ……………	資料-74
(首都圏建設産業ユニオン城南支部)	
5 その他対策	
1 災害時における特別法律相談に関する協定 ……………	資料-76
(渋谷法曹会)	
2 災害時における被災者等相談の実施に関する協定 ……………	資料-77
(東京司法書士会)	
3 災害時における住家被害認定調査等に関する協定書 ……………	資料-79
(公益社団法人東京不動産鑑定士協会)	
4 共同研究協定書 ……………	資料-81
(株式会社東急コミュニティー)	
5 災害時における地図製品等の供給に関する協定 ……………	資料-83
(株式会社ゼンリン)	
6 災害時における無人航空機を利用した情報収集及び発信等に 関する協定……………	資料-85
(一般社団法人防災ドローン協会)	

IV 参考資料

1 被災証明

- 1 災害に係る住家の被害認定基準運用指針 …………… 資料-87
(令和6年5月内閣府)
- 2 被災証明申請書(様式1) …………… 資料-100
- 3 被災証明書(様式2) …………… 資料-101

2 調査様式及び実施方法

- 1 被災者生活実態調査(兼福祉需要基礎調査)の実施方法(案) …… 資料-102
- 2 被災者生活実態調査実施様式(案) …………… 資料-103
- 3 被災者生活実態調査実施様式(案) 報告書 …………… 資料-104

3 契約

- 1 緊急時における契約手続き等について(東京都案) …………… 資料-105
- 2 区市町村災害救助対策緊急起工処理要綱(東京都案) …………… 資料-106

4 都市の復興

- 1 街区別の被害度分布図の作成例と航空写真…………… 資料-108
- 2 家屋被害調査の方法…………… 資料-109
- 3 家屋被害調査のイメージ …………… 資料-110
- 4 家屋被害の抽出の考え方(案) …………… 資料-111
- 5 時限的市街地づくり…………… 資料-112
- 6 都市づくりの現行計画とその整備状況図…………… 資料-119
- 7 区市町村都市復興基本計画(骨子案)策定指針 …………… 資料-120
- 8 都市復興基本計画(骨子案)との関係 …………… 資料-123
- 9 復興まちづくり計画等策定指針 …………… 資料-124
- 10 都市復興へのスケジュールと必要な作業の流れ …………… 資料-129

5 住宅の復興

- 1 住宅復興計画のフレーム案 …………… 資料-130
- 2 一時提供住宅(都内)リストフォーマット(発災後調査用) …… 資料-131
- 3 入居者名簿様式案 …………… 資料-132
- 4 復興住宅供給協議会について …………… 資料-133

6 災害援護資金の貸付について

- 1 生活福祉資金(緊急小口資金)の貸付 …………… 資料-134
- 2 災害援護資金の貸付 …………… 資料-135
- 3 生活福祉資金(福祉資金)の貸付 …………… 資料-136
- 4 災害援護資金の貸付手続 …………… 資料-137

5	災害弔慰金の支給	資料-138
6	災害弔慰金、災害障害見舞金の交付手続	資料-139
7	被災者生活再建支援金支給事務の手続	資料-140
8	被災者健康観察様式	資料 142
7	産業	
1	現地調査に関する実施方針.....	資料-143
2	事業所被害状況調査票（現地調査）	資料-144
3	事業所被害・復旧状況分析票.....	資料-145
8	その他	
1	震災復興基本方針（東京都案）	資料-146
2	震災復興計画の骨格（東京都案）	資料-149
3	建物、宅地等に関する調査概要	資料-152
4	震災後対策に必要な用地の例	資料-153
5	被災度区分判定調査表	資料-154

1 渋谷区震災対策総合条例

渋谷区震災対策総合条例

平成八年三月二九日 条例第一九号

平成七年一月十七日未明に発生した阪神・淡路大震災は、多くの人命と財産を奪い、市民生活や都市機能に重大な被害をもたらした。さらに、平成二十三年三月十一日に発生した東日本大震災では多くの人命が失われ、生活基盤を喪失し、震度五弱を計測した本区においても通信網のまひ、大量の帰宅困難者の発生などの教訓を残した。

首都直下地震の切迫性が指摘され、また、南海トラフ巨大地震の発生も想定される中、これら大震災の尊い犠牲を教訓とし、想定外を想定内として、地域防災力の強化及び震災に強いまちづくりを推進することは、本区における緊急かつ最重要の課題である。

言うまでもなく震災対策は、一朝一夕に成せるものではなく、近年の都市化、少子高齢化、国際化など社会構造の変化を踏まえながらも、区長、区議会を始めとして、区、区民、事業者、関係機関が一体となって共に手を携え、防災に向け、積極的かつ計画的な対応策をきめ細かく積み重ね、震災対策の総合的推進を図ることが、欠かせぬ前提条件である。

この条例は、以上の認識に立って区民と区が、有効かつ具体的な震災対策を推進することを誓い、その決意を表明するものである。

第一章 総 則

(目的)

第一条 この条例は、震災対策の基本理念並びに区、区民、事業者、関係機関の責務及び役割を明らかにし、並びに予防対策、応急・復旧対策及び復興対策に関する基本的事項を定めることにより、総合的な震災対策の推進を図り、もって渋谷区基本構想(平成二十八年渋谷区告示第二百八号)の理念を実現し、区民福祉の向上に資することを目的とする。

(区長の責務)

第二条 区長は、区民の生命、身体及び財産を震災から保護するため、区のあらゆる施策を通して地震に強いまちづくりを推進するとともに、地域の主体的な防災力の強化に向けて、区民の防災意識の高揚に努めなければならない。

2 区長は、特に、次に掲げる事項について震災対策計画を作成し、その実施に努めなければならない。

- 一 初動体制の確保に関する事項
- 二 相互支援体制に関する事項
- 三 情報収集連絡機能の整備に関する事項
- 四 耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項
- 五 初期消火体制及び環境整備に関する事項
- 六 防災拠点の整備に関する事項
- 七 食料、飲料及び生活必需品の備蓄に関する事項
- 八 自主防災組織の育成及び防災訓練等に関する事項

資料編

Ⅰ 条例・規則等

- 九 防災ボランティア活動の環境整備に関する事項
- 十 要配慮者対策の充実に係る事項
- 十一 医療救護機能の整備に関する事項
- 十二 動物の保護対策に関する事項
- 十三 帰宅困難者対策に関する事項
- 十四 震災復興対策に関する事項
- 十五 その他震災対策に関する事項

(区民の責務)

第三条 区民は、「自らの安全は、自らが守る。」という防災の基本を自覚し、住宅の耐震化、家具の転倒防止、食料、飲料及び生活必需品の備蓄、家族の安否情報の確認手段等、日頃から地震に対する備えを行わなければならない。

- 2 区民は、区若しくは地域の自主防災組織、消防団、消防署、警察署及び民生委員(以下これらを「自主防災組織等」という。)が行う防災事業に参加し、又は協力しなければならない。
- 3 区民は、震災発生時においては、相互に協力し、初期消火、被災者の救助、要配慮者(高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。以下同じ。)の援護、避難所での援護活動等地域防災に寄与するよう、努めなければならない。
- 4 区民は、震災復興対策について理解を深め、被災後は震災復興事業への協力に努めなければならない。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、震災の防止について常に配慮するとともに、自らの責任と負担において、食料、飲料及び生活必需品の備蓄その他事業所内の防災体制の確立に努めなければならない。

- 2 事業者は、都及び区が作成する地域防災計画を基準として、区規則に定める事業所を単位とする防災計画を作成し、従業員、来所する者及び地域住民の安全確保に努めなければならない。
- 3 事業者は、地域の帰宅困難者(事業所、学校等に通勤し、通学し、若しくは来所し、又は店舗等に買物その他の理由により来店する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難な者をいう。以下同じ。)対策に協力しなければならない。
- 4 事業者は、帰宅困難者による混乱及び事故の発生を防止するため、従業員、来所する者等が一斉に帰宅することの抑制に努めなければならない。
- 5 事業者は、震災復興対策について理解を深め、被災後は震災復興事業への協力に努めなければならない。

第二章 組織及び体制整備

第一節 渋谷区防災会議

(設置及び所掌事務)

第五条 震災その他の災害対策に係る審議、調整等の機関として、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号。以下「法」という。)第十六条第一項の規定に基づく渋谷区防災会議(以下「防災会議」という。)を設置する。

- 2 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 渋谷区地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

- 二 区長の諮問に応じて区の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- 三 前号の重要事項に関し、区長に意見を述べること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(組織)

第六条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、区長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指定する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから区長が任命又は委嘱する。
 - 一 警視庁の警察官
 - 二 東京消防庁の消防吏員
 - 三 消防団長
 - 四 都知事の部内の職員
 - 五 副区長
 - 六 教育長
 - 七 区議会議員
 - 八 自主防災組織の代表者
 - 九 指定公共機関等の職員
 - 十 その他区長が必要と認める者
- 6 前項の委員の総数は、四十五人以内とする。
- 7 第五項第七号から第十号までの委員の任期は、二年とする。ただし、委員は再任を妨げず、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 防災会議には、専門の事項を調査させるため専門調査員を置くことができる。

(議事等)

第七条 前二条に規定するもののほか、防災会議の議事運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

第二節 渋谷区災害対策本部

(設置)

第八条 震災その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、区長は、法第二十三条の二第一項の規定に基づき、渋谷区災害対策本部(以下この節において「本部」という。)を設置する。

(組織)

第九条 本部の長は、災害対策本部長(以下この節において「本部長」という。)とし、区長をもって充てる。

- 2 本部に、災害対策副本部長、災害対策本部員及びその他の職員を置く。この場合において、その他の職員には、区長が委嘱する防災ボランティアを充てることができる。

第十条 本部に部を置く。

- 2 部に部長を置く。

資料編

1 条例・規則等

3 本部及び部に属すべき職員は、区規則で定める。

(職務)

第十一条 本部長は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 部長は、本部長の命を受け、部の事務をつかさどる。

4 災害対策本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

5 その他の職員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。

(協力要請等)

第十二条 本部長は、本部機能の充実及び災害応急活動の一元化を図るため、消防、警察その他公共機関及び区と震災対策に係る協定を締結しているもの等に対して、それぞれ本部の事務に協力することを求めることができる。

2 本部長は、渋谷区地域防災計画の定めるところにより教育委員会に対し、予防対策、応急・復旧対策又は復興対策を実施するため、必要な指示をすることができる。

第三節 職員体制及び相互支援体制

(職員の緊急招集)

第十三条 区長は、災害対策本部の設置に至らない状況の場合にあっても、震災の発生に備え、必要に応じ職員の緊急招集を行うことができる。

(休日及び夜間の職員体制)

第十四条 区長は、休日又は夜間に震災が発生することを想定し、その防災に必要な職員体制を確立するため、可能な施策を計画的に推進しなければならない。

(相互支援体制)

第十五条 区長は、震災発生時における職員派遣、食料及び飲料並びに資器材の供給等に関して、特別区その他の地方公共団体との間で、相互支援協定を締結するよう努めなければならない。

第三章 予防対策及び応急・復旧対策

第一節 情報連絡

(情報連絡機能の充実)

第十六条 区長は、震災に関する情報を迅速に収集し、区民に的確な情報の周知伝達を行うため、必要な情報連絡体制の整備に努めなければならない。

2 区長は、地域の被災情報を速やかに把握するため、区議会議員の協力を求めることができる。

3 区長は、情報及び伝達手段の多様化に即して調査研究を進め、その活用にも努めなければならない。

4 区長は、通信機器の操作の習熟のため、職員の通信訓練を計画的に実施しなければならない。

第二節 地震に強い都市づくり

(都市整備)

第十七条 区長は、道路、公園等の都市基盤整備、住宅等市街地再開発事業、土地利用の誘導等あらゆる都市整備の施策を通して、地震に強い都市づくりを総合的に推進しなければならない。

(公共施設)

第十八条 区長及び教育委員会は、その管理する公共施設の耐震性及び耐火性を強化し、その安全性

の確保に努めなければならない。

(民間建築物等)

第十九条 区長は、民間建築物等(前条の公共施設を除く建築物をいう。以下同じ。)の耐震性及び耐火性の確保、落下物の防止並びにエレベーターの安全対策のため、当該建築物の所有者に対し、適切な行政指導を行わなければならない。

2 民間建築物等の所有者及び管理者は、当該民間建築物等の耐震性及び耐火性の確保、落下物の防止並びにエレベーターの安全対策を実施しなければならない。

(耐震診断及び耐震改修の実施)

第二十条 区長は、住宅及び緊急輸送道路(東京都地域防災計画に定めるものをいう。以下同じ。)沿道の建築物並びに保育園、幼稚園、心身障害者福祉施設、病院等区民救護活動の拠点として区長が認めた施設に対し、耐震診断の実施等必要な助成をすることができる。

2 区長は、住宅及び緊急輸送道路沿道の建築物であって、区民の安全確保に必要と区長が認めたものに対し、耐震改修の実施等必要な助成をすることができる。

第三節 初期消火体制の充実

(街区消火器の配備)

第二十一条 区長は、火災の延焼を初期に防止するため、区規則で定める配備基準に従い、街区ごとに消火器を配備し、かつ、常に良好な状態を維持しなければならない。

(防火水槽等の設置)

第二十二条 区長は、火災の拡大を防止するため、消防機関との連携を図り、防火水槽又はこれに類する施設(以下「防火水槽等」という。)の設置の促進に努めなければならない。

2 消防機関が防火水槽等を設置しようとする場合は、区長及び教育委員会は、その管理する公共用地を、当該消防機関に無償で使用させることができる。

(消防環境の整備)

第二十三条 区長は、地域における消防活動を支援するため、可搬式動力ポンプ等搬送車の配備促進に努めるものとする。

2 区長は、道路狭あいのため消防車両の通行が困難な地域について、道路の拡幅、小公園の設置に努めるなど、当該地域の消防環境の整備を行わなければならない。

3 区長は、消防活動に支障をきたすおそれがある道路について違法駐車自動車等を排除するため、警察及び地域住民との連携・協力体制の整備に努めなければならない。

第四節 防災拠点等の整備

(防災拠点)

第二十四条 区立小中学校等を区民のための基礎的な防災拠点とする。

2 区長は、前項の防災拠点を震災発生時の避難所として活用するため、その環境の整備に努めなければならない。

3 区長は、救護活動及び避難所の運営が円滑に行われるよう、自主防災組織、教職員等の協力を得て、避難所運営委員会の設置等必要な体制の確立に努めなければならない。

(一時集合場所)

第二十五条 区長は、区内の都立高等学校、私立学校その他の大規模空地を有する施設を、一時集合

資料編

1 条例・規則等

場所として活用できるよう、関係者の協力を求め、その確保に努めなければならない。

(避難路)

第二十六条 区長は、区民を避難所等に安全に避難させるため、通行路の確保に努めなければならない。

(既存便所の改善)

第二十七条 区長は、震災発生時の断水に対応するため、学校便所、公衆便所等既存便所の構造を、計画的に改善するよう努めなければならない。

第五節 食料、飲料及び生活必需品の確保

(確保の方針)

第二十八条 区長は、食料、飲料及び生活必需品について、その備蓄に努めるとともに、安定した確保を図るため、関係者との間で流通協定を行うなど、あらゆる方策を講じなければならない。

2 区長は、食料、飲料及び生活必需品を区立小中学校等に、分散して保管するものとする。

(既存井戸の活用)

第二十九条 区長は、震災発生時の生活用水の確保のため、民間既存井戸の把握及び災害用井戸の適正管理に努めるとともに、その利用の開放について、関係者の協力を求めるものとする。

(区民の備蓄)

第三十条 区民は、震災の発生に備えて、日常生活の中で食料、飲料及び生活必需品の備蓄に努めなければならない。

2 中高層の共同住宅の居住者は、前項で定める備蓄のほか、救出、避難等の用具について協力して備蓄に努めなければならない。

(事業者の備蓄)

第三十一条 区規則で定める事業者は、区長の要請に従い、食料、飲料、生活必需品及び救出、避難等の用具の備蓄を計画的に行わなければならない。

2 区規則で定める中高層の共同住宅を新築する者及びその所有者は、前条第二項で定める備蓄を行うため、区規則で定めるところにより、備蓄場所を確保しなければならない。

3 区長は、必要と認めたときは、第一項の事業者にあつては備蓄状況の報告を、前項の中高層の共同住宅を新築する者及びその所有者にあつては備蓄場所の報告を求めることができる。

第六節 自主防災組織及び登録ボランティア

(自主防災組織)

第三十二条 区長は、自主防災組織の育成のため、必要な施設及び装備の助成、研修の実施並びに自主防災意識の啓発に努めなければならない。

2 区長は、自主防災組織の活性化のため、その規模の適正化並びに消防団及び事業所自衛消防組織との連携について、関係者に助言することができる。

3 区長は、地域防災リーダーの育成に努めなければならない。

4 自主防災組織が防災倉庫又はこれに類する施設を設置しようとする場合は、区長は、その管理する公共用地を、当該自主防災組織に無償で使用させることができる。

(登録ボランティア)

第三十三条 区長は、広範な防災業務に区民等の自発的な協力を求めるため、災害時の地域における

救護、医療、通訳、応急危険度判定等に専門的な知識又は技能を有する防災ボランティアの登録制度を整備し、その拡充に努めなければならない。

- 2 区長は、前項の規定により登録された防災ボランティア(以下「登録ボランティア」という。)の資質の向上及び活動環境の整備に努めなければならない。

(登録ボランティアの活動)

第三十四条 登録ボランティアは、平常時に、震災に備え防災意識の普及啓発、防災訓練の支援等地域防災力の向上のための活動を行う。

- 2 登録ボランティアは、震災発生時に、災害対策本部、避難所、避難場所及び医療救護所の円滑な運営のため、活動を行う。ただし、区長が別に指示する者は、当該指示により活動する。

(災害補償)

第三十五条 自主防災組織構成員及び登録ボランティアが、防災訓練中の事故により死亡し、又は傷害を受けたときの補償については、区規則の定めるところによる。

第七節 要配慮者の援護

(要配慮者の援護)

第三十六条 区長は、震災発生時に要配慮者を救助し、又は援護する体制が地域において整備されるよう、必要な助成及び助言を行わなければならない。

- 2 区長は、要配慮者が被災した場合において、専門的な介助等が必要と認めるときは、区立福祉施設等の介護可能な施設で、当該要配慮者に対し、適切な援護を行わなければならない。

(避難行動要支援者名簿の作成)

第三十六条の二 区長は、前条第一項に規定する体制の整備を行うため、避難行動要支援者(要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。)名簿を作成するものとする。

- 2 区長は、前項の名簿に含まれる個人情報(渋谷区個人情報保護条例(平成元年渋谷区条例第四十号。以下「保護条例」という。)第二条第一号に規定する個人情報をいう。以下同じ。)のうち区規則で定めるものについて、保護条例第十四条第二項の規定により目的外利用をし、又は自主防災組織等及び区規則で定めるものに対して、保護条例第十五条第二項の規定により外部提供をし、必要な個人情報を共有させることができる。

第八節 医療救護等

(医療救護)

第三十七条 区長は、震災発生時における医療救護を適切に行うため、都と総合調整を図り、医師会、歯科医師会、薬剤師会等との業務協力体制の整備に努めなければならない。

- 2 区長は、医療救護を行う拠点病院をあらかじめ指定し、震災発生時においては、医療救護対応を効率的に行うため、医療救護の本部を置くほか、医療救護所を設置する。
- 3 区長は、関係機関と連携して、被災後の区民の身体的及び精神的ケアに努めなければならない。

(動物の保護等)

第三十八条 区長は、震災発生時における飼育動物の保護及び動物からの危害防止並びに公衆衛生の維持のため、獣医師会等との業務協力体制の整備に努めなければならない。

資料編

Ⅰ 条例・規則等

第八節の二 帰宅困難者

(帰宅困難者対策)

第三十八条の二 区長は、帰宅困難者対策のため、国、都、防災関係機関、鉄道機関、事業者及び学校等(区内にある大学、短期大学、高等学校、専修学校、各種学校をいう。以下同じ。)に対し、一時滞在施設の確保、食料、飲料、生活必需品及び避難誘導用具の備蓄、情報提供体制及び避難誘導体制の確立、便所の開放等を求めることができる。

- 2 区長は、帰宅困難者が避難所へ避難することによる混乱を防止し、適切に一時滞在施設へ誘導するため、周知、啓発その他必要な措置を講じるものとする。

(駅周辺の対策)

第三十八条の三 区長は、都市再生緊急整備地域(都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第二条第三項に定めるものをいう。)その他区長が定める地域において、帰宅困難者対策を推進するための団体の組織化及びその活動に対して、必要な支援を行うものとする。

- 2 前項に定める地域において、鉄道機関、区規則で定める大規模事業者(以下「大規模事業者」という。)及び学校等は、地域団体及び事業者と協力して、帰宅困難者対策を推進するための組織を結成し、一時滞在施設の確保、食料、飲料、生活必需品及び避難誘導用具の備蓄、情報の提供、避難誘導、便所の開放等を行わなければならない。

- 3 前項で定める組織は、駅周辺等の帰宅困難者対策を適切に行うため、計画的に訓練を実施しなければならない。

(集客施設に来所する者等の保護)

第三十八条の四 大規模事業者のうち、百貨店、展示場、遊技場等の集客施設に係る設置者又は管理者は、震災時にその来所する者等を保護する責任を負う。

第九節 防災訓練等

(防災訓練)

第三十九条 区長は、計画的に防災訓練及び防災教育を実施するとともに、自主防災組織が行う防災訓練に必要な支援を行わなければならない。

- 2 区民は、区、消防機関及び自主防災組織が行う防災訓練及び研修に積極的に参加しなければならない。

(防災点検の日)

第四十条 毎年、一月十七日を「防災点検の日」と定め、区民及び区は、相互に協力し、防災体制及び防災施設、防災資器材、備蓄品等の点検を行わなければならない。

(防災資器材の普及)

第四十一条 区長は、家庭での震災予防及び安全対策のため、区民に消火器その他の防災資器材のあつせんを行い、その普及に努めなければならない。

第四章 震災復興対策

(設置)

第四十二条 区長は、地域が震災により被害を受けた場合において、当該被害の重大性に照らして、震災復興に関する事業を迅速かつ計画的に実施するため、必要があると認めるときは、渋谷区震災

復興本部(以下この章において「本部」という。)を設置するものとする。

(組織)

第四十三条 本部の長は、復興本部長(以下この章において「本部長」という。)とし、区長をもって充てる。

2 本部に、復興副本部長、復興本部員及びその他の職員を置く。

第四十四条 本部に部を置く。

2 部に部長を置く。

3 本部及び部に属すべき職員は、区規則で定める。

(職務)

第四十五条 本部長は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 復興副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 部長は、本部長の命を受け、部の事務をつかさどる。

4 復興本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

5 その他の職員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。

第五章 補 則

(その他の災害対策)

第四十六条 区長は、震災を除く災害の対策に関しては、この条例の規定の趣旨にのっとり、万全の措置を講ずるものとする。

2 第三十六条及び第三十六条の二の規定は、前項の場合について準用する。

(委任)

第四十七条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、区規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成八年四月一日から施行する。

(東京都渋谷区防災会議条例の廃止等)

2 東京都渋谷区防災会議条例(昭和三十八年東京都渋谷区条例第十九号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

3 旧条例に基づく東京都渋谷区防災会議は、この条例に基づく渋谷区防災会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(東京都渋谷区災害対策本部条例の廃止)

4 東京都渋谷区災害対策本部条例(昭和三十八年東京都渋谷区条例第二十号)は、廃止する。

附 則(平成一三年条例第四一号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の渋谷区震災対策総合条例の規定は、平成十三年四月一日から適用する。

附 則(平成一八年条例第四七号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一九年条例第二号抄)

資料編

Ⅰ 条例・規則等

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

(渋谷区震災対策総合条例の一部改正に伴う経過措置)

7 改正法附則第三条第一項の規定により従前の例により在職するものとされる収入役の任期中にあっては、第九条の規定による改正後の渋谷区震災対策総合条例第六条第五項第五号の規定は適用せず、第九条の規定による改正前の渋谷区震災対策総合条例第六条第五項第五号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号中「助役」とあるのは、「副区長」とする。

附 則(平成二一年条例第一一号)

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第三十一条第二項の改正規定及び同項を同条第三項とし、同条第一項の次に一項を加える改正規定は、平成二十一年十月一日から施行する。

附 則(平成二五年条例第九号)

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則(平成三一年条例第七号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 渋谷区震災対策総合条例施行規則

渋谷区震災対策総合条例施行規則

平成八年三月二九日規則第二三号

(趣旨)

第一条 この規則は、渋谷区震災対策総合条例(平成八年渋谷区条例第十九号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(事業所防災計画の報告)

第二条 条例第四条第二項の区規則に定める事業所とは、消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第八条第一項及び第三十六条第一項の規定により、防災管理者の選任及び消防計画を作成しなければならない事業場とする。

2 条例第四条第二項の規定により防災計画を作成した場合は、事業者は、当該計画を区長に報告するものとする。ただし、他の法令等の規定により、事業所単位の防災計画を東京消防庁消防長に届け出た事業者(第二十八条の二第一項に定める大規模事業者を除く。)については、この限りでない。

(災害対策本部)

第三条 条例第八条に規定する災害対策本部(以下「本部」という。)は、災害対策本部会議(以下「本部会議」という。)を開催し、次の事項を審議及び決定する。

- 一 本部の非常配備態勢の整備及び廃止に関すること。
- 二 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
- 三 避難指示等に関すること。
- 四 災害応急・復旧対策に関すること。
- 五 区の業務の継続に関すること。
- 六 受援に関すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

(本部会議)

第四条 前条の本部会議は、次に掲げる者が出席する。

- 一 災害対策本部長(以下「本部長」という。)
- 二 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)
- 三 災害対策本部員(以下「本部員」という。)

2 前項各号に掲げる者のほか、本部長は、必要と認めたときは、本部会議に災害対策に係る関係者を出席させることができる。

(副本部長)

第五条 副本部長は、副区長、教育長及び危機管理対策部危機管理対策監をもって充てる。

2 条例第十一条第二項の規定による職務の代理は、副区長、教育長、危機管理対策部危機管理対策監の順序による。

(本部員)

第六条 本部員は、本部を構成する部の部長をもって充てる。

2 前項に掲げる者のほか、本部長は、必要と認めたときは、部に属する職員のうちから本部員を指名することができる。

資料編

Ⅰ 条例・規則等

(本部連絡員)

第七条 本部会議及び各部間の連絡調整を図るため、本部に本部連絡員を置く。

(本部派遣員)

第八条 本部長は、本部派遣員(条例第十二条第一項の規定により、本部の事務に協力する者をいう。)に対し、情報の収集、伝達、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(部)

第九条 条例第十条第一項の規定により、本部に置く部の名称及び分掌事務は、別表第一のとおりとする。

2 部に統括部長、担当部長及び担当副部長(以下「統括部長等」という。)を置く。

3 前項の統括部長等に充てる職は、区長が定める。

4 部に班を置き、班に班長を置く。

5 部に属すべき職員、部の編成及び班の分掌事務は、区長が定める。

(委嘱職員)

第十条 条例第九条第二項後段において区長が委嘱する防災ボランティアは、次に掲げる者とする。

一 専門的な知識又は技能を有する者

二 防災に係るボランティア活動に高度の知識及び経験を有する者

三 その他区長が特に必要と認める者

(街区消火器の配備基準)

第十一条 条例第二十一条に規定する街区消火器の配備基準として、消火器の設置間隔を百メートルとする。ただし、渋谷区地域防災計画で定める避難道路沿い二百メートル以内における火災危険地域(総合危険度四以上の地域をいう。)にあつては、六十メートルとする。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、公園、空地等家屋が存在しない地域又は大規模事業所で一の街区を占める地域にあつては、消火器を設置しないことができる。

(防火水槽等の設置)

第十二条 条例第二十二条第一項の規定に基づき、区長が設置する防火水槽等の容積は、四十立方メートル以上とする。

(備蓄要請の対象事業者)

第十三条 条例第三十一条に規定する区規則で定める事業者とは、従業員数百人以上の規模の者をいう。

(備蓄場所の位置)

第十三条の二 条例第三十一条第二項の区規則で定める中高層の共同住宅とは、地階を除く六階建以上の共同住宅であつて、六階以上に五戸以上の住宅を有するものとする。

2 条例第三十一条第二項に規定する備蓄場所は、六階以上に最長歩行距離二層以内ごとに設置するものとする。この場合において、当該備蓄場所の規模は、区長が別に定める。

3 前項前段の規定により設置した備蓄場所には、防災備蓄倉庫である旨を表示するものとする。

(備蓄場所の報告)

第十三条の三 中高層の共同住宅を新築する者及び所有者は、前条第二項前段の規定により設置した備蓄場所については、あらかじめ区長に報告するものとする。

2 区長は、前項の規定により報告を受けたときは、備蓄場所を確認し、確認書を交付する。

(自主防災組織の育成)

第十四条 条例第三十二条第一項の規定に基づく自主防災組織の育成に当たっては、区長は、当該地域を所管する出張所と自主防災組織との連携及びその協力体制の確立に努めるものとする。

(防災倉庫の設置)

第十五条 条例第三十二条第四項の規定に基づき、自主防災組織が区立都市公園地内に防災倉庫を設置しようとする場合において、区長は、必要と認めたときは、占用の許可を行うものとする。

(災害補償の実施)

第十六条 区長は、条例第三十五条の規定に基づき、防災訓練に参加した者が、当該防災訓練上の事故(以下「事故」という。)により、死亡し、又は負傷し、若しくは障害の状態となった場合は、その者に係る災害補償として、第十八条から第二十一条まで及び第二十三条から第二十五条までに定めるところにより災害補償を受けるべき者又は遺族に対し、支給する。

(災害補償の対象となる防災訓練)

第十七条 前条の規定による災害補償の対象となる防災訓練は、次に掲げるものとする。

- 一 渋谷区が主催するもの
- 二 自主防災組織等が行う自主的な防災訓練で、区に訓練計画書の届出のあったもの

(災害補償の種類)

第十八条 第十六条の規定により区長が支給する災害補償の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 入院療養補償
- 二 通院療養補償
- 三 休業補償
- 四 後遺障害一時金
- 五 死亡一時金

(災害補償の金額)

第十九条 入院療養補償、通院療養補償及び休業補償は、事故により負傷した者が、別表第二の上欄に掲げる区分に応じて、同表中欄に掲げる災害補償の要件に該当する場合に、同表下欄に掲げる方法により計算した金額を支給するものとする。ただし、同一の事故により入院療養補償及び通院療養補償を併せて行う場合には、三十一万五千円を限度とする。

(後遺障害一時金)

第二十条 後遺障害一時金は、第十七条の防災訓練に参加した者が、事故により障害の状態になった場合で、当該障害が固定した日から起算して百八十日以内で、かつ、事故発生の日から起算して一年六箇月以内において、別表第三に定める後遺障害があるときに、当該後遺障害の程度に対応する等級ごとに定める金額を支給するものとする。ただし、当該後遺障害が同表に定める後遺障害の二以上に該当する場合の等級は、重い後遺障害に対応する等級による。

- 2 事故発生の日から起算して一年六箇月を経過してもなお治療を要する場合で、かつ、別表第三に定める後遺障害があるため、区長が補償を行う必要があると認めたときは、前項の規定を準用する。
- 3 前二項の規定にかかわらず、障害のある者が、事故を原因として同一部位について障害の程度を加重することとなった場合には、これらの規定の例により算出した金額から従前の障害に対応するこれらの規定の例により算出した金額を差し引いた金額を支給するものとする。

(死亡一時金)

資料編

Ⅰ 条例・規則等

第二十一条 死亡一時金は、第十七条の防災訓練に参加した者が、事故を原因として、事故発生の日から起算して百八十日を経過する日までに死亡した場合に、その者の遺族(渋谷区防災従事者損害補償条例(昭和四十一年渋谷区条例第二十五号)第十六条の規定において、「遺族補償一時金」を「死亡一時金」と、「防災従事者」を「死亡した者」と読み替えて準用する遺族とする。以下同じ。)に対し支給し、その額は七百万円とする。

(訓練会場までの往復経路上の事故に対する災害補償)

第二十二条 区長は、第十七条に規定する防災訓練に参加するため防災訓練会場までの往復経路(合理的な経路及び方法によるものに限る。)上において、死亡し、又は負傷し、若しくは障害の状態となった場合は、災害補償を受けるべき者又は遺族に対し、前三条の規定を準用するものとする。ただし、支給する金額は、これらの規定に従って算出した金額の二分の一を限度として区長が定めるものとする。

(災害補償金計算の特例)

第二十三条 正当な理由なくその治療を怠ったため、障害の程度を加重することとなった場合は、その影響がなかったものとして、第十九条から前条までの規定を適用するものとする。

2 事故等(事故及び前条に規定する場合をいう。以下同じ。)の発生時に既に有していた疾病又は事故等後その障害の原因となった事故等と関係なく生じた障害若しくは疾病の影響により、当該障害の程度を加重することとなったときは、それらの影響がなかったものとして、第十九条から前条までの規定を適用する。

3 区長は、災害補償の原因となった事故等の発生について本人に重大な過失があるときは、その過失の程度に応じてその災害補償の金額を減額することができる。

(防災訓練に係る災害補償の認定)

第二十四条 第十七条に規定する防災訓練の主催者(以下「主催者」という。)は、その主催した防災訓練において事故等が発生した場合は、事故等の発生の日から七日以内に区長に報告しなければならない。

2 区長は、前項の報告を受けた場合は、その内容を審査した結果、災害補償の対象となると決定したときは、主催者を經由して、その補償を受けるべき者又は遺族に対し、速やかに災害補償の認定の通知をしなければならない。

(災害補償の請求及び決定)

第二十五条 災害補償を受けようとする者は、前条第二項の災害補償の認定の通知を受けた後、次の各号の区分に応じてそれぞれ当該各号に定めるときに、区長に速やかに補償の請求を行わなければならない。

一 入院療養補償、通院療養補償及び休業補償 当該療養又は休業が終了したとき。ただし、その療養又は休業が一月を超えるときは、一月ごとに、当該月を経過したとき。

二 後遺障害一時金 当該後遺障害が固定したとき。

三 死亡一時金 災害認定の通知を受けたとき、又は事故等の発生の日から起算して百八十日を経過する日までに死亡した場合の当該死亡したとき。

2 区長は、前項の規定による補償請求を受けたときは、速やかに災害補償金額を決定し、その旨を請求者に対して通知しなければならない。

(要配慮者の援護)

第二十六条 条例第三十六条第二項の規定に基づき、要配慮者に対し適切な援護を行うため、区長は、介護に必要な資器材等の備蓄に努めるものとする。

第二十六条の二 条例第三十六条の二に規定する避難行動要支援者名簿に登載する避難行動要支援者(以下「避難行動要支援者」という。)は、次に掲げる者とする。

- 一 区内在住の単身世帯者であって、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)に基づく要介護 2 以上の要介護認定を受けているもの
- 二 区内在住の単身世帯者であって、身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定による身体障害者手帳の交付を受けているもの(視覚障害、下肢障害又は体幹障害の障害程度がそれぞれ 2 級以上のものに限る。)
- 三 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 8 の規定により作成された渋谷区高齢者保健福祉計画で定めるセーフティネット見守りサポート事業(以下「セーフティネット見守りサポート事業」という。)に登録している者
- 四 別に定めるところにより区長に申請し、その承認を受けた者

2 災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 49 条の 11 第 2 項の規定により同条第 1 項に規定する名簿情報(以下「名簿情報」という。)を提供する避難支援等の実施に携わる関係者は、次に掲げる者とする。

- 一 災害対策基本法(昭和三十一年法律第二百二十三号)第四十二条の規定により作成された渋谷区地域防災計画で定める福祉避難所である福祉施設の管理者
- 二 介護保険法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者
- 三 介護保険法第百十七条の規定により作成された渋谷区介護保険事業計画で定める地域包括支援センターの管理者
- 四 セーフティネット見守りサポート事業の安心見守りサポート協力員

3 条例第三十六条の二第二項の区規定で定める場合は、本人が名簿情報の提供の拒否の申出をした場合とする。

4 条例第三十六条の二第二項の規定により提供する名簿情報の管理方法については、区長が別に定める。

(個別避難計画の作成)

第二十六条の三 条例第三十六条の三の規定により個別避難計画を作成するときは、避難行動要支援者の同意を得るものとする。

- 2 災害対策基本法第四十九条の十五第二項の規定により同条第一項に規定する個別避難計画情報を提供する避難支援等の実施に携わる関係者は、前条第二項各号に掲げる者とする。
- 3 条例第三十六条の三第二項に規定する区規則で定める場合は、本人が名簿情報の提供の拒否の申出をした場合とする。
- 4 条例第三十六条の三第二項の規定により提供する個別避難計画に記載された情報の管理方法については、区長が別に定める。

(医療救護)

第二十七条 条例第三十七条第一項の規定に基づく業務協力体制の整備に当たっては、区長は、医療救護所等における医療資器材等の計画的な確保に努めるものとする。

資料編

1 条例・規則等

- 2 条例第三十七条第三項の規定に基づく身体的及び精神的ケアに当たっては、区長は、相談所の設置、巡回相談チームの編成等に必要な条件整備に努めるものとする。

(動物保護体制)

第二十八条 条例第三十八条の規定に基づく業務協力体制の整備に当たっては、区長は、あらかじめ獣医師会等と協議し、保護施設の設置等必要な条件整備に努めるものとする。

- 2 区長は、特定動物(東京都動物の保護及び管理に関する条例(昭和五十四年東京都条例第八十一号)第二条第二号に定める特定動物をいう。)に係る情報の把握に努めるものとする。

(大規模事業者及び学校)

第二十八条の二 条例第三十八条の三第二項に規定する大規模事業者とは、延べ面積三千平方メートルを超える建築物(共同住宅を除く。)を新築する者又は所有する者をいう。

- 2 条例第三十八条の三第二項の区規則で定める学校等とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に定める大学であって、区長が別に定めるものとする。

(防災点検の日事業計画)

第二十九条 条例第四十条の規定に基づく「防災点検の日」の実施に当たっては、区長は、防災点検の日事業計画を作成し、区民及び関係機関への周知に努めるものとする。

(復興本部長の所掌事務)

第三十条 条例第四十三条第一項に規定する復興本部長は、渋谷区震災復興本部(以下「復興本部」という。)の基本方針を決定する。

(副本部長)

第三十一条 条例第四十三条第二項に規定する復興副本部長は、副区長、教育長及び危機管理部危機管理対策監をもって充てる。

- 2 条例第四十五条第二項の規定による職務の代理は、副区長、教育長、危機管理対策部危機管理対策監の順序による。

(本部員)

第三十二条 条例第四十三条第二項に規定する復興本部員は、復興本部を構成する部の部長をもって充てる。

- 2 前項に掲げる者のほか、復興本部長は、必要と認めたときは、復興本部に属する職員のうちから復興本部員を指名することができる。

(部)

第三十三条 条例第四十四条第一項の規定により、本部に置く部の名称及び分掌事務は、区長が定める。

- 2 部に統括部長等を置く。
- 3 前項の統括部長等に充てる職は、区長が定める。
- 4 部に班を置き、班に班長を置く。
- 5 部に属すべき職員、部の編成及び班の分掌事務は、区長が定める。

(委任)

第三十四条 この規則の施行について必要な事項は、区長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成八年四月一日から施行する。
- 2 東京都渋谷区災害対策本部条例施行規則(昭和三十八年東京都渋谷区規則第二十三号)は、廃止する。

附 則(平成一三年規則第六〇号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の渋谷区震災対策総合条例施行規則の規定は、平成十三年四月一日から適用する。

附 則(平成一九年規則第三六号)

- 1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。
- 2 地方自治法の一部を改正する法律(平成十八年法律第五十三号)附則第三条一項の規定により従前の例により在職するものとされる収入役の任期中にあっては、改正後の第五条の規定は適用せず、改正前の第五条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「副区長」とあるのは、「副区長、収入役」とする。

附 則(平成二一年規則第三六号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条の改正規定 平成二十一年六月一日
- 二 第十三条の次に二条を加える改正規定 平成二十一年十月一日

附 則(平成二五年規則第二五号)

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則(平成二八年規則第一五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二九年規則第一〇号)

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則(平成二九年規則第三九号)

この規則は、平成二十九年九月十五日から施行する。

附 則(平成三一年規則第七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和四年規則第三十号)

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

附 則(令和五年規則第二十一号)

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

附 則(令和七年規則第九十五号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第一(第9条関係)

部	分掌事務
災対統括部	1 災害対策の総合調整に関すること。 2 都災害対策本部等及び防災関係機関等との連絡調整に関すること。 3 災害情報の収集及び総括に関すること。

資料編
Ⅰ 条例・規則等

部	分掌事務
	4 避難情報に関すること。 5 自衛隊への派遣要請に関すること。 6 都知事への要請及び隣接区との相互協力応援要請に関すること。 7 災害対策本部会議に関すること。 8 本部長指令の伝達に関すること。 9 区民への情報伝達全般に関すること。 10 防災行政無線に関すること。 11 災害救助法(昭和 36 年法律第 223 号)の適用に関すること。 12 帰宅困難者対策に関すること。 13 災害広報に関すること。 14 報道対応に関すること。 15 記者会見に関すること。 16 災害状況の記録に関すること。 17 災害相談窓口に関すること。 18 情報システムの被害調査及び復旧対策に関すること。 19 情報システムの維持に関すること。 20 災害対策本部の電算機器の手配に関すること。 21 東京都震災復興本部との連絡調整に関すること。 22 復興対策の準備調整に関すること。
災対受援総務部	1 本部長室及び本部の庶務に関すること。 2 本部長及び副本部長の庶務に関すること。 3 区有車両の管理に関すること。 4 車両調達計画に関すること。 5 物資等の搬送に関すること。 6 緊急輸送の実施に関すること。 7 災害時協定締結団体への協力要請に関すること。 8 受援業務の調整に関すること。 9 災害対策業務の契約に関すること。 10 職員及び職員の家族の安否確認に関すること。 11 職員の参集及び配置に関すること。 12 職員の宿泊及び給食に関すること。 13 職員の健康管理に関すること 14 職員のサービス及び給与に関すること。 15 国又は他の自治体への応援要請及び受入れに関すること。 16 本庁舎の被害状況等の調査に関すること。 17 本庁舎応急復旧対策に関すること。 18 災害ボランティアセンターの開設及び運営に関すること。

部	分掌事務
	19 ボランティアの受入れ及び配置に関すること。 20 東京都災害ボランティアセンターとの連絡に関すること。 21 ボランティア団体間の調整に関すること。 22 所管施設の被害状況等の調査及び保全管理に関すること。 23 区内備蓄物品管理に関すること。 24 物資調達及び配送計画に関すること。 25 救援物資の要請に関すること。 26 救援物資の受入れ及び管理に関すること。 27 民間協力団体との連絡調整に関すること。 28 飲料水及び生活用水の確保に関すること。 29 応急給水に関すること。 30 区議会議員との連絡調整に関すること。 31 他の部の所管に属さないこと。
災対財務部	1 災害対策予算に関すること。 2 財政援助等の手続きに関すること。 3 公有財産の管理に関すること。 4 区有施設の被害状況調査及び情報収集に関すること。 5 区有施設の応急復旧対策に関すること。 6 災害対策経費の支出に関すること。 7 災害対策に必要な現金及び有価証券の出納保管に関すること。 8 義援金の受付及び保管に関すること。
災対区民部	1 地域の被災情報の収集に関すること。 2 自主防災組織等との情報連絡及び活動支援に関すること。 3 所管施設の被害状況等の調査及び保全管理に関すること。 4 臨時区民相談所の開設に関すること。 5 震災犠牲者の死亡届の受理及び埋葬許可証の発行に関すること。 6 被災者台帳の管理に関すること。 7 り災証明書の発行に関すること。 8 窓口業務の再開に関すること。 9 住家被害認定調査の計画に関すること。 10 住家被害認定調査の実施に関すること。 11 住家被害認定調査事務局の運営に関すること。 12 都、消防及び関係機関との連絡調整に関すること。 13 住家被害認定調査票の管理に関すること。 14 商工団体等との情報連絡に関すること。 15 中小企業資金の貸付けに関すること。
災対福祉部	1 生活再建窓口の開設及び運営に関すること。

資料編
Ⅰ 条例・規則等

部	分掌事務
	2 義援金及び義援品の配分に関する事。 3 災害援護資金の貸付けに関する事。 4 災害弔慰金の支給に関する事。 5 被災者生活再建支援金の支給に関する事。 6 所管施設の被害状況等の調査及び保全管理に関する事。 7 避難行動要支援者の安否確認及び避難支援に関する事。 8 福祉避難所の開設及び運営に関する事。 9 福祉避難所への入所に関する事。 10 区外施設との連絡調整に関する事。
災対子ども支援部	1 所管施設の利用者の保護及び安否確認に関する事。 2 応急保育に関する事。 3 所管施設の被害状況等の調査及び保全管理に関する事。 4 被災子育て家庭の支援に関する事。 5 震災孤児に関する事。
災対健康部	1 災害医療コーディネーターに関する事。 2 保健医療調整本部(医療救護活動拠点)に関する事。 3 緊急医療救護所に関する事。 4 医師会等との連絡調整に関する事。 5 医療機関との連絡調整に関する事。 6 医療資器材の調達補給に関する事。 7 医薬品の調達補給に関する事。 8 緊急広域搬送の要請に関する事。 9 食品衛生及び環境衛生監視に関する事。 10 動物の保護に関する事。 11 所管施設の被害状況等の調査及び保全管理に関する事。 12 医療、助産及び救護に関する事。 13 被災後の精神的ケアに関する事。 14 被災地及び避難所等における感染症対策に関する事。 15 妊産婦及び乳幼児の対応に関する事。
災対建設部	1 応急仮設住宅需要数の把握及び入居計画に関する事。 2 応急仮設住宅用地の選定及び建設に関する事。 3 応急仮設住宅の入居者募集及び選定に関する事。 4 応急仮設住宅の管理に関する事。 5 一時提供住宅に関する事。 6 被災住宅相談に関する事。 7 被災住宅への対応に関する事。 8 都及び関係機関との連絡調整に関する事。

部	分掌事務
	9 帰宅困難者対策の支援に関すること。 10 応急危険度判定計画に関すること。 11 被災建築物応急危険度判定の実施に関すること。 12 被災宅地応急危険度判定の実施に関すること。 13 建築ボランティアとの連絡調整に関すること。 14 建築物の被災台帳の作成に関すること。
災対土木清掃部	1 道路、橋梁等の被害状況調査に関すること。 2 公園、児童遊園地、河川等の被害状況等の調査及び保全管理に関すること。 3 緊急輸送路の確保に関すること。 4 土木施設の応急復旧対策に関すること。 5 民間協力団体との連絡調整に関すること。 6 災害廃棄物仮置場の選定及び手配に関すること。 7 災害廃棄物仮置場の管理運営及び災害廃棄物等の受入れの調整に関すること。 8 災害廃棄物処理に関すること。 9 家屋解体処理に関すること。 10 都、警察及び関係機関との連絡調整に関すること。 11 23区清掃一部事務組合との調整に関すること。 12 災害廃棄物処理連絡会の設置及び開催に関すること。 13 粉じん対策に関すること。 14 アスベスト飛散防止対策に関すること。 15 災害廃棄物仮置場の周辺環境対策に関すること。 16 環境対策に関すること。 17 遺体収容所の開設及び管理に関すること。 18 遺体の検案、収容及び埋火葬に関すること。 19 火葬場の手配及び連絡調整に関すること。 20 要搜索者名簿の作成に関すること。
災対教育部	1 園児、児童生徒及び放課後クラブ児の保護及び安否確認に関すること。 2 被災児童及び生徒の教科書、教材及び学用品の調達に関すること。 3 応急教育に関すること。 4 所管施設の被害状況等の調査及び保全管理に関すること。 5 東京都教育委員会及び渋谷区教育委員会との連絡並びに渋谷区立小中学校及び幼稚園との連絡調整に関すること。 6 避難所、協定避難所及び避難場所に関すること。 7 収蔵品の管理に関すること。 8 避難支援に関すること。

資料編
Ⅰ 条例・規則等

別表第二(第十九条関係)

災害補償の金額

災害補償の種類	災害補償の要件	災害補償の金額
一 入院療養補償	事故により負傷し、治療を受けるため病院等に入院したとき。	三千五百円に入院日数を乗じて得た金額とする。ただし、入院日数が九十日を超えるときは九十日とする。
二 通院療養補償	事故により負傷し、治療を受けるため病院等に一週間以上通院したとき。	二千五百円に実通院日数を乗じて得た金額とする。ただし、当該事故発生の日から起算して九十日以内の通院に限る。
三 休業補償	事故により負傷し、就業できないとき。	三千円に実休業日数を乗じて得た金額とする。ただし、午後五時を経過した後に発生した事故の当日は、実休業日数に含めず、実休業日数が九十日を超えるときは九十日とする。

別表第三(第二十条関係)

災害補償後遺障害等級表

等級	金額	後遺障害の程度
第一級	七百万円	非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令(平成十八年総務省令第百十号)別表第二に定める障害等級(以下「障害等級」という。)第一級及び第二級に掲げる障害
第二級	五百五十万円	障害等級第三級及び第四級に掲げる障害
第三級	四百万円	障害等級第五級及び第六級に掲げる障害
第四級	三百万円	障害等級第七級及び第八級に掲げる障害
第五級	二百万円	障害等級第九級及び第十級に掲げる障害
第六級	百三十万円	障害等級第十一級及び第十二級に掲げる障害
第七級	七十万円	障害等級第十三級及び第十四級に掲げる障害

3 渋谷区災害弔慰金の支給に関する条例

渋谷区災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和四九年一〇月一四日 条例第三一号

第一章 総 則

(目的)

第一条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和四十八年政令第三百七十四号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した区民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた区民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もつて区民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- 一 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- 二 区民 災害により被害を受けた当時区内に住所を有した者をいう。

第二章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第三条 区長は、区民が令第一条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第四条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第三条第二項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- 一 死亡者の死亡当時において、死亡者が生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項及び第三項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。
- 二 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順位とする。
 - ア 配偶者
 - イ 子
 - ウ 父母
 - エ 孫
 - オ 祖父母
- 三 死亡者に配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合において、その死亡者に兄弟姉妹(その死亡者の死亡当時その者と同じくして生計を同じくしていた者に限る。)がいるときは、その兄弟姉妹に対し、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖

父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前二項(第一項第三号を除く。以下この項において同じ。)の規定により難いときは、前二項の規定にかかわらず、第一項の遺族のうち、区長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前三項において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が二人以上あるときは、その一人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第五条 災害により死亡した者一人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては五百万円とし、その他の場合にあっては二百五十万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第六条 災害の際現にその場にいた者についての死亡の推定については、法第四条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第七条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- 一 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- 二 令第二条に規定する場合

(支給の手続)

第八条 区長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、区規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 区長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第三章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第九条 区長は、区民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該区民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第十条 障害者一人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては二百五十万円とし、その他の場合にあっては、百二十五万円とする。

(準用規定)

第十一条 第七条及び第八条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第四章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

資料編

1 条例・規則等

第十二条 区長は、令第三条に掲げる災害により法第十条第一項各号に掲げる被害を受けた世帯の区民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第十条第一項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第十三条 災害援護資金の一災害における一世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

一 療養に要する期間がおおむね一月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね三分の一以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 百五十万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 二百五十万円

ウ 住居が半壊した場合 二百七十万円

エ 住居が全壊した場合 三百五十万円

二 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 百五十万円

イ 住居が半壊した場合 百七十万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 二百五十万円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 三百五十万円

三 第一号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「二百七十万円」とあるのは「三百五十万円」と、「百七十万円」とあるのは「二百五十万円」と、「二百五十万円」とあるのは「三百五十万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は十年とし、据置期間はそのうち三年(令第七条第二項括弧書の場合は、五年)とする。

(保証人及び利率)

第十四条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合にあっては無利子とし、保証人を立てない場合にあっては据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年三パーセント以内で区規則で定める率とする。

3 保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第九条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第十五条 災害援護資金は、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第十三条第一項及び令第八条から第十一条までの規定によるものとする。

(委任)

第十六条 この条例の施行に関し必要な事項は、区規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十八年七月十六日以後に生じた災害に関して適用する。

附 則(昭和五〇年条例第二一号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和五十年一月二十三日から適用する。

附 則(昭和五一年条例第四九号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東京都渋谷区災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例第五条の規定は昭和五十一年九月七日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、同条例第十条第一項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和五三年条例第二六号)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東京都渋谷区災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例(以下「改正後の条例」という。)第五条の規定は昭和五十三年一月十四日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、同条例第十条第一項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

2 この条例による改正前の東京都渋谷区災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例第五条の規定に基づいて支給された災害弔慰金は、改正後の条例第五条の規定による災害弔慰金の内払とみなす。

附 則(昭和五六年条例第三五号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東京都渋谷区災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例第五条の規定は、昭和五十五年十二月十四日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、同条例第十条第一項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和五七年条例第二七号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の東京都渋谷区災害弔慰金の支給等に関する条例第九条、第十条及び第十一条の規定は、昭和五十七年七月十日以後に生じた災害により、負傷し又は疾病にかかった区民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則(昭和六二年条例第一一号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の東京都渋谷区災害弔慰金の支給等に関する条例第十三条第一項の規定は、昭和六十一年七月十日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(平成三年条例第三四号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の東京都渋谷区災害弔慰金の支給等に関する条例第五条の規定は、平成三年六月三日以後に生じた災害により死亡した区民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、同条例第十条の規定は、当該災害により負傷し又は疾病にかかった区民に対する災害障害見舞金の支給について、同条例第十三条第一項の規定は、同年五月二十六日以後に生じた災害によ

資料編

Ⅰ 条例・規則等

り被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(平成三十一年条例第二号)

- 1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第四条第一項及び第三項の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第四条第一項及び第三項の規定は、平成二十三年三月十一日以後に生じた災害により死亡した区民に係る災害弔慰金の支給について適用する。
- 3 この条例による改正後の第十四条及び第十五条第三項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

4 渋谷区災害弔慰金の支給に関する条例施行規則

渋谷区災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和四九年一〇月一四日 規則第三五号

第一章 総 則

(目的)

第一条 この規則は、渋谷区災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和四十九年渋谷区条例第三十一号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第二章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第二条 区長は、条例第三条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- 一 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別及び生年月日
- 二 死亡(行方不明を含む。以下同じ。)の年月日及び死亡の状況
- 三 死亡者の遺族に関する事項
- 四 支給の制限に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第三条 区長は、渋谷区の区域外で死亡した区民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を出させるものとする。

2 区長は、区民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を出させるものとする。

第三章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第四条 区長は、条例第九条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- 一 障害者の氏名、性別及び生年月日
- 二 障害の原因となる負傷又は疾病の状況となつた年月日及び負傷又は疾病の状況
- 三 障害の種類及び程度に関する事項
- 四 支給の制限に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めた事項

(必要書類の提出)

第五条 区長は、渋谷区の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状況となつた区民に対し、負傷し又は疾病にかかつた地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 区長は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(別記第一号様式)を提出させるものとする。

第四章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込み)

第六条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した借入申込書(別記第二号様式)を区長に提出しなければならない。

- 一 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- 二 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- 三 貸付けを受けようとする理由及び資金の使途についての計画
- 四 保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

2 借入申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- 二 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を一月から五月までの間に受けた場合にあっては前前年とする。以下この号において同じ。)において、他の市区町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市区町村長の証明書
- 三 その他区長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月一日から起算して三月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第七条 区長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第八条 区長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書(別記第三号様式)を借入申込者に交付するものとする。

2 区長は、借入申込者に対して資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付決定不承認通知書(別記第四号様式)を借入申込者に交付するものとする。

(借用書の提出)

第九条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、借用書(保証人を立てる場合は、保証人の連署した借用書)(別記第五号様式)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)の印鑑証明書(保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑証明書)を添えて区長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第十条 区長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(貸付金の利率)

第十条の二 条例第十四条第二項に規定する利率は、年一パーセントとする。

(償還の完了)

第十一条 区長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第十二条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(別記第六号様式)を区長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第十三条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他区長が必要と認める事項を記載した申請書(別記第七号様式)を区長に提出しなければならない。

2 区長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他区長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認書(別記第八号様式)を当該借受人に交付するものとする。

3 区長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(別記第九号様式)を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第十四条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書(別記第十号様式)を区長に提出しなければならない。

2 区長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払を免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認書(別記第十一号様式)を当該借受人に交付するものとする。

3 区長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(別記第十二号様式)を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第十五条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他区長が必要と認める事項を記載した申請書(別記第十三号様式)を区長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

一 借受人の死亡を証する書類

二 借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 区長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書(別記第十四号様式)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 区長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書(別記第十五号様式)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第十六条 区長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第十七条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異同を生じたときは、借受人は速やかに、区長に氏名等変更届(別記第十六号様式)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代つてその旨を届け出るものとする。

資料編

Ⅰ 条例・規則等

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五三年規則第七五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五七年規則第二九号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の東京都渋谷区災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則第四条及び第五条の規定は、昭和五十七年七月十日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった区民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則(平成三一年規則第五号)

- 1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の渋谷区災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、適用しない。

別記様式 省略

5 渋谷区防災従事者損害補償条例

渋谷区防災従事者損害補償条例

平成一八年一二月一四日

条例第四八号

渋谷区防災従事者損害補償条例(昭和四十一年渋谷区条例第二十五号)の全部を改正する。

(目的)

第一条 この条例は、水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)第四十五条の規定による水防に従事した者に係る損害補償及び災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第八十四条第一項(原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)第二十八条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による応急措置の業務に従事した者に係る損害補償を的確に行うことを目的とする。

(損害補償を受ける権利)

第二条 水防法第二十四条の規定により水防に従事した者又は災害対策基本法第六十五条第一項(同条第三項(原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定若しくは災害対策基本法第六十五条第二項において準用する同法第六十三条第二項の規定により応急措置の業務に従事した者(以下これらを「防災従事者」という。)が水防に従事し、又は応急措置の業務に従事したこと(以下これらを「防災業務に従事したこと」という。)により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は防災業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったことを知ったときは、区長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によって損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。

第三条 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。

(損害補償の申請)

第四条 損害補償を受けようとする者は、区規則の定めるところにより、区長に申請しなければならない。

(損害補償の基準)

第五条 損害補償の種類、対象及び要件並びに補償額の算定方法については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和三十一年政令第三百三十五号)に定められているものの例による。

(審査請求)

第六条 防災従事者の死亡、負傷又は疾病が防災業務に従事したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について不服のある者は、区長に対して、審査請求をすることができる。

(報告、出頭等)

資料編

Ⅰ 条例・規則等

第七条 区は、審査又は損害補償の実施のため必要があると認めるときは、損害補償を受けようとする者又はその他の関係人に対して報告させ、文書を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。

(損害補償費の返還要求)

第八条 区は、防災従事者に対してこの条例の規定により、損害補償に要する費用を支給した後において、その支給額に錯誤があったことが判明したときは、当該防災従事者に対して、その錯誤に係る額の返還を求めることができる。

2 偽りその他不正の手段により損害補償を受けた者があるときは、区は、その損害補償に要した費用に相当する金額の全部又は一部をその者から返還させることができる。

(委任)

第九条 この条例の施行について必要な事項は、区規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成十八年七月一日から適用する。

附 則(平成二八年条例第六号)

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

6 渋谷区防災従事者損害補償条例施行規則

渋谷区防災従事者損害補償条例施行規則

平成一八年一二月一四日

規則第一〇七号

渋谷区防災従事者損害補償条例施行規則(昭和五十八年渋谷区規則第十七号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この規則は、渋谷区防災従事者損害補償条例(平成十八年渋谷区条例第四十八号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(事故の報告)

第二条 条例で定める損害補償(以下「補償」という。)を行うべき事故が発生した場合は、区長が定める指揮者、消防機関の長、警察官、海上保安官又は自衛官は、防災従事者事故発生報告書(別記第一号様式)に次の書類を添えて、速やかに区長に報告しなければならない。

- 一 現認書又は事実証明書
- 二 医師の診断書
- 三 現場見取図
- 四 その他事故の発生を認定するために必要な資料

(損害の認定及び通知)

第三条 区長は、前条の報告を受けたときは、その事故が条例第二条に規定する防災業務に従事したことによるものであるかどうかの認定を行い、その結果を防災従事者損害認定通知書(別記第二号様式)により、速やかに補償を受けるべき者に通知するものとする。

(補償の申請)

第四条 補償を受けようとする者は、前条の通知を受けた後、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに防災従事者損害補償申請書(別記第三号様式)を区長に提出しなければならない。

- 一 療養補償及び休業補償にあつては、当該療養及び休業の完了したとき。ただし、その期間が一月以上に及ぶときは一月ごとにその月を経過したとき。
- 二 傷病補償年金にあつては、療養開始後一年六月を経過した日又はその日以後において当該支給事由が生じたとき。
- 三 障害補償にあつては、当該障害が固定したとき。
- 四 介護補償にあつては、常時又は随時介護を受けたとき。ただし、その期間が一月以上に及ぶときは、一月ごとにその月を経過したとき。
- 五 遺族補償及び葬祭補償にあつては、防災従事者損害認定通知書を受領したとき。

(申請書に添付する書類)

第五条 前条の申請書には、住民票の写し及び防災従事者の過去一年間の収入額を証明する書類(療養補償及び介護補償の場合を除く。)をそれぞれ二通のほか、次に掲げる区分による書類

資料編

1 条例・規則等

を添付しなければならない。

- 一 休業補償の場合 療養のための休業を要することについての医師の診断書
 - 二 傷病補償年金の場合 負傷又は疾病に係る療養の開始後一年六月を経過していることを証明することができる書類及び障害の程度についての医師の診断書
 - 三 障害補償の場合 障害の程度についての医師の診断書
 - 四 介護補償の場合
 - ア 常時又は随時介護を要する状態にあることについての医師の診断書
 - イ 費用を支出して介護を受けた日がある場合は、当該介護を受けた年月日及び時間並びに当該介護に要する費用として支出した額を証明する書類
 - ウ 介護に従事した者の氏名及び当該介護を受けた者との続柄又は関係を記載した書類
 - 五 遺族補償の場合 死亡診断書その他防災従事者の死亡を証明することができる書類及び非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和三十一年政令第三百三十五号。以下「政令」という。)第八条の規定による補償を受ける資格を有することを証明する書類
 - 六 葬祭補償の場合 葬祭を行う者であることを証明する書類
 - 七 政令附則第三条に規定する他の法律による給付を受ける場合 当該法律の名称、年金又は手当の種類及び額並びに支給開始年月日を記載した書類
- 2 前項の書類のほか、補償の種類に応じ、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令(昭和三十一年政令第三百四十六号)第一条の規定による消防団員等公務災害補償等共済基金が定める支払請求書二通を添付しなければならない。
- 3 前条第一号及び第四号の場合において、第二回以降の申請書には、区長が特に必要があると認める場合を除くほか、第一項に規定する添付書類を省略することができる。

(補償金額の決定及び通知)

第六条 区長は、第四条の申請書を受理したときは、審査の上補償金額を決定し、防災従事者損害補償決定通知書(別記第四号様式)により、速やかに補償を受けるべき者に通知するものとする。ただし、政令第四条第二項に規定する区長があらかじめ指定する医療機関又は薬局(以下「指定医療機関」という。)において療養を受ける者の療養費については、直接当該指定療養機関に通知するものとする。

(年金証書の交付)

- 第七条 区長は、年金たる損害補償を受けるべき者に対し、前条の防災従事者損害補償決定通知書に併せて、傷病補償年金証書(別記第五号様式)、障害補償年金証書(別記第六号様式)又は遺族補償年金証書(別記第七号様式)(以下「年金証書」と総称する。)を交付するものとする。
- 2 区長は、既に交付した年金証書の記載事項に変更があった場合は、当該証書と引換えに新たな証書を交付するものとする。
- 3 区長は、必要があると認めたときは、年金証書の交付を受けた者に対し、当該証書の提出又は提示を求めることができる。

(年金証書の再交付)

第八条 年金証書の交付を受けた者は、当該証書を紛失し又は著しく損傷した場合においては、年金証書再交付申請書(別記第八号様式。損傷した場合は、その証書を添付する。)により、年

金証書の再交付を区長に申請することができる。

- 2 年金証書の再交付を受けた者は、その後において紛失した証書を発見したときは、速やかにこれを区長に返還しなければならない。

(補償費の支給方法等)

第九条 区長は、第六条の通知をした後、補償費を速やかに補償を受けるべき者に支給するものとする。ただし、同条ただし書の療養費については、直接当該指定療養機関に支給するものとする。

- 2 区長は、療養補償として支給する費用、休業補償及び介護補償については、特別の事情がない限り毎月一回支給するものとする。
- 3 年金たる損害補償の支給を受けようとする者は、毎回その支給を受けるときに、第七条の規定により交付された年金証書を区長に提示しなければならない。
- 4 前項の場合において、支給を最初に受けるときは、印鑑票(別記第九号様式)を提出しなければならない。

(療養費の支給)

第十条 政令第四条第三項の規定により療養の費用を当該防災従事者に支給する場合は、次に掲げるところによる。

- 一 災害を受けた場合において、緊急の必要から指定療養機関以外の療養機関での療養又は政令第四条第一項第五号若しくは第六号に掲げる療養を受けたとき。
- 二 災害を受けた場合において、付近に指定療養機関がないため、他の療養機関で療養を受けたとき。
- 三 災害の部位又は程度により、指定療養機関以外の療養機関での療養又は政令第四条第一項第五号若しくは第六号に掲げる療養を必要とする旨の主治医の証明があるとき。

(補償費の支給制限)

第十一条 次に掲げる費用は、補償しない。ただし、第一号に掲げる費用については、緊急の必要があるとき又は事前に区長の承認を得た場合は、この限りでない。

- 一 同一の傷病について同時に会計を異にする二以上の療養機関において療養を受けた場合の主たる療養を行った療養機関を除く他の療養機関に要した費用
- 二 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十六条第二項の規定による厚生労働大臣の定める療養に要する費用の算出に関する基準を超えた費用

(代表者選任届)

第十二条 政令第八条の二第二項の規定により遺族補償年金を受ける権利を有する者が二人以上あるときは、これらの者のうち一人を遺族補償年金の請求及び受領についての代表者に選任しなければならない。その場合において、代表者に選任された者は、代表者選任届(別記第十号様式)を区長に提出しなければならない。

(遺族補償年金の支給停止等)

第十三条 政令第八条の四第一項又は第二項の規定による申請は、遺族補償年金支給停止申請書(別記第十一号様式)又は遺族補償年金支給停止解除申請書(別記第十二号様式)により行わなければならない。

資料編

1 条例・規則等

- 2 区長は、前項の申請書を受理したときは、これを審査し、その結果を遺族補償年金支給停止・停止解除通知書(別記第十三号様式)により、速やかに申請者に通知するものとする。

(入、退院等の届出)

第十四条 療養補償の受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる届出を区長に提出しなければならない。

- 一 入院、退院又は転院したとき 入・退・転院届(別記第十四号様式)
- 二 療養の必要がなくなったとき 療養完了届(別記第十五号様式)

(変更等の届出)

第十五条 年金たる損害補償の受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、障害程度変更・遺族異動・年金支給額変更届(別記第十六号様式)を区長に提出しなければならない。

- 一 傷病補償年金又は障害補償年金の受給者の障害の程度に変更があったとき。
- 二 遺族補償年金を受ける権利が消滅したとき。
- 三 遺族補償年金の受給者と生計を同じくしている遺族補償年金の受給資格者の数に増減が生じたとき。
- 四 同一の事由により支給されている他の法律による年金の支給額に変更があったとき。

2 年金たる損害補償の受給者の氏名、住所等に変更があったとき又は傷病補償年金若しくは障害補償年金の受給者が死亡したときは、当該受給者又はその遺族は、その旨を区長に届け出なければならない。

- 3 区長は、第一項の届出により傷病等級又は障害等級を変更したときは、速やかに当該受給者に通知するものとする。

(現況届)

第十六条 年金たる損害補償の受給者は、毎年二月十日までに現況届(別記第十七号様式)を区長に提出しなければならない。

(記録等)

第十七条 区長は、損害補償記録簿(別記第十八号様式)、傷病補償年金記録簿(別記第十九号様式)、障害補償年金記録簿(別記第二十号様式)、介護補償記録簿(別記第二十一号様式)及び遺族補償年金記録簿(別記第二十二号様式)を備え、必要な事項を記入するものとする。

(委任)

第十八条 この規則の施行について必要な事項は、区長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成十八年七月一日から適用する。

附 則(平成二八年規則第一〇〇号)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

別記様式 省略

1 震災復興本部の組織及び分掌事務

震災復興本部 復興経営企画部	担当課	分掌事務
経営企画部長	経営企画課	震災復興事業の総合調整に関する事 震災復興本部に関する事 震災復興本部会議の開催に関する事 震災復興基本方針の策定に関する事 震災復興計画の策定に関する事 震災復興に係る国・都への要望事項のとりまとめに関する事 災害対策本部業務と震災復興本部業務の総合調整に関する事 東京都震災復興本部との連絡調整に関する事
	財政課	震災復興予算に関する事 震災復興に係る財政計画に関する事 財源の確保に関する事 震災復興基金に関する事
	資産総管理課	公有財産の総合調整及び管理に関する事 復興対策用地の確保に関する事 区有施設の復旧・再建計画に関する事
施設整備 担当部長	施設整備課 施設計画担当課長	区有施設の復旧・再建対策に関する事 区有施設の被災度区分判定に関する事

震災復興本部 復興危機管理対策部	担当課	分掌事務
危機管理対策 部長	防災課 防災計画担当課長	災害対策本部に関する事 災害情報の収集・総括に関する事
	安全対策課	生活安全・治安対策に関する事 警察署との連絡調整に関する事

震災復興本部 復興デジタルサービス部	担当課	分掌事務
デジタルサービス 部長	デジタルサービス課	復旧・復興対策業務におけるデジタルサービス、コミュニケーションツールに関する事
	ICT センター 副参事（行政 DX 推進 担当課長）	復旧・復興対策業務におけるデジタルサービス、コミュニケーションツールに関する事
	広報コミュニケーション課 副参事（広聴担当課長）	震災復興に係る広報に関する事 報道対応に関する事 記者会見に関する事 震災復興対策の記録に関する事 被災者総合相談所に関する事

資料編

II 本部組織・分掌事務

震災復興本部 復興総務部	担当課	分掌事務
総務部長	総務課 コンプライアンス推進 担当課長	寄附金に関すること 本庁舎の復旧・再建対策に関すること 所管施設の復旧・再建に関すること 他の復興部の所管に属さないこと 復旧・復興対策業務におけるコンプライアンス推進に関すること
	文書課	復旧・復興対策業務における法規及び区の例規に関する こと
	契約課	復旧・復興対策業務の契約に関すること
	インクルーシブシティ 推進課	インクルーシブシティセンターアイリスの復旧・再建に 関すること 復興対策業務におけるインクルーシブシティ推進に関す ること
人事担当部長	人事課 人財育成・支援担当課長	職員の配置に関すること 応援職員の要請及び受入に関すること

震災復興本部 復興区民部	担当課	分掌事務
区民部長	地域振興課 施設プロジェクト担当 課長	地域コミュニティの再建支援に関すること 所管施設の復旧・再建に関すること 被災者生活実態調査の支援に関すること
	住民戸籍課	家屋被害台帳（被災者台帳）の管理に関すること り災証明に関すること
	税務課	家屋被害状況調査（住家被害認定調査）に関すること 減免等の措置に関すること
	国民健康保険課	家屋被害状況調査（住家被害認定調査）票に関すること 減免等の措置に関すること

震災復興本部 復興産業観光文 化部	担当課	分掌事務
産業観光文化部 長 国際都市戦略特 命部長	産業観光課	商工団体等との情報連絡に関すること 産業の復興に関すること 雇用の確保に関すること 消費者の保護に関すること 観光の復興に関すること 所管施設の復旧・再建に関すること
	グローバル拠点都市推 進課 都市データ活用推進担 当課長	復旧・復興対策業務におけるスタートアップ・エコシス テム拠点形成戦略、シェアリングエコノミーに関するこ と 復旧・復興対策業務における各種都市データ活用に関す ること ボランティアセンターの広報に関すること
	文化振興課	ボランティアに関すること 所管施設の復旧・再建に関すること 被災文化財の修復に関すること

震災復興本部 復興学びとスポーツ部	担当課	分掌事務
学びとスポーツ部長	学びとスポーツ課 ウェルビーイング推進 担当課長	所管施設の復旧・再建に関すること
	図書館事業課	所管施設の復旧・再建に関すること

震災復興本部 復興福祉部	担当課	分掌事務
福祉部長	地域福祉課	災害援護資金の貸し付けに関すること 災害弔慰金の支給に関すること 災害障害見舞金の支給に関すること 被災者生活再建支援金の支給に関すること 義援金の配分に関すること 所管施設の復旧・再建に関すること
	障がい者福祉課	被災者生活実態調査に関すること 地域福祉需要調査(福祉需要)に関すること 被災者に対する福祉サービスに関すること 被災者に対する生活支援対策に関すること 所管施設の復旧・再建に関すること
	生活福祉課	生活保護に関すること 災害援護資金の貸し付けに関すること 災害弔慰金の支給に関すること 災害障害見舞金の支給に関すること 被災者生活再建支援金の支給に関すること 義援金の配分に関すること
	生活支援課 臨時特別給付金担当課長	災害援護資金の貸し付けに関すること 災害弔慰金の支給に関すること 災害障害見舞金の支給に関すること 被災者生活再建支援金の支給に関すること 義援金の配分に関すること 所管施設の復旧・再建に関すること
高齢者政策 担当部長	高齢者福祉課 福祉避難所対策担当課長	被災者生活実態調査に関すること 地域福祉需要調査(福祉需要)に関すること 被災者に対する福祉サービスに関すること 被災者に対する生活支援対策に関すること 所管施設の復旧・再建に関すること
	介護保険課	被災者生活実態調査に関すること 地域福祉需要調査(福祉需要)に関すること 減免等の措置に関すること

資料編

II 本部組織・分掌事務

震災復興本部 復興子ども家庭部	担当課	分掌事務
子ども家庭部長	保育課 保育指導担当課長	保育園の再開に関する事 所管施設の復旧・再建に関する事 地域福祉需要調査（保育需要）に関する事 被災者生活実態調査に関する事
	子ども青少年課	所管施設の復旧・再建に関する事 被災者生活実態調査に関する事 地域福祉需要調査（保育需要）に関する事
	子ども家庭支援センター 児童相談所調整担当課長	被災子育て家庭の支援に関する事 震災孤児に関する事 所管施設の復旧・再建に関する事 被災者生活実態調査に関する事 地域福祉需要調査(保育需要)に関する事
	子ども発達相談センター	所管施設の復旧・再建に関する事 被災者生活実態調査に関する事 地域福祉需要調査(保育需要)に関する事

震災復興本部 復興健康推進部	担当課	分掌事務
健康推進部長兼 保健所長	生活衛生課 地域保健医療担当課長	医師会等との連絡調整に関する事 医療機関の復旧・再建支援に関する事 食品衛生及び環境衛生監視に関する事 動物の保護に関する事 防疫に関する事
	地域保健課 中央保健相談所 幡ヶ谷保健相談所 恵比寿保健相談所	被災区民の健康管理に関する事 被災後の精神的ケアに関する事 感染症対策に関する事 所管施設の復旧・再建に関する事

震災復興本部 復興都市整備部	担当課	分掌事務
都市整備部長	都市計画課	家屋被害概況調査に関する事 家屋被害概況（被害区域、被害規模）の作成に関する事 と 都市復興基本方針の策定に関する事 都市復興基本計画の策定に関する事 被害状況図の作成に関する事 復興地区区分の指定に関する事 建築制限（第一次・第二次）に関する事 時限的市街地に関する事
	木密・耐震整備課	応急危険度判定に関する事
	建築課	応急危険度判定に関する事 被災度区分判定の周知に関する事 建築物の被災台帳の作成に関する事 建築制限（第一次・第二次）に関する事
	住宅政策課	応急仮設住宅の整備に関する事 公営住宅等の整備に関する事 入居者の募集及び選定に関する事 住宅復興計画の策定に関する事 マンション再建支援に関する事 住宅再建支援に関する事 民間住宅の供給支援に関する事 民間賃貸住宅入居支援に関する事 住宅相談窓口に関する事 区営住宅の被災度区分判定に関する事 被災住宅の応急修理に関する事

震災復興本部 復興まちづくり 推進部	担当課	分掌事務
まちづくり 推進部長	まちづくり課	復興まちづくり計画等の策定に関する事
	渋谷駅周辺まちづくり 課	渋谷駅周辺地域における復興まちづくり計画等の策定に 関すること
	渋谷駅中心五街区課 副参事（渋谷駅周辺計画 調整担当課長）	渋谷駅中心地区の五街区における復興まちづくり計画等 の策定に関する事

資料編

II 本部組織・分掌事務

震災復興本部 復興土木部	担当課	分掌事務
土木部長	企画管理課 道路課 緑道・道路構造物課	土木施設の復旧・再建に関すること
	交通政策課	復旧・復興対策業務における交通政策に関すること
	公園課	公園施設の復旧・再建に関すること 公園用地の調整に関すること 災害廃棄物（震災がれき）仮置場に関すること 所管施設の復旧・再建に関すること

震災復興本部 復興環境政策部	担当課	分掌事務
環境政策部長	環境政策課 環境整備課	災害廃棄物（震災がれき）仮置場の周辺環境対策に関すること
	清掃リサイクル課	ごみ処理に関すること 災害廃棄物（震災がれき）の処理に関すること 東京二十三区清掃一部事務組合との調整に関すること 都及び関係機関との連絡調整に関すること 所管施設の復旧・再建に関すること

震災復興本部 復興教育部	担当課	分掌事務
教育委員会事務局次長	教育政策課 未来の学校担当課長	所管施設の復旧・再建に関すること
	学務課	被災児童・生徒等への支援に関すること 所管施設の復旧・再建に関すること
	教育指導課	学校教育活動の再開に関すること 被災児童及び生徒の精神的ケアに関すること 所管施設の復旧・再建に関すること
	教育センター	教育センターの再開に関すること
	地域学校支援課	放課後クラブの再開に関すること

震災復興本部 復興会計部	担当課	分掌事務
会計部長	会計管理室	復興対策経費の支出に関すること 復興対策に必要な現金及び有価証券の出納保管に関すること 義援金の受付・保管に関すること

震災復興本部 復興議会部	担当課	分掌事務
区議会事務局長	区議会事務局	区議会議員との連絡調整に関すること 議会に関すること

2 震災復興本部会議構成員及び運営事務局

<震災復興本部体制図>

○震災復興本部体制

復興本部長

- ・ 区長

復興副本部長

- ・ 副区長
- ・ 副区長
- ・ 教育長
- ・ 危機管理対策監

復興本部員

- ・ 復興経営企画部長（経営企画部長）
- ・ 復興経営企画部施設整備担当部長（施設整備担当部長）
- ・ 復興危機管理対策部長（危機管理対策部長）
- ・ 復興デジタルサービス部長（デジタルサービス部長）
- ・ 復興総務部長（総務部長）
- ・ 復興総務部人事担当部長（人事担当部長）
- ・ 復興区民部長（区民部長）
- ・ 復興産業観光文化部長（産業観光文化部長）
- ・ 復興産業観光文化部国際都市戦略特命部長（国際都市戦略特命部長）
- ・ 復興学びとスポーツ部長（学びとスポーツ部長）
- ・ 復興福祉部長（福祉部長）
- ・ 復興福祉部高齢者政策担当部長（高齢者政策担当部長）
- ・ 復興子ども家庭部長（子ども家庭部長）
- ・ 復興健康推進部長（健康推進部長）
- ・ 復興都市整備部長（都市整備部長）
- ・ 復興まちづくり推進部長（まちづくり推進部長）
- ・ 復興土木部長（土木部長）
- ・ 復興環境政策部長（環境政策部長）
- ・ 復興教育部長（教育委員会事務局次長）
- ・ 復興会計部長（会計管理者）
- ・ 復興議会部長（区議会事務局長）

資料編

// 本部組織・分掌事務

＜震災復興本部会議構成員及び運営事務局＞

震災復興本部会議構成員

番号	参加者	担当者
1	本部長	区長
2	副本部長	副区長
3	副本部長	副区長
4	副本部長	教育長
5	副本部長	危機管理対策監
6	復興経営企画部長	経営企画部長
7	復興経営企画部施設整備担当部長	施設整備担当部長
8	復興危機管理対策部長	危機管理対策部長
9	復興デジタルサービス部長	デジタルサービス部長
10	復興総務部長	総務部長
11	復興総務部人事担当部長	人事担当部長
12	復興区民部長	区民部長
13	復興産業観光文化部長	産業観光文化部長
13-2	復興産業観光文化部国際都市戦略特命部長	国際都市戦略特命部長
14	復興学びとスポーツ部長	学びとスポーツ部長
15	復興福祉部長	福祉部長
16	復興福祉部高齢者政策担当部長	高齢者政策担当部長
17	復興子ども家庭部長	子ども家庭部長
18	復興健康推進部長	健康推進部長
19	復興都市整備部長	都市整備部長
20	復興まちづくり推進部長	まちづくり推進部長
21	復興土木部長	土木部長
22	復興環境政策部長	環境政策部長
23	復興教育部長	教育委員会事務局次長
24	復興会計部長	会計管理者
25	復興議会部長	区議会事務局長

震災復興本部会議運営事務局

番号	担当	担当者	役割
1	事務局長	経営企画部長	事務局統制
2	会議運営	経営企画課長	会議開催準備・進行
3	記録・発表	広報コミュニケーション課長	会議記録・記者会見・報道対応

※震災復興本部会議の進行は、経営企画課長が行う。

1 災害時における城南5区相互応援協定

(渋谷区・品川区・目黒区・大田区・世田谷区)

災害時における城南5区相互応援協定書

品川区、目黒区、大田区、世田谷区及び渋谷区の5区（以下「城南5区という。」）は、地震等による災害が発生した場合に、隣保共助の精神に基づいて、災害時における相互応援を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は大規模災害においては、隣接区といえども、被害の程度は必ずしも一様ではなく、大きな被害を受ける区、比較的被害が軽い区とが生じることが有り得ることに鑑み、このような場合において、余力のある区が、被害の大きい区の要請を受け、又は、状況によっては要請を待たずに応援を円滑に行うことを目的とする。

(応援の内容)

第2条 城南5区が、相互に応援する業務は、次のとおりとする。

- ① 備蓄品による応急物資、資材の供給
- ② 応急対策及び復旧に要する職員の派遣
- ③ 避難所における避難住民の受け入れと救援
- ④ 物資集積所等の後方支援基地の提供
- ⑤ 連絡業務、発注業務等の事務処理の協力

2 前項に定める業務のほか、必要に応じて、各区間の協議により、業務を追加することができる。

(応急物資等の輸送)

第3条 応急物資等及び派遣職員の輸送は、応援の要請を受けた区が行うものとする。

(経費の負担)

第4条 応急物資等の供給に要する経費（輸送に要する経費を含む。）は、原則として、当該応援を要請した区が負担するものとし、その額は供給をする区と供給を受ける区で協議のうえ定める。ただし避難住民の受け入れ及び救援に要する費用は、受け入れ区で負担する。

2 前項の経費の支払いは、供与を受けたものと同一のものを提供することによって、代える事ができる。

(応援の調整)

第5条 この協定に基づいて、応援を行う区が複数あるときは、応援を有効に行うために応援を行う区間で協議し、応援の調整を行う区を定めることができる。

(緊急応援)

第6条 応援を行う区は、応援を受ける区が、災害による被害によって応援の要請を行うことができないと判断した場合は、応援を受ける区の要請を待たずに応援を開始することができる。

2 前項の規定により、応援を開始した場合においては、速やかに当該応援にかかる協議を行うものとする。

(連絡会の設置)

第7条 災害時の相互応援を円滑に行うため必要に応じて、城南5区で連絡、情報交換を行う連絡会を開催する。

2 前項の連絡会は、城南の5区の防災主管課長によって構成し、事務局は第三ブロックの防災主管課長会の幹事区が担当する。

(協議)

第8条 この協定の解釈、運用について疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、城南5区間で協議のうえ決定する。

この協定締結の証として、本協定書5通作成し、連署のうえ各1通を保有する。

平成7年12月1日

品川区長	高橋久二
目黒区長	河原勇
大田区長	西野善雄
世田谷区長	大場啓二
渋谷区長	小倉基

2 特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定（23区）

特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定

（目的）

第1条 この協定は、特別区（以下「区」という。）の区域において大規模な地震等の災害が発生した場合において、区相互間の協力により応急対策及び復旧対策等の円滑化を図るとともに、災害を受けた区（以下、「被災区」という。）独自では、十分な対策等が実施できない場合において、被災を免れた区あるいは被災の軽微な区であって、被災区の支援が可能な区（以下「支援区」という。）が、連携して支援体制を構築し被災区の支援に万全を期すことを目的とする。

（支援対策本部の設置）

第2条 支援区は、被災区への支援が必要であると認められるときは、前条の目的を達成するため、災害発生後直ちに特別区支援対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

2 本部は、予め区相互で定める方法に従い、支援区のうち一区に設置する。

3 本部に本部長を置き、本部長は、本部設置区の区長とする。

4 本部は、被災区の要請に基づき、又は、被災区からの要請を待っているのは応急対応に支障が出ると予想されるときは自らの判断により、支援区に対して支援活動を要請し、又は支援区及び支援区相互の活動に必要な調整を行う。

5 本部長は、支援区その他関係団体に対し、本部従事職員の派遣を要請し、又は本部の活動に必要な資器材その他の応援を求めることができるものとする。

6 本部の設置、運営その他に関し、必要な事項は別に定める。

（支援各区の体制）

第3条 支援区は、被災区への支援が必要であると認められるときは、災害発生後直ちに支援体制を整えるとともに、原則として、本部の要請に従い、支援活動を行うものとする。

2 本部と支援区は相互に情報連絡を密にするものとする。

3 支援区は、前2項のほか、本部の活動に協力するものとする。

（支援の要請）

第4条 この協定に基づき、本部が行った支援活動及び本部の要請に基づき行った支援区の支援活動は、被災区の支援要請に基づき行われたものとみなす。

（相互協力及び相互支援の内容）

第5条 この協定に基づく相互協力及び相互支援の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

① 職員の派遣及び被災区における応援職員の受入れ支援に関する次の事項

イ 被災区への応援職員の派遣

ロ 支援区又は他の地方公共団体等の応援職員の宿舎、食料等の提供

ハ その他応援職員に関し、被災区の負担を軽減するために必要な事項

② 救援物資の提供及び被災区における救援物資の受入れ支援に関する次の事項

イ 被災区への救援物資の提供

ロ 支援区又は他の地方公共団体等からの救援物資の集積場所等の提供

ハ その他救援物資に関し、被災区の負担を軽減するために必要な事項

③ 避難場所を共用する区間における共同の現地本部の設置その他避難場所の運営協力上必要な事項

④ 被災区におけるボランティアの受入れ支援に関する次の事項

イ 被災区へのボランティアの斡旋

ロ 支援区におけるボランティアへの情報提供、募集、受付、宿舎の提供

ハ その他ボランティアに関し、被災区の支援に必要な事項

⑤ 被災住民の受入れに関し、施設の提供その他被災区の支援に必要な事項

⑥ 動物の保護に関し、職員、資器材、物資等の被災区への派遣、提供その他の区間協力、民間支援に必要な事項

⑦ 被災区への医療救護班の派遣その他医療救護活動に関し、被災区内での支援及び被災区の負

担を軽減するために必要な事項

- ⑧ ごみ、し尿、がれきの処理に関し、職員、資器材、物資等の被災区への派遣、提供その他区間協力、区間支援に必要な事項
- ⑨ 災害弱者の救援支援に関する次の事項
 - イ 被災区への専門職員等の派遣
 - ロ 支援区での二次避難所の提供等災害弱者の受入れ
 - ハ その他災害弱者の救援に関し、被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事項
- ⑩ 遺体の搬送、埋葬等に関し、職員、物資等の被災区への派遣、提供その他の区間協力、民間支援に必要な事項
- ⑪ 道路の早期復旧に関し、職員、資器材等の派遣、提供その他の被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事項
- ⑫ 建物被害の判定に関し、職員、資器材等の派遣、提供その他の被災区の支援に必要な事項
- ⑬ 仮設住宅の提供に関する次の事項
 - イ 被災区への職員、物資等の派遣、提供
 - ロ 支援区での仮設住宅建設用地の確保
 - ハ その他、仮設住宅の提供に関し、区間協力、区間支援に必要な事項
- ⑭ 前各号に定めるもののほか、被災区から要請があった事項

(支援経費の負担)

第6条 支援区の支援に要した経費は、原則として支援を受けた被災区の負担とする。

2 支援を受けた区が、前項に定める経費を支弁するいとまがなく、かつ、支援を受けた区から要請があった場合には、支援する区は当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 被災区間の経費の割り振り又は被災区に費用負担を求められない特別の事情がある場合の措置その他については、本部が調整する。

(連絡担当部署)

第7条 各区は防災担当課をこの協定に基づく相互協力、相互支援に関する連絡担当部署とする。

(平常時の措置)

第8条 各区は、この協定が災害時において有効に機能するよう、平常時において、区相互の情報交換、防災訓練の実施、災害時における対策に関する調査研究その他に努めるものとする。

(実施細目の作成)

第9条 この協定の円滑な実施を図るため、区間の協議により実施細目を定めるものとする。

(協定内容等の見直し)

第10条 各区は、この協定の内容及び前条に定める実施細目の内容については、毎年度見直しを行い、常に実践的な内容を持たせるよう必要な修正を行うものとする。

(その他)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は、区が協議して定める。

附 則

この協定は、平成8年2月16日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書を23通作成し、各区長は記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成8年2月16日

23区区長記名押印

3 鹿児島市及び渋谷区災害時相互応援に関する協定（鹿児島県鹿児島市）

鹿児島市及び渋谷区災害時相互応援に関する協定

鹿児島市及び渋谷区（以下「協定都市」という。）は、いずれかの行政区域において災害が発生し、被害を受けた協定都市の一方（以下「被災都市」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災都市の要請にこたえ、当該災害により被害を受けていない協定都市の一方（以下「応援都市」とする。）が友愛的精神に基づき、相互に応援協力し、被災都市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 応急物資・資器材の提供
- (2) 応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第2条 応援を要請しようとする被災都市は、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、電話又は電信により応援を要請するものとする。この場合において、被災都市は必要事項を記載した文書を後日、速やかに応援都市に送付しなければならない。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第2号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員並びに業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援都市は、極力これに応じ応援活動に努めるものとする。

2 激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災都市との連絡がとれない場合には、応援都市は自主応援活動を行うことができる。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、協定都市が協議して別に定める。

（連絡担当部局）

第5条 協定都市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

（資料の交換）

第6条 協定都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

（その他）

第7条 この協定は、協定都市が別に締結した災害時の相互応援に関する協定等に基づく応援を排除するものではない。

第8条 この協定の締結に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定都市が協議して定めるものとする。

（協定の発効）

第9条 この協定は、平成12年4月13日から効力を発効するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定都市が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成12年4月13日

渋谷区	渋谷区長	小倉 基
鹿児島市	鹿児島市長	赤崎 義則

4 渋谷区及び大館市の災害時における相互応援に関する協定（秋田県大館市）

渋谷区及び大館市の災害時における相互応援に関する協定書

渋谷区及び大館市（以下「協定都市」という。）は、いずれかの行政区域内において大規模な災害が発生し、被災都市独自では十分な応急措置が実施できない場合における相互応援協力について、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 応急物資・資器材の提供
- (2) 応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第2条 応援を受けようとする都市は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、第5条に規定する連絡担当部局を通じて、電話又は電信により応援要請を行い、後日、速やかに必要事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第2号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員並びに業務内容
- (4) 応援を必要とする場所及びその場所への経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、その他必要な事項

（応援活動の実施）

第3条 前条の規定により応援の要請を受けた都市は、極力これに応じて応援活動に努めるものとする。

2 協定都市は、前条の規定にかかわらず、いずれかの都市において災害により激甚な被害が発生したことが明らかであり、かつ、通信の途絶等により被災都市との連絡がとれない場合には、自主的判断により緊急応援活動を実施するものとする。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費等は、両者協議の上別に定めるものとする。

（連絡担当部局）

第5条 協定都市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に情報交換するものとする。

（資料の交換）

第6条 協定都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

（協議）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、両者協議の上別に定めるものとする。

（補則）

第8条 この協定は、協定都市それぞれが他の都市等と別に締結した災害時の相互応援に関する協定等に基づく応援を排除するものではない。

（協定の発効）

第9条 この協定は、平成13年1月24日から効力を発するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、協定都市の両者が署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成13年1月24日

渋谷区	渋谷区長	小倉	基
大館市	大館市長	小畑	元

5 渋谷区及び羽村市災害時相互応援協定（東京都羽村市）

渋谷区及び羽村市災害時相互応援協定

（趣 旨）

第1条 渋谷区及び羽村市（以下「協定区市」という。）は、いずれかの行政区域において、地震、風水害等の災害が発生し、被害を受けた協定区市の一方（以下「被災区市」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条に規定する趣旨及び友愛的精神に基づき、相互に応援協力し被災区市の住民生活を復旧するため、この協定を締結する。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 救助、救援及びその他復旧活動等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (4) 救助、救援及びその他復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) 前4号に掲げるもののほか特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第3条 応援を要請する被災区市（以下「要請区市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、第7条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話又は電信により応援要請を行い、後日、速やかに必要事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 必要とする物資等の種類及び数量
- (3) 必要とする職員の職種、人数及び派遣期間
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 前各号に掲げたもののほか特に必要な事項

（応援の実施）

第4条 応援を要請された協定区市の一方（以下「応援区市」という。）は、これに応じ、応援活動に努めるものとする。

2 協定区市は、激甚な被害が発生し、通信の途絶え等により被災区市との連絡がとれない場合には、自主応援活動を行うことができる。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として要請区市が負担するものとする。

2 要請区市が、前項に定める経費を支弁するいとまがない場合には、応援区市は当該費用を一時繰替支弁するものとする。

（実施細目の協議）

第6条 この協定の締結に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない細目事項については、協定区市が協議して別に定めるものとする。

（連絡担当部局）

第7条 協定区市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

（情報及び資料等の交換）

第8条 協定区市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じて担当者会議を開催し、情報及び資料の交換等をするものとする。

（その他）

第9条 この協定は、協定区市が別に締結した災害時の相互応援協定等に基づく応援を排除するものではない。

（協定の発効）

第10条 この協定は、平成13年7月31日から効力を発効するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定区市の各首長が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成13年7月31日

渋谷区	渋谷区長	小 倉 基
羽村市	羽村市長	並 木 心

6 災害時相互応援協定（長野県飯田市）

災害時相互応援協定

渋谷区と飯田市は、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害をいう。以下同じ。）時の相互の応援について、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、いずれかの行政区域内において災害が発生した場合、被災区市の要請に応え、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制について定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の受入れ
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続）

第3条 応援を要請する区市は、次の事項を明らかにして、電話等により応援を要請し、後日速やかに災害応援要請書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号及び第2号に掲げる応援を要請する場合にあつては、品名及び数量等
- (3) 前条第3号に掲げる応援を要請する場合にあつては、種類及び数量並びに提供期間
- (4) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職種及び人員並びに派遣期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の自主出動）

第4条 災害が発生し、被災区市との連絡がとれない場合において、応援を行おうとする区市が必要と認めたときは、調査隊を派遣し被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、法令その他別に定めがある場合を除き、応援を受けた区市が負担するものとする。

2 応援を受けた区市が、前項に規定する費用を払ういとまがなく、かつ、応援を受けた区市から要請があった場合には、応援した区市は、当該費用を一部繰替払いするものとする。

3 自主出動による被災地における情報収集活動等に要した経費は、応援した区市が負担するものとする。

4 前3項の規定によりがたいときは、その都度、両区市が協議して定めるものとする。

（連絡担当部課及び情報交換）

第6条 両区市は、あらかじめ連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に連絡する。また、日頃から必要な情報等を相互に交換するものとする。

（平常時における活動等）

第7条 両区市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、区市民の交流を図るものとする。

（効力の発生）

第8条 この協定は、平成13年11月3日から効力を生ずるものとする。

（協 議）

第9条 この協定に定めのない事項で特に必要が生じた場合は、その都度両区市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成13年11月3日

渋谷区	渋谷区長	小倉基
飯田市	飯田市長	田中秀典

資料編

Ⅲ 協定 1 災害時相互応援協定

7 渋谷区及び河津町の災害時における相互応援に関する協定（静岡県河津町）

渋谷区及び河津町の災害時における相互応援に関する協定書

渋谷区及び河津町（以下「協定都市」という。）は、いずれかの行政区域内において大規模な災害が発生し、被災都市独自では十分な応急措置が実施できない場合における相互応援協力について、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 応急物資・資器材の提供
- (2) 応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第2条 応援を受けようとする都市は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、第5条に規定する連絡担当部局を通じて、電話又は電信により応援要請を行い、後日、速やかに必要事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第2号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員並びに業務内容
- (4) 応援を必要とする場所及びその場所への経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援活動の実施）

第3条 前条の規定により応援の要請を受けた都市は、極力これに応じて応援活動に努めるものとする。

2 協定都市は、前条の規定にかかわらず、いずれかの都市において災害により激甚な被害が発生したことが明らかであり、かつ、通信の途絶等により被災都市との連絡がとれない場合には、自主的判断により緊急応援活動を実施するものとする。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費等は、両者協議の上別に定めるものとする。

（連絡担当部局）

第5条 協定都市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に情報交換するものとする。

（資料の交換）

第6条 協定都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

（協議）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、両者協議の上別に定めるものとする。

（補則）

第8条 この協定は、協定都市それぞれが他の都市等と別に締結した災害時の相互応援に関する協定等に基づく応援を排除するものではない。

（協定の発効）

第9条 この協定は、平成16年11月3日から効力を発するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、協定都市の両者が署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成16年11月3日

渋谷区	渋谷区長	桑原敏武
河津町	河津町長	桜井泰次

8 渋谷区及び佐世保市災害相互応援に関する協定（長崎県佐世保市）

渋谷区及び佐世保市災害時相互応援に関する協定

渋谷区及び佐世保市（以下「協定都市」という。）は、平時において人的及び文化的交流を深めるとともに、いずれかの行政区域において災害が発生し、被害を受けた協定都市の一方（以下「被災都市」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災都市の要請にこたえ、当該災害により被害を受けていない協定都市の一方（以下「応援都市」とする。）が友愛的精神に基づき、相互に応援協力し、被災都市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 応急物資・資器材の提供
- (2) 応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第2条 応援を要請しようとする被災都市は、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、電話又は電信により応援を要請するものとする。この場合において、被災都市は必要事項を記載した文書を後日、速やかに応援都市に送付しなければならない。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第2号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員並びに業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援都市は、極力これに応じ応援活動に努めるものとする。

2 激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災都市との連絡がとれない場合には、応援都市は自主応援活動を行うことができる。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、協定都市が協議して別に定める。

（連絡担当部局）

第5条 協定都市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

（資料の交換）

第6条 協定都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

（その他）

第7条 この協定は、協定都市が別に締結した災害時の相互応援に関する協定等に基づく応援を排除するものではない。

第8条 この協定の締結に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定都市が協議して定めるものとする。

（協定の発効）

第9条 この協定は、平成30年1月24日から効力を発効するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定都市が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成30年1月24日

渋谷区	渋谷区長	長谷部 健
佐世保市	佐世保市長	朝長 則男

9 渋谷区・石巻市災害時相互応援協定（宮城県石巻市）

災害時相互応援協定

（趣旨）

第1条 渋谷区及び石巻市（以下「協定区市」という。）は、いずれかの区域において、地震、風水害等の災害が発生し、被害を受けた協定区市の一方（以下「被災区市」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項に規定する趣旨及び友愛的精神に基づき、相互に応援協力し、被災区市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1）被災者の救援、医療、防疫並びにこれらを行うための施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （2）食料、飲料水、生活必需品及びこれらの供給に必要な資機材の提供
- （3）救援及びその他応急復旧活動等に必要な車両等の提供
- （4）救援及びその他応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- （5）被災者を一時収容するための施設の提供及び斡旋
- （6）前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第3条 応援を要請する被災区市（以下「要請区市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、第7条に定める連絡担当部局を通じて、文書により応援を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話又はその他の方法をもって要請することができ、事後に文書を提出するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げる資機材等の種類及び数量
- （3）前条第4号に掲げる職員の職種、人数
- （4）応援を受ける場所及びその経路
- （5）応援を受ける期間
- （6）前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

（応援の実施）

第4条 応援を要請された協定区市（以下「応援区市」という。）は、必要な応援を可能な範囲で実施するものとする。

2 協定区市は、激甚な被害が発生し、通信の途絶え等により被災区市との連絡がとれない場合には、応援の要請がない場合であっても、収集した情報等から緊急に応援することが必要と認められるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を行うものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要する経費は、法令その他特別な定めがある場合のほか、要請区市の負担とし、その額については双方で協議して決定する。

2 要請区市が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、要請区市から申し出があった場合は、応援区市がその経費を一時立て替えて支出するものとする。

（災害補償等）

第6条 派遣された職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中において、第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては要請区市が、往復経路の途中に生じたものについては応援区市が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

（連絡担当部局）

第7条 協定区市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

Ⅲ 協定 1 災害時相互応援協定

(情報共有)

第8条 協定区市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じて担当者会議を開催し、情報共有を実施するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、双方がその都度協議の上、決定するものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、双方から何ら意思表示がないときは、期間満了の日から更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、双方が署名の上、各1通を保有する。

令和6年8月1日

東京都渋谷区長 (自署) 長谷部 健

宮城県石巻市長 (自署) 斎藤 正美

10 渋谷区及び宇都宮市災害時相互応援協定（栃木県宇都宮市）

渋谷区及び宇都宮市災害時相互応援協定

（趣 旨）

第1条 渋谷区及び宇都宮市（以下「協定区市」という。）は、いずれかの行政区域において、地震、風水害等の災害が発生し、被害を受けた協定区市の一方（以下「被災区市」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項に規定する趣旨及び友愛的精神に基づき、相互に応援協力し、被災区市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、この協定を締結する。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 救助、救援及びその他復旧活動等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救助、救援及びその他復旧活動等に必要な職員の派遣
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供及び斡旋
- (5) 前各号に掲げるもののほか特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第3条 応援を要請する被災区市（以下「要請区市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、第7条に定める連絡担当部局を通じて、電話又はその他の方法により応援要請を行い、後日、速やかに必要事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 必要とする物資等の種類及び数量
- (3) 必要とする職員の職種、人数及び派遣期間
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 前各号に掲げるもののほか特に必要な事項

（応援の実施）

第4条 応援を要請された協定区市の一方（以下「応援区市」という。）は、これに応じ、応援活動に努めるものとする。

- 2 協定区市は、激甚な被害が発生し、通信の途絶え等により被災区市との連絡がとれない場合には、自主的な判断に基づき応援活動を行うことができる。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として要請区市が負担するものとする。

- 2 要請区市が、前項に定める経費を支弁するいとまがない場合には、応援区市は当該費用を一時繰替支弁するものとする。

（災害補償等）

第6条 派遣された職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に定めるところによる。

- 2 派遣職員が公務執行中において、第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては要請区市が、往路復路の途中に生じたものについては応援区市が、それぞ

れ賠償の責めを負うものとする。

(連絡担当部局)

第7条 協定区市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(情報及び資料等の交換)

第8条 協定区市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じて担当省会議を開催し、情報及び資料等の交換をするものとする。

(その他)

第9条 この協定は、協定区市が別に締結した災害時の相互応援協定等に基づく応援を排除するものではない。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、双方がその都度協議の上、決定するものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、令和6年10月18日から令和7年3月31日とする。ただし、期間満了の日から3か月前までに、双方から何ら意思表示がないときは、期間満了の日から更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定区市の各首長が署名のうえ、各自その1通を保有する。

令和6年10月18日

渋谷区

渋谷区長 長谷部 健

宇都宮市

宇都宮市長 佐藤 栄一

1 1 渋谷区、甲府市及び茅野市災害時相互応援協定（山梨県甲府市・長野県茅野市）

渋谷区、甲府市及び茅野市災害時相互応援協定

（趣 旨）

第1条 渋谷区、甲府市及び茅野市（以下「協定区市」という。）は、いずれかの行政区域において、地震、風水害等の災害が発生し、被害を受けた協定区市（以下「被災区市」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条に規定する趣旨に基づき、相互に応援協力し被災区市の応急対策及び復旧対策を相互に応援するため、この協定を締結する。

（平時の連携・交流）

第2条 協定区市は、災害時における相互応援を円滑に遂行するため、平時から防災情報の共有、その他防災に係る必要な取組を実施するとともに、産業、市民活動、教育、文化、スポーツ等、行政の広範な分野にわたる重層的な連携・交流を深めるものとする。

（応援の内容）

第3条 応援の内容は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 協定区市間における対口支援（以下「対口支援」という。）
- (2) 被災区市が、対口支援要請できない場合等における、他の協定区市による自主的な支援（以下「自主的支援活動」という。）
- (3) 被災区市が支援を受ける場合（以下「受援」という。）における、他の協定区市による受援に係る受付及び調整業務等の支援（以下「受援調整等支援」という。）

（対口支援及び自主的支援活動の内容）

第4条 対口支援及び自主的支援活動の内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の救援、医療、防疫並びにこれらを行うための施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (2) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資器材の提供
- (3) 救援及びその他復旧活動等に必要な車両等の提供
- (4) 救援及びその他復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) 広域避難等における受入れのための施設の提供及び斡旋
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（対口支援の要請手続）

第5条 対口支援を要請しようとする被災区市（以下「要請区市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、第11条に規定する連絡担当部局を通じて、文書により対口支援を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話又はその他の方法をもって要請することができ、事後に文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1項第1号から第3号までに掲げる資機材等の種類及び数量
- (3) 前条第1項第4号に掲げる職員の職種及び人数
- (4) 応援を受ける場所及びその経路
- (5) 応援を受ける期間

(6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

(対口支援の実施)

第6条 対口支援を要請された協定区市（以下「応援区市」という。）は、必要な応援を可能な範囲で実施するものとする。

(自主的支援活動の実施)

第7条 激甚な災害が発生し、通信の途絶え等により被災区市から第5条の規定による支援要請がないと見込まれるときは、他の協定区市は、速やかに被災区市の状況について、情報収集を行うものとする。

2 被害がない協定区市は、情報収集を担う職員を被災区市へ派遣し、災害に係る情報収集を行うものとする。

3 被災区市は、前項の規定により派遣された職員に可能な限り情報を提供するものとする。

4 前2項の規定に基づく情報収集により、被害が甚大であると認められるときは、他の協定区市は自主的支援活動を行うものとする。

(受援調整等支援の内容)

第8条 被災区市が、本協定により受援するとき、他の協定区市は被災区市と連携しながら、受援調整を積極的に行い、被災区市が円滑に受援できるよう協力するものとする。ただし、被災区市以外の協定区市が被災した場合は、この限りではない。

2 前項の場合において、他の協定区市は、災害の状況に応じ、受援業務を行う職員に対する宿舍の斡旋等、便宜に努めるものとする。

(応援経費の負担)

第9条 応援に要した経費は、法令その他特別な定めがある場合のほか、要請区市の負担とし、その額については応援区市と協議して決定する。

2 要請区市が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、要請区市から申し出があった場合は、応援区市がその経費を一時立て替えて支出できるものとする。

(災害補償等)

第10条 派遣された職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中において、第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては要請区市が、往復経路の途中に生じたものについては応援区市が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

(連絡担当部局)

第11条 協定区市は、本協定を確実に実施するために連絡担当部局を定め、必要に応じて担当者会議を開催するとともに、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

2 協定区市は、連絡担当者名簿を作成し、相互で共有するものとする。また、人事異動等により、変更が生じた場合は、その都度、修正を行うものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、協定区市がその都度協議の上、決定するものとする。

(協定の有効期間)

資料編

Ⅲ 協定 1 災害時相互応援協定

第 13 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和 7 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、期間満了の日の 3 か月前までに、いずれの区市から何ら意思表示がないときは、期間満了の日から更に 1 年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の締結を証するため、本協定書 3 通を作成し、協定区市の各首長が署名のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和 6 年 1 0 月 2 2 日

渋谷区 渋谷区長 長谷部 健

甲府市 甲府市長 樋口 雄一

茅野市 茅野市長 今井 敦

1 2 渋谷区及び郡山市災害時相互応援協定（福島県郡山市）

渋谷区及び郡山市災害時相互応援協定

（趣 旨）

第1条 渋谷区及び郡山市（以下「協定区市」という。）は、いずれかの行政区域において、地震、風水害等の災害が発生し、被害を受けた協定区市の一方（以下「被災区市」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項に規定する趣旨及び友愛的精神に基づき、相互に応援協力し被災区市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、この協定を締結する。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 救助、救援及びその他復旧活動等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救助、救援及びその他復旧活動等に必要な職員の派遣
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供及び斡旋
- (5) 前各号に掲げるもののほか特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第3条 応援を要請する被災区市（以下「要請区市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、第7条に定める連絡担当部局を通じて、電話又はその他の方法により応援要請を行い、後日、速やかに必要事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 必要とする物資等の種類及び数量
- (3) 必要とする職員の職種、人数及び派遣期間
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 前各号に掲げるもののほか特に必要な事項

（応援の実施）

第4条 応援を要請された協定区市の一方（以下「応援区市」という。）は、これに応じ、応援活動に努めるものとする。

- 2 協定区市は、激甚な被害が発生し、通信の途絶え等により被災区市との連絡がとれない場合には、自主的な判断に基づき応援活動を行うことができる。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として要請区市が負担するものとする。

- 2 要請区市が、前項に定める経費を支弁するいとまがない場合には、応援区市は当該費用を一時繰替支弁するものとする。

（災害補償等）

第6条 派遣職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に定めるところによる。

- 2 派遣職員が公務執行中において、第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては要請区市が、往路復路の途中に生じたものについては応援区市が、それぞれ

資料編

Ⅲ 協定 1 災害時相互応援協定

賠償の責めを負うものとする。

(連絡担当部局)

第7条 協定区市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(情報及び資料等の交換)

第8条 協定区市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じて担当者会議を開催し、情報及び資料等の交換をするものとする。

(その他)

第9条 この協定は、協定区市が別に締結した災害時の相互応援協定等に基づく応援を排除するものではない。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、双方がその都度協議の上、決定するものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から3か月前までに、双方から何ら意思表示がないときは、期間満了の日から更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定区市の各首長が署名の上、各1通を保有する。

令和6年11月13日

渋谷区

渋谷区長 長谷部 健

郡山市

郡山市長 品川 萬里

1 災害時における放送要請に関する協定（特定非営利活動法人 CQ）

災害時等における放送要請に関する協定

この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第57条及び大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号。以下「措置法」という。)第20条の規定に基づき、渋谷区長(以下「甲」という。)が地域コミュニティFM放送局「渋谷のラジオ」の運営事業者である特定非営利活動法人CQ(以下「乙」という。)に放送を行うことを求めるときの手続について、次のとおり協定を締結する。

(放送の要請)

第1条 甲は、法第56条(措置法第20条において準用する場合を含む。)の規定による通知又は警告が公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合又は通信が著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときは、法第57条(措置法第20条において準用する場合を含む。)の規定に基づき乙に対し、放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続)

第2条 甲は、乙に対し次に掲げる事項を明らかにして放送を要請するものとする。

- ① 放送要請の理由
- ② 放送事項
- ③ その他必要な事項

(放送の実施)

第3条 乙は、甲から要請を受けた事項に関して放送の形式、内容及び時刻を甲と協議の上決定し、放送する。

(連絡責任者)

第4条 第2条に掲げる放送要請に関する事項の確実かつ円滑な伝達及び甲乙間の連絡の調整を図るため、甲及び乙はそれぞれ連絡責任者を定め、相互に届け出ておくこととする。

(広報の協力)

第5条 甲は、第1条に定める要請の効果を高めるため、渋谷区民に対し、乙の放送事業の広報・周知等に可能な協力を行うよう努めるものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の日の3月前までに甲又は乙から協定を締結しない旨の申出がないときは、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 この協定の実施に必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定締結の証として協定書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各1通を保有する。

資料編

Ⅲ 協定 2 広報

平成28年4月20日

- 甲 東京都渋谷区宇田川町1番1号
渋谷区長 長谷部 健
- 乙 東京都渋谷区渋谷三丁目22番11号
特定非営利活動法人CQ
理事長 箭内道彦

2 災害時におけるモバイルバッテリーの提供及びデジタルサイネージによる情報発信の協力に関する協定（株式会社INFORICH）

災害時におけるモバイルバッテリーの貸与及び情報配信に関する協定

渋谷区（以下「甲」という。）と株式会社INFORICH（以下「乙」という。）とは、災害時におけるモバイルバッテリー（以下「バッテリー」という。）の貸与及び情報配信に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、渋谷区内に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に定める災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、甲が行う災害応急対策活動に対する乙の協力の内容及び当該協力に関する事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 この協定に基づく乙の協力内容は、次のとおりとする。

- （1）乙が所有するバッテリーの甲への貸与
- （2）発災前に甲が管理管轄する地区に設置済みのバッテリーを充電するための専用の筐体（以下「筐体」という。）の緊急コンテンツ帯（筐体に取り付けられた画面のうち、災害時における緊急情報を表示するために用いる範囲をいう。以下同じ。）の甲への使用許可

（バッテリー貸与の要請等）

- 第3条 甲は、災害時にバッテリーの確保の必要性が生じたときは、数量を指定し、乙に対して当該バッテリーの貸与を要請することができる。
- 2 乙は、前項の規定による要請があった場合は、乙がその時点で用意可能なバッテリーの数量を報告し、甲の指定する場所に、その時点で乙が取り得る最も早い手段により、満充電のバッテリーを引き渡すよう努めるものとする。
 - 3 甲は、筐体を用いてバッテリーを安全に充電できる状態にない場合は、筐体を用いて乙から提供されたバッテリーを充電してはならない。
 - 4 前項の場合において、筐体を用いずにバッテリーを充電する必要がある場合は、別途乙から甲に対して情報提供及び指示をするものとする。
 - 5 前各項の規定にかかわらず、乙が被災した場合は、甲乙協議の上、乙の被害の程度に応じて乙の行う協力の内容を定めるものとする。

（情報配信及びその方法）

- 第4条 甲は、災害時に限り、筐体の緊急コンテンツ帯を使用して、当該災害に関する情報を配信するよう努めるものとし、乙は、甲が災害時に緊急コンテンツ帯を使用することをあらかじめ許可するものとする。
- 2 甲は、前項の規定により筐体の緊急コンテンツ帯を使用して情報を配信する場合は、乙所定の緊急コンテンツ帯の使用方法及び配信管理システムの操作方法を遵守しなければならない。
 - 3 緊急コンテンツ帯の使用方法及び配信管理システムの操作方法是、乙が別に定める仕様書（仕様書の内容が変更された場合にあっては、変更後の仕様書）に定めるところによる。

（バッテリーの貸与期間）

第5条 乙が甲に対してバッテリーを貸与する期間は、甲乙協議の上決定する。この場合において、当該期間が1か月を超える場合は、各月ごとに確認し、あらためて協議し、その都度期間を定めるものとする。

（保管方法及び保管場所）

- 第6条 甲は、第3条第2項の規定により乙から貸与されたバッテリーを、善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 2 甲は、次に掲げる条件を全て満たす場所において、乙から提供を受けたバッテリーを保管するものとする。
 - （1）温度がマイナス10度から55度までの間に保たれること。
 - （2）湿度が10パーセントから85パーセントまでの間に保たれること。
 - （3）高度が16,404フィート（約5,000メートル）未満であること。

資料編

Ⅲ 協定 2 広報

(費用の負担)

- 第7条 第3条第1項の規定による要請を受けて、乙が貸与するバッテリーの賃借料は無料とし、当該バッテリーの輸送費は、甲が負担するものとする。
- 2 第3条第2項及び第3項の規定による協力における乙がバッテリーを用意するための費用及び当該バッテリーを輸送するための準備等に要した費用は、乙が負担するものとする。
- 3 第3条第2項の規定により貸与されたバッテリーのうち、紛失等によって返却されないものについては、発災直前の乙のバッテリー販売価格に基づき、甲が乙に弁償するものとする。
- 4 第3条第2項の規定により貸与されたバッテリーを甲が乙に返却する際の費用は、甲が負担するものとする。
- 5 第4条第1項の規定により甲が使用する緊急コンテンツ帯の使用料は、無料とする。

(損害の負担)

- 第8条 本協定に基づくバッテリーの貸与期間中に、当該バッテリーが原因で生じた、甲、利用者又は第三者への損害等については、乙に故意又は重大な過失がない限り、発災直前の乙の定めるCHARGE SPOT貸与サービスに関する利用規約に準ずるものとして、同規約に従って取り扱うものとする。
- 2 甲が、故障、破損等が生じていて安全に使用できない筐体を用いてバッテリーを充電したこと等により、甲自身、乙、利用者又は第三者に生じた損害については、当該損害に起因して乙が被った損害を含めて甲が負担する。

(支払方法及び支払時期)

- 第9条 前2条の規定により甲から乙に対して支払いが生じる場合は、その支払方法及び支払時期については、甲乙協議の上決定するものとする。

(平常時の連携)

- 第10条 甲は、本協定を円滑に運用するため、甲の公共施設、避難所等における筐体の設置、渋谷区内の各帰宅困難者対策協議会に属する事業者等に対する筐体の設置促進に努めるものとする。
- 2 乙は、本協定を円滑に運用するため、防災意識の啓発活動、広報活動等の実施により、平素から甲との連携強化に努めるものとする。
- 3 甲及び乙は、毎年4月に緊急連絡先等を互いに報告するものとし、緊急連絡先等に変更があった場合は、随時情報提供するものとする。

(定期報告)

- 第11条 甲は、乙に対し、第3条第2項に基づいて貸与されたバッテリーについて、3か月に1回、書面をもって、その保管数量、保管場所その他乙が別途指定する項目を報告しなければならない。
- 2 前項の規定による報告に当たっては、バッテリーの保管場所の写真を撮影した上で、同項の書面に当該写真を添付しなければならない。

(有効期間及び解約)

- 第12条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の日までに、甲又は乙から協定を継続しない旨の書面による申出がないときは、本協定は1年間延長するものとし、以後も同様とする。
- 2 甲及び乙は、期間満了を待たずに本協定を解約する場合は、解約しようとする日の1か月前までに相手方に書面により申し出るものとする。

(失効)

- 第13条 本協定の締結をもって、甲乙間で令和元年9月4日付けで締結した災害時におけるモバイルバッテリーの提供及びデジタルサイネージによる情報発信の協力に関する協定は、失効する。

(協議)

- 第14条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義の生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、解決するものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年3月10日

甲 東京都渋谷区宇田川町1番1号

渋谷区

代表者区長 長谷部 健

乙 東京都渋谷区神宮前六丁目31番15号 A—6A

株式会社INFORICH

代表取締役社長兼最高経営責任者 秋山 広宣

1 災害時における設計、調査等の応急対策活動に関する協定
(一般社団法人建設コンサルタンツ協会関東支部)

災害時における設計、調査等の応急対策業務に関する協定書

渋谷区長（以下「甲」という。）と社団法人建設コンサルタンツ協会関東支部長（以下「乙」という。）は、渋谷区内に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害その他予期できない事象（以下「災害等」という。）により、甲が管理する道路、河川、橋梁その他土木施設（以下「土木施設」という。）に被害が発生した場合（発生するおそれがある場合を含む。以下「被災」という。）の応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、被災時において、甲が応急対策業務を実施するに当たり、乙はこれを支援するため、必要な機材又は技術者の確保及びその動員の方法を定め、甲及び乙が協力して被災の未然防止若しくは拡大防止又は早期復旧に資することを目的とする。

(支援の要請)

第2条 甲は、被災時において、甲のみでは応急対策の実施が困難であり、乙の支援が必要であると認めたときは、乙に支援を要請することができるものとする。

2 甲の支援要請には、別表に掲げる者からの支援要請を含むものとする。

3 乙は、甲の支援要請に基づき、速やかに乙を構成する会員（以下「乙の会員」という。）に対し現地への出動を指示するとともに、現地へ派遣する会員名を甲へ通知するものとする。

4 災害等により甲が乙に連絡することが困難な場合又は緊急を要する場合において、甲は、乙の会員に直接支援要請を行うことができるものとする。

(支援要請の手続)

第3条 乙又は乙の会員に対する支援要請は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合又は乙若しくは乙の会員に対する支援要請を文書により行うことが著しく困難な場合は、口頭又は電話等で行うことができるものとする。

2 前項ただし書きの場合において、甲は、支援要請に係る文書を、乙又は乙の会員に対して速やかに提出するものとする。

(業務の内容)

第4条 出動の指示又は支援要請を受けた乙の会員は、速やかに現地の状況を把握し、甲の指示により土木施設の設計、調査等の応急対策業務を実施するものとする。

2 甲は、乙の会員が業務を実施するために必要な情報を提供するものとする。

(業務の実施体制)

第5条 乙は、前条の業務内容を早急に実施できるよう事前に必要な技術者等の確保及び動員の方法を定め、その実施体制及び連絡系統を示した文書（以下「実施体制表」という。）を甲に提出するものとする。

2 前項に規定する実施体制表の内容に変更が生じた場合には、速やかに甲に報告するものとする。

(業務の報告)

第6条 乙の会員は、第4条の業務が終了したときは、甲に報告書を提出しなければならない。

(費用の負担及び支払い)

第7条 乙の会員が第4条の業務に要した費用は、甲が負担するものとし、乙の会員は、前条の報告書を提出する際、甲に請求するものとする。

2 甲は、乙の会員から前項の請求があった場合には、甲の定める基準に基づき金額を確定し、速やかに支払うものとする。

(損害の負担)

第8条 業務の実施に伴い、乙又は乙の会員が第三者に損害等を与えたときは、甲の責に帰すべき事

由によるものを除き、当該損害等を与えた者が賠償しなければならない。

(従事者の損害補償)

第9条 甲の支援要請に基づき協力業務に従事した者が、当該業務遂行中の事故により死亡し、又は傷害を受けた場合は、渋谷区防災従事者損害補償条例（平成18年渋谷区条例第48号）の例により、これを補償するものとする。

(読替規定)

第10条 第2条第2項の規定を適用する場合には、第2条から前条までの規定中「甲」を「別表に掲げる者」と読み替えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙が協議して定めるものとする。

(協定の効力及び更新)

第12条 この協定の期間は、協定を締結した日から平成22年3月31日までの期間とする。

2 前項に規定する期間満了の1箇月前までに甲乙のいずれかから文書により更新をしない旨の通知がないときは、前項の規定にかかわらず、従前の協定と同一条件をもって更に1年間継続するものとし、その後も同様とする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名捺印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成21年 5月 20日

甲 東京都渋谷区宇田川町1番1号
渋谷区長 桑 原 敏 武

乙 東京都千代田区内神田二丁目7番10号
社団法人建設コンサルタンツ協会関東支部
支 部 長 友 澤 武 昭

1 災害時における建築相談に関する協定

(社団法人東京都建築士事務所協会渋谷支部)

(社団法人日本建築家協会渋谷地域会)

(東京土建一般労働組合渋谷支部)

(首都圏建設産業ユニオン城南支部渋谷地区)

災害時における建築相談に関する協定

渋谷区(以下「甲」という。)と〇〇(以下「乙」という。)は、渋谷区内に大規模な災害が発生した場合に速やかな災害復旧を図るためには、専門家による相談業務を適正かつ円滑に実施する必要があるとの共通の認識に達したため、災害時における建築相談に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、渋谷区地域防災計画に基づき、甲が関わる災害復旧の一環として実施する建築相談(以下「相談」という。)の業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(派遣の要請)

第2条 甲は、相談を実施する必要があるときは、乙に対し、甲乙間で事前に協議の上、相談業務を行う建築士(以下「相談員」という。)の派遣を要請するものとする。

2 前項の乙に対する要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合には、口頭又は電話等の方法により行い、事後、速やかに文書をもって処理するものとする。

(派遣)

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けた場合は、速やかに派遣計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

(実施方法)

第4条 相談員は、相談の実施方法等を甲と協議し実施する。

2 相談者から現地調査等について直接受任の依頼があった場合の取り扱いについては、別紙のとおりとする。

(連絡調整等)

第5条 相談に係る連絡調整は、甲はまちづくり課長が、乙は別に定めるものがそれぞれ行うものとする。

2 乙は、毎年1回相談の業務に従事できる会員名簿を甲に提出するものとする。

(料金)

第6条 相談の料金は無料とし、相談者は負担を負わない。

(経費負担)

第7条 乙は、相談を無償で行うものとし、甲に相談に要する経費負担を求めないものとする。

(支援の要請)

第8条 乙は、相談の円滑な実施に寄与するため、各上部団体等から適切な支援を得るように努めるものとする。

2 乙は、乙所属以外の建築士に対し、この協定に基づく相談業務等への協力要請をすることができる。

(損害補償)

第9条 この協定に基づく活動に従事した者に係る損害補償については、渋谷区防災従事者損害補償条例（平成18年渋谷区条例第48号）の例によるものとする。

(平常時の連携)

第10条 甲及び乙は、平常時から災害復旧についての支援のため、情報交換や訓練等を実施するなど連携強化に努めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の一箇月前までに甲又は乙から何らの申出がないときは、さらに1年間延長されるものとし、以降この例によるものとする。

甲と乙とは、本協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙代表者記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成23年5月25日

甲 東京都渋谷区宇田川町1番1号
渋谷区長 桑原敏武

乙 別表（協定締結先一覧）のとおり

別表（協定締結先一覧）

- ① 社団法人 東京都建築士事務所協会 渋谷支部
東京都渋谷区千駄ヶ谷4丁目5番15号ストークマンション明樹501
渋谷支部長 瀬尾 敏明
- ② 社団法人 日本建築家協会 渋谷地域会
東京都渋谷区神宮前2丁目3番18号JIA館
代表 三井所 清典
- ③ 東京土建一般労働組合 渋谷支部
東京都渋谷区幡ヶ谷2丁目18番6号
執行委員長 堀江 正
- ④ 首都圏建設産業ユニオン城南支部渋谷地区
東京都品川区西五反田2丁目31番6-201号セブンスターマンション第2五反田ビル
地区長 岡村 啓介

2 災害時における応急対策業務に関する協定

(首都圏建設産業ユニオン城南支部)

災害時における応急対策業務に関する協定

渋谷区（以下「甲」という。）と首都圏建設ユニオン城南支部（以下「乙」という。）は、次のとおり災害発生時における応急対策業務に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、渋谷区内に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生した時（以下「災害時」という。）に、渋谷区地域防災計画に基づき、甲が実施する災害応急対策活動について、甲が乙に対して行う協力要請に関し、必要事項を定めることを目的とする。

(協力要請の内容)

第2条 甲の乙に対する協力要請の内容は、次に掲げる災害応急対策業務とする。

- (1) 倒壊建物等からの救出及び救助に要する人員及び資機材の提供
- (2) 避難施設及び区施設の応急修繕
- (3) その他災害応急対策に必要と認める業務

(要請の手続き等)

第3条 甲は、乙に対し、災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがある場合は、前条の協力要請を口頭で行うことができるものとし、事後、甲は要請した内容について、乙に文書を送付することとする。

2 乙は、前項の要請を受けた場合は、特別の理由がない限り、甲の災害応急対策業務に協力するものとし、乙の会員に対して速やかに指示及び伝達するものとする。

3 前条に規定する業務について、甲に要請の時間がないときは、乙の判断により災害応急対策活動を開始し、事後速やかに甲に通知するものとする。

(費用の負担及び請求)

第4条 甲は、第2条に規定する業務の協力要請を行い、乙が当該業務を実施した場合、実施に要した費用を負担するものとする。

2 乙は、第2条に規定する業務が完了した場合は、甲に速やかに報告をし、実施に要した費用を請求するものとする。

3 甲は、前項の請求があったときは、遅滞なく業務内容を確認し、乙に当該費用を支払うものとする。

4 甲が負担する額は、「東京都工事設計単価」等を基準に、甲乙協議の上、決定した額とする。

(災害補償)

第5条 甲は、第2条に規定する業務に従事した乙の従事者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかったとき又は当該負傷・疾病により死亡し、若しくは障害が残ったときは、渋谷区震災対策総合条例（平成8年渋谷区条例第19号）の規定に基づき補償するものとする。

(名簿提出)

第6条 乙は、毎年1回、甲に対して会員の名簿を提出するものとし、名簿内容に変更が生じた場合は、随時提出するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の3か月前までに、甲又は乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義を生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年7月25日

甲 東京都渋谷区宇田川町1番1号
渋谷区
代表者 渋谷区長 長谷部 健

乙 東京都品川区西五反田二丁目31番6-201号
首都圏建設産業ユニオン城南支部
執行委員長 水沼 信之

1 災害時における特別法律相談に関する協定（渋谷法曹会）

災害時における特別法律相談に関する協定

渋谷区(以下「甲」という。)と渋谷法曹会(以下「乙」という。)とは、災害時における区民生活の速やかな復興を図るために、法律相談業務の適性かつ円滑な実施が必要であるとの共通認識の下、災害時における特別法律相談に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、渋谷区内で災害が発生した場合において、渋谷区地域防災計画に基づき、甲が実施する特別法律相談(以下「相談」という。)に係る弁護士の相談業務について、必要な事項を定めることを目的とする。

(派遣の要請)

第2条 甲は、相談を実施する必要があるときは、乙に対し、法律相談弁護士の派遣を要請するものとする。

(派遣計画の提出等)

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、速やかに派遣計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の派遣計画に基づいて、甲が指定する特別法律相談所に弁護士を派遣し相談に当たらせるものとする。

(相談の実施方法)

第4条 相談の実施方法は、平常時に甲が実施している区民法律相談の例によるものとする。

(連絡調整)

第5条 相談に係る連絡調整は、甲は企画部広報課長が、乙は幹事長が行う。

(相談の料金)

第6条 相談の料金は無料とし、相談者は負担を負わない。

(経費の負担)

第7条 甲の要請に基づき、乙が災害時の特別法律相談に係る弁護士の派遣に要した経費については、甲が負担するものとする。

2 前項の経費の額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(支援弁護士)

第8条 乙は乙所属以外の弁護士に対し、この協定に基づく相談業務への協力要請をすることができる。

2 前項の協力要請に基づき、相談業務に従事した弁護士に対する経費の負担、その他必要な事項は、乙所属の弁護士に係るものの例による。

(損害補償)

第9条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、渋谷区防災従事者損害補償条例(昭和41年渋谷区条例第25号)の例によるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成16年6月1日から平成17年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1箇月前までに甲又は乙から何らの申し出がないときは、さらに1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

本協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙代表者記名押印の上各1通を保有する。

平成16年6月1日

甲 渋谷区宇田川町1番1号
渋谷区
代表者 渋谷区長 桑 原 敏 武

乙 渋谷区千駄ヶ谷五丁目14番14号702
渋谷法曹会
代表者 幹事長 藤 井 光 春

2 災害時における被災者等相談の実施に関する協定（東京司法書士会）

災害時における被災者等相談の実施に関する協定書

渋谷区（以下「甲」という。）と東京司法書士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者等（被災者並びにその雇用主、従業員、相続人及び親族をいう。以下同じ。）からの相談（以下「被災者等相談」という。）に関し、以下のとおり災害時における被災者等相談の実施に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者等相談の円滑かつ適切な実施に資することを目的とする。

（派遣要請等）

- 第2条 甲は、災害時において被災者等相談の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができるものとする。
- 2 甲は、前項の規定による要請（以下「要請」という。）を行うときは、被災者等相談の内容、場所及び期間その他必要事項を明らかにした災害時支援協力要請書（別紙）（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、要請書を提出することが困難な場合は、口頭等により要請することができる。
- 3 乙は、甲から要請を受けた場合は、速やかに被災者等相談を行う司法書士（以下「相談員」という。）の派遣実施計画（以下「計画書」という。）を作成し、甲に報告するものとする。ただし、計画書を提出することが困難な場合には、書面又はメール等により報告することができる。
- 4 乙は、計画書に基づき、甲が指定する相談窓口相談員を派遣するものとする。
- 5 乙は、相談員を乙又は乙の関係団体の会員の中から選出するものとする。

（被災者等相談の範囲）

第3条 相談員は、次に掲げる相談を行うものとする。

- (1) 相続に関する相談
- (2) 不動産登記及び商業・法人登記に関する相談
- (3) 不在者財産管理制度、相続財産管理制度等に関する相談
- (4) 成年後見制度に関する相談
- (5) その他司法書士法（昭和25年法律第197号）に定める業務に関する相談

（体制整備等）

- 第4条 乙は、甲の要請に対応できる体制を確保するように努めるものとする。
- 2 乙は、甲の要請に対応し、又は前項の体制を確保するため、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、被災者等相談責任者を定め、平常時から連絡調整に努めるものとする。
- 3 乙は、甲から要請を受けた場合において、乙のみで対応できないときは、乙の関係団体に支援を求めることができるものとする。
- 4 甲及び乙は、被災者等相談を円滑に実施できるよう、平常時から災害対策及び計画作成に必要な情報交換並びに資料の提供を行うとともに必要に応じ協議を行うものとする。

（報告）

第5条 乙は、被災者等相談を実施した場合は、甲の定める期限までに報告を行うものとする。

（費用負担）

第6条 被災者等相談の実施に必要な人件費、調査費及び物件費は、乙が負担するものとする。ただし、甲から相談機材や相談場所等の提供を受ける場合はこの限りでない。

（相談料）

第7条 乙及び相談員は、被災者等相談の相談者から相談料を徴しないものとする。

資料編

Ⅲ 協定 5 その他対策

(損害補償)

第8条 本協定に基づく被災者等相談の実施において、乙及び乙が派遣した者に損害が生じた場合であって、甲の責めに帰すべき事由によらないものについての損害補償は、乙の責任において行う。

(連携)

第9条 乙は、乙が被災者等相談を円滑に実施するに当たり他機関と連携する必要があるときは、甲に他機関等との調整についての承認を得た上で、当該被災者等相談を実施するものとする。

(協定の存続期間)

第10条 本協定の存続期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲又は乙のいずれからも協定を継続しない旨の申出がない場合は、本協定の存続期間は更に1年間自動延長されるものとし、その後も同様とする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名の上、各1通を保有する。

令和7年5月23日

(甲) 東京都渋谷区宇田川町1番1号
渋谷区
代表者区長

(乙) 東京都新宿区四谷本塩町4番37号
東京司法書士会
会 長

3 災害時における住家被害認定調査等に関する協定書 (公益社団法人東京不動産鑑定士協会)

災害時における住家被害認定調査等に関する協定書

渋谷区（以下「甲」という。）と公益社団法人東京都不動産鑑定士協会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく災害時における住家被害認定調査等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、甲の地域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、住家被害認定調査等に関する甲に対する乙の協力及び甲乙間の連携に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に必要が生じた場合は、乙に対して住家被害認定調査等の実施について協力を要請する。

2 前項の要請は、原則として住家被害認定調査等協力要請書（別記第1号様式）により行うものとする。ただし、これにより難しいときは、口頭、電話等により要請し、その後速やかに住家被害認定調査等協力要請書を提出するものとする。

3 乙は、第1項の定めにより甲から要請を受けた場合は、速やかに要請事項に応えるものとする。

（協力内容）

第3条 本協定における住家被害認定調査等の業務の内容（以下「住家被害認定調査等業務」という。）は、次に掲げるものとする。

（1）災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成25年6月内閣府（防災担当））に基づき、甲の職員と連携し、被災した住宅に訪問し、建物全体、基礎、屋根、外壁、建物内部、設備等の被害状況を調査する業務

（2）罹災証明書に係る住民からの相談に関する甲の業務の補助業務

（3）前2号に掲げるもののほか、甲が住家被害認定調査等業務のために必要と認める業務

（住家被害認定調査員の要件）

第4条 乙が甲の地域に住家被害認定調査等業務のために派遣する住家被害認定調査員は、次に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

（1）乙に所属する不動産鑑定士であること。

（2）第9条に規定する住家被害認定調査に関する研修会を受講していること。

（指揮及び連絡調整）

第5条 乙の協力に係る指揮及び連絡調整については、甲が指定する者が行う。

（報告）

第6条 乙は、甲の要請に基づき協力したときは、住家被害認定調査等協力報告書（別記第2号様式）により報告するものとする。

（費用負担）

第7条 甲の要請に基づき、乙が業務を実施した場合に要する次の経費は、甲の負担とする。

（1）住家被害認定調査員の派遣に係る交通費

（2）調査のために必要となる機材の購入費のうち、甲が必要であると認めた合理的な費用

（3）住家被害認定調査等業務に従事する者の人件費（日額21,900円）

（4）その他特に必要と認める費用

2 前項第三号に規定する経費については、本協定の有効期間中であっても、乙からの請求に基づき甲及び乙が協議し、本協定を変更することによりこれを改定することができる。

資料編

Ⅲ 協定 5 その他対策

(請求及び支払)

第8条 乙は、前条に規定する費用を甲に請求する場合は、住家被害認定調査等協力費用請求書（別記第3号様式）により、請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの請求があった場合は、請求内容を確認の上、速やかに費用を支払うものとする。

(研修会への参加)

第9条 甲及び乙が住家被害認定調査に関する研修会を開催する場合において、甲の職員及び乙の会員は、甲及び乙が別途定める所定の手続により当該研修会に参加することができる。

(守秘義務)

第10条 乙及び乙の会員は、本協定に規定する業務の遂行に当たり知り得た秘密情報を第三者に対して開示又は漏えいしてはならず、かつ、住家被害認定調査等業務以外の目的に利用してはならない。住家被害認定調査等業務及び本協定終了後も、また同様とする。

(損害補償)

第11条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、渋谷区防災従事者損害補償条例（平成18年渋谷区条例第48号）によるものとする。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、平成30年4月16日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、本協定は更に1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

2 甲又は乙において、本協定を継続できない事情が生じたときは、双方協議の上、本協定を解除できるものとする。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

本協定書は、2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年4月16日

甲 東京都渋谷区宇田川町1番1号
渋谷区
代表者 区長 長谷部 健

乙 東京都港区虎ノ門三丁目12番1号
ニッセイ虎ノ門ビル6階
公益社団法人 東京都不動産鑑定士協会
会長 吉村 真行

4 共同研究協定書（株式会社東急コミュニティー）

共同研究協定書

渋谷区（以下「甲」という。）と株式会社東急コミュニティー（以下「乙」という。）は、災害発生時における住家の被害認定調査等に関する課題解決のため、次のとおり共同研究協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互連携による共同研究を推進し、災害発生時における住家の被害認定調査の課題解決を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について連携し協力する。

（1）住家被害認定調査に関する課題解決に係る事項

（2）前号に付随する事項

2 甲及び乙は、前項各号に定める連携事項に係る取組を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法については、甲及び乙が協議の上、乙の業務として行い得る範囲で取り決める。

3 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、第1項各号に定める連携事項を自らの責任において誠実に遂行するものとする。双方が連携事項を誠実に遂行する限りにおいて、相手方から提供を受けた情報等に不正確なものや誤り等があった場合でも、互いに損害賠償を求めることは出来ないものとする。

（協定の有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、本協定の目的を達成するため、甲及び乙が協議の上、有効期間を延長することができるものとする。

（役割分担及び費用負担）

第4条 甲及び乙は、連携事項に係る取組について、取組ごとに書面により、各当事者の役割分担を定める。

2 それぞれの取組における費用は、甲及び乙それぞれが役割に応じて負担する。

（協定の解除）

第5条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。

(協定の見直し)

第6条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲及び乙が協議の上、変更を行うものとする。

(秘密の保持)

第7条 甲及び乙は、本協定に関連して知り得た相手方の情報（以下「秘密情報」という。）を厳に秘密として保持するものとする。甲及び乙は、法令に基づく場合を除き、秘密情報を第三者へ開示、提供、公表、漏えい等してはならないものとする。
2 甲又は乙が法令に基づいて秘密情報を第三者に開示等した場合、相手方に対し、開示した内容及び被開示者その他必要な事項を通知するものとする。ただし、法令により相手方に通知することができない事項については、この限りでない。

(取得された財産の管理)

第8条 甲及び乙は、第2条に規定する連携事項に係る取組によって取得した財産を、善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

(不可抗力)

第9条 本協定上の義務が、自然災害その他これに準ずる非常事態に起因して遅滞又は不履行となったときは、甲及び乙の双方とも本協定の違反とせず、その責を負わないものとする。

(疑義の決定)

第10条 本協定に定めのない事項及び本協定の条項の解釈に疑義のある事項については、甲及び乙が協議の上、これを取り決めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年（2024年）10月1日

甲 東京都渋谷区宇田川町1番1号
渋谷区
代表者区長 長谷部 健



乙 東京都世田谷区用賀四丁目10番1号
株式会社 東急コミュニティー
代表取締役社長 木村 昌平



5 災害時における地図製品等の供給に関する協定（株式会社ゼンリン）

災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

渋谷区（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、渋谷区内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）、乙が、乙の地図製品等を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、次に掲げる事項を目的とする。

- (1) 災害時等において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給、利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災及び減災に寄与する地図の作成を検討及び推進することにより、区民生活における防災力の向上に努めること。

（定 義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅地図 渋谷区全域を収録した乙の住宅地図帳をいう。
- (2) 広域図 渋谷区全域を収録した乙の広域地図をいう。
- (3) ZNET TOWN 乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」をいう。
- (4) ID等 ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードをいう。
- (5) 地図製品等 住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称をいう。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を要請するときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、甲は、電話等により要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、別途定める物資供給報告書を甲に提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給に係る代金及び費用は、次のとおりとする。
 - (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
 - (2) 地図製品等の搬送に係る費用は、乙が負担するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、前条第1項の規定に基づく地図製品等の供給のほか、甲乙別途定める時期及び方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図、ID等を甲に無償で貸与するものとする。

- 2 甲は、前項の規定に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。
- 3 乙は、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図を引き取り、更新版と差し替えることができるものとする。
- 4 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知した上で、甲による地図製品等の保管、管理状況等を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興に係る資料として、前2条の規定に基づき乙から供給及び貸与された地図製品等につき、次の各号に定めるところにより利用することができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中の閲覧及び複製

(2) 甲乙間で別途協議の上定める期間及び条件の範囲内での閲覧及び複製

2 甲は、前項の規定に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとし、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管及び管理するものとする。

3 甲は、第1項の規定にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及び ZNET TOWN を利用することができるものとする。この場合において、甲は、広域図を複製利用するときにあつては、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWN を利用するときにあつては、本協定添付別紙の ZNET TOWN 利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。ただし、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上各1通を保有する。

平成29年7月25日

甲) 東京都渋谷区宇田川町1番1号
渋谷区
代表者 長谷部 健

乙) 東京都千代田区西神田一丁目1番1号
株式会社ゼンリン 東京エリア統括部
統括部長 前岡 功成

6 災害時における無人航空機を利用した情報収集及び発信等に関する協定 (一般社団法人防災ドローン協会)

災害時における無人航空機を利用した情報収集及び発信等に関する協定書

渋谷区(以下「甲」という。)と一般社団法人防災ドローン協会(以下「乙」という。)とは、地震災害、風水害その他の災害(以下「災害」という。)が発生した場合等の無人航空機を利用した情報収集及び発信等の業務に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、渋谷区において災害等が発生又は発生するおそれがある場合に、無人航空機を利用した災害情報の収集及び発信等の業務に関し、甲が乙に協力を要請する場合の必要な事項を定めるものとする。

(協力要請の手続)

第2条 甲は、災害時において、次条に掲げる内容の協力を得る必要があると認める時は、乙に協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 目的
- (2) 要請内容
- (3) 場所及び範囲
- (4) 情報収集を目的とする撮影高度

(高度150m以上の場合は、東京空港事務所への通知が必要になる。)

(協力要請業務)

第3条 甲が乙に対して協力を要請する業務(以下「協力業務」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 空撮による被災状況の調査
- (2) 避難誘導及び帰宅困難者への告知通報伝達等の情報発信
- (3) 前号に掲げるもののほか、災害応急対策に必要な情報の提供等に関すること。

2 乙が協力業務を遂行する際は、乙の担当者が業務遂行場所の天候、風速、電波状況並びに甲乙の業務遂行者及び周辺住民の安全を確認し、業務遂行の可否及び飛行経路を決定する。

3 次の各号のいずれかに該当する場合は、安全を考慮し、飛行を中止するものとする。ただし、甲乙相互の判断にて人命救助等に必要と判断された場合には、最善の安全を確保し、協力業務を遂行する。

- (1) 降雨、降雪及び降雹の場合
- (2) 風速5m/秒の場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、乙の担当者が危険と判断した場合

3 協力業務遂行のための東京空港事務所への通知及び国土交通省への事後連絡については、航空法第132条の3の適用を受け無人航空機を飛行させる場合の運用ガイドライン(平成27年1月17日制定。国空航第687号。国空機第926号)に従い、乙が行うこととする。この場合において、甲は、乙が申請する際に情報提供等の必要な協力をするものとする。

4 甲及び乙は、前3項に定めのない事項については、協議の上、相互に協力を要請することができる。

(支援活動の実施)

第4条 甲は、乙の活動が円滑に実施されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(業務報告)

第5条 乙は、協力業務を実施した時は、当該業務の完了後速やかに、その実施した業務内容等を甲に報告するものとする。

資料編

Ⅲ 協定 5 その他対策

(費用の負担)

第6条 この協定に基づき乙が実施した協力業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用については、甲乙協議の上、災害の発生直前における適正価格を算出するものとする。

(映像画像の所有権)

第7条 この協定に基づき、乙が撮影した映像画像の所有権は、甲に帰属する。

(秘密の保持)

第8条 乙は、本協定に基づく支援活動を行う場合において知り得た情報を甲以外の者に漏らしてはならない。

(事故の報告)

第9条 乙は、協力業務に従事した者が業務の遂行により死亡、負傷、疾病又は障害の状態となった場合は、速やかに甲に対し報告するものとする。

(従事者の損害補償)

第10条 協力業務に従事した者が、当該支援遂行中に事故により死亡し、又は傷害を受けた場合は、渋谷区防災従事者損害補償条例（平成18年渋谷区条例第48号）に基づき、これを補償するものとする。

(連絡責任者及び情報交換)

第11条 協力業務の要請内容の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は、防災主管課長とし、乙の責任者は別に指定された災害時応急活動担当者とする。

(その他業務)

第12条 甲及び乙は、減災に繋がる業務について協力して行うことができる。

2 甲及び乙は、区のハザードマップ作製について協力して行うことができる。

3 乙は、甲が行う防災訓練への協力並びに甲が行う防災展示会でのデモンストレーション及び出展を行うことができる。

4 乙は、災害時を想定した操縦者の技能向上を目的とした講習を行うことができる。

5 乙は、災害時に活用させる誘導ドローンの開発業務及び運用業務を行うことができる。

6 甲は、前各項に規定する業務等に係る費用について、甲乙協議の上、甲が認めた費用を負担する。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3月前までに甲又は乙から協定を継続しない旨の申出がないときは、1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義は、甲乙協議の上、解決するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和元年8月26日

甲 東京都渋谷区宇田川町1番1号
渋谷区
代表者区長 長谷部 健

乙 東京都渋谷区恵比寿二丁目21番1号
一般社団法人 防災ドローン協会
代表理事 峯村 隆三

1 災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和6年5月内閣府）

1. 目的

災害に係る住家の被害認定基準運用指針（以下「運用指針」という）は、市町村が、災害により被害を受けた住家の被害認定を迅速かつ的確に実施できるよう、「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日付け府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」（以下「被害認定基準」という）に規定される住家の損害割合による場合の具体的な調査方法や判定方法を定め、的確かつ円滑な被害認定業務の実施に資することを目的とする。

2. 住家の被害の程度と住家の被害認定基準等

本運用指針において判定する住家の被害の程度は、「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」又は「準半壊に至らない（一部損壊）」の6区分とする。

「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」及び「準半壊」の認定基準は、下表のとおりである。

被害の程度	認定基準
住家全壊 （全焼・全流失）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
住家半壊 （半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。
大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもとする。
中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のもとする。
半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のもとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもとする。

※被害認定基準による。

*本運用指針においては、住家の損害割合により、住家の被害の程度を判定する場合の具体的な調査・判定方法を定めるものである。

3. 住家の被害認定基準等と被害認定調査の運用

被害認定基準等は、災害の現況を迅速かつ的確に把握し対応するための情報の目安という面と、各種被災者支援策の判断材料となる被害調査の基準としての面がある。したがって、災害が発生した場合には、被害の状況をより迅速かつ的確に報告する必要があり、一方で、災害による被害の程度を正確に把握する必要があるなど、同じ認定基準に基づいた調査であっても、行政目的と時間の経過によって、被害状況の把握方法と内容は変わってくるものである。

例えば、災害発生時からの的確に災害対策を講じるためには、災害の規模、被害状況の全体像を一刻も早く把握することが最も重要である。したがって、この場合の認定基準は、速報性に重点を置いた報告の判断基準となる。

一方、災害に係る住家の被害調査は、この調査に基づいて発行される「罹災証明書」が被災者支援策の判断材料の一つとして用いられているが、これは災害の全体像でなく、個々の住家の被害程度に着目するものである。したがって、この場合の認定基準は、的確性に重点を置いた形で使用されることが求められる。

※平成25年6月21日に改正された災害対策基本法（昭和36年法律第223号）において、市町村長は、被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害等の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならないと定められたところ（法第90条の2）。

※罹災証明書の交付に係る事務は、地方公共団体の自治事務として行う事実の証明であり、その交付基準については、地域の実情に応じて、各地方公共団体の判断により設定されるものである。なお、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づく支援金の支給の申請などに必要となる住宅の被害の程度を証する書面については、本運用指針等を参考として地方公共団体が交付しているところである。

4. 適用範囲

本運用指針は、地震、水害及び風害による下表のような住家被害を想定して作成したものである。これら以外の災害で住家に被害が発生した場合、本運用指針の考え方等を参考に、被害認定基準等に基づき適切に被害認定を行う。

災害	想定している住家被害
地震	・地震力が作用することによる住家の損傷 ・地震に伴う液状化等の地盤被害による住家の損傷
水害	・浸水することによる住家の機能損失等の損傷 ・水流等の外力が作用することによる住家の損傷 ・水害に伴う宅地の流出等の地盤被害による住家の損傷
風害	・風圧力が作用することによる住家の損傷 ・暴風に伴う飛来物の衝突による住家の損傷 ・損傷した箇所から雨が降り込むこと等による住家の機能損失等の損傷

5. 調査方法

災害による住家被害が発生した場合、災害ごとに定める次の方法で調査を行うこととする。なお、場合により、補遺に定める方法で調査を行うこともできる。

●地震による被害

地震により被災した住家に対する被害調査は、第1次調査・第2次調査の2段階で実施する。ただし、調査棟数が少ない場合等においては、第1次調査を実施せず、第2次調査から実施することも考えられる。

第1次調査は、外観目視調査により、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素（外観から調査可能な部分に限る）ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。

第2次調査は、第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合に実施する。第2次調査は、外観目視調査及び内部立入調査により、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。

なお、第2次調査は、原則として申請者の立会いの下で内部立入調査を行う必要があるが、倒壊の危険がある等、内部立入調査ができない相当の理由がある場合は、内部立入調査ができるようになるまでの間は外観目視調査のみでも可とする。

また、地震による地盤の液状化等による地盤被害が発生した場合や、斜面崩壊等による不同沈下や傾斜が発生した場合は、「第4編 液状化等の地盤被害による被害」に定める方法で調査を行うことも可能である。

●水害による被害

水害により被災した住家に対する被害調査は、【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての場合には、第1次調査・第2次調査の2段階で実施し、それ以外の場合には第2次調査の1段階のみで実施する。ただし、前者の場合でも、調査棟数が少ない場合等においては、第1次調査を実施せず、第2次調査から実施することも考えられる。

第1次調査は、【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての場合に利用するもので、外観の損傷状況及び浸水深の目視による把握を行う。なお、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合と、そうでない場合とで判定の方法が異なることに留意する。

第2次調査は、第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合又は第1次調査の対象に該当しない場合に実施する。

第2次調査は外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測、浸水深の確認及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。

なお、第2次調査は、外観から一見して全壊と判定できる場合を除き、原則として被災者の立会いの下で内部立入調査を行う必要があるが、倒壊の危険がある等、内部立入調査ができない相当の理由がある場合は、内部立入調査ができるようになるまでの間は外観目視調査のみでも可とする。

また、水害によって土砂等が住家及びその周辺に一様に堆積している場合には、「第4編 液状化等の地盤被害による被害」に定める方法で調査を行うことも可能である。

●風害による被害

風害により被災した住家に対する被害調査は、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。

なお、調査は、外観から一見して全壊と判定できる場合及び明らかに被害の程度が半壊に至らないと判断できる場合を除き、原則として被災者の立会いの下で内部立入調査を行う必要があるが、倒壊の危険がある等、内部立入調査ができない相当の理由がある場合は、内部立入調査ができるようになるまでの間は外観目視調査のみでも可とする。

被害調査は、本運用指針及び調査票等により行い、その結果に基づいて住家の被害の程度を判定する。

調査（地震・水害による被害の場合は第2次調査）実施後、被災者から判定結果に関する再調査の依頼があった場合には、当該被災者の依頼の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点があれば、その点について再調査を行う。

再調査に基づく住家の被害の程度の判定結果については、理由とともに当該被災者に示す。

6. 判定方法

現行の住家の被害認定基準（平成13年6月28日以降）は、被災した住家の延床面積と損壊等した部分の床面積の一定割合、又は被災した住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で示し、その住家の損害割合が一定割合以上に達したものを「全壊」又は「半

壊」としている。

元来、この基準は、「災害報告取扱要領」（昭和45年4月10日付け消防防第246号）に基づく災害報告など各省庁の災害報告の「住家全壊」「住家半壊」等の定義を統一するものとして通知されたものである（昭和43年6月14日内閣総理大臣官房審議室長通知。ただし、当時は「住家の主要な構成要素の経済的被害が住家全体に占める損害割合」ではなく「住家の主要構造部の被害額がその住家の時価に占める割合」であった。）。このうち災害報告については、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第2条第2項において「棟数並びにこれに居住していた者の人員及び世帯数」について報告を行う（住家の被害のうち全壊又は半壊の場合）ものとしている。

平成7年1月17日の阪神・淡路大震災当時、建物被害調査に関して、住家の被害認定基準のほかに、固定資産家屋評価における災害時の損耗減点補正のための「固定資産評価基準経年減点補正率基準表」（昭和38年2月25日自治省告示第158号）があったが、必ずしも大災害を想定したものではなかったため、被災市町では、「固定資産評価基準」（昭和38年自治省告示第158号）をベースとして部位別に被害状況を認定すること、「被災度区分判定基準」（（財）日本建築防災協会（当時））及び地震保険の損害調査の見方も参考にすること等を基本とし、被害調査の基準を建築の専門家の支援を受けつつ税務部局で作成した。

具体的には、倒壊家屋が昭和40年代以前の建物であろうとの想定の下で同年代の固定資産税実績をもとに建物の部位別構成比を求め、これに各被害率を乗じ、その合計を住家の被害認定基準に照らして全壊・半壊等と判定した。被害調査は、税務部局・消防部局・区役所が、他の政令指定都市の税務職員の応援を得て実施した。

このように、住家の被害認定基準を忠実に適用し住戸ごとの被害の程度（全壊・半壊等）を判定するには著しい労力と膨大な時間を要し、また、固定資産（家屋）評価等の専門的知識を要するものであることから、平成13年に本運用指針を定めるに当たっては、これら被災市町が作成した被害調査の基準等を踏まえ、次のように工学的見地から簡素化を図っている。

- ・固定資産（家屋）評価における災害時の損耗減点補正の考え方と同様に、各部位にかかる施工価格等を参考に設定した部位別構成比を採用することとし、被災した住家の部位ごとの損傷率を部位別構成比に乗じてそれぞれの損害割合を算定し、損害割合の合計によって住家の被害の程度（全壊又は半壊等）を判定する。このとき、一般的な住家を想定し、部位別構成比を5%刻みで簡略化している。
- ・応急危険度判定等における被災状況の見方も参考とし、一定の要件に該当する場合には、その段階で、個々の部位の損害割合の積上げをしないで判定する。

その後の主な改定の内容は、次のとおりである。

- ・平成21年改定「地震編・浸水編」の2部構成を「地震編・水害編・風害編」の3部構成へ変更等
- ・平成25年改定「地盤の液状化等により損傷した住家の被害認定の調査・判定方法」を「補遺」として追加、「水害編」に「第1次調査（外観調査）」を追加等
- ・平成30年改定 写真を活用した判定方法を追加、「水害編」の「第1次調査（外観目視調査）」に外力が

作用することによる一定以上の損傷が発生していない場合の調査方法を追加 等

- ・令和2年改定 災害救助法による住宅の応急修理制度の損害割合10%以上20%未満への対象拡充を踏まえ、これまでの「半壊に至らない」を「準半壊」と「準半壊に至らない（一部損壊）」に区分し、調査方法を見直す 等
- ・令和3年改定 被災者生活再建支援法の改正による被災者生活再建支援金の損害割合30%以上40%未満への対象拡充を踏まえ、これまでの「半壊」を「中規模半壊」と「半壊」に区分し、調査方法を見直す 等
- ・令和6年改定 「水害編」の「第1次調査」における、「浸水深による判定」に「津波や河川の氾濫に伴う水流やがれきの衝突等により外壁及び建具が破壊されている場合」以外の判定方法を追加 等

なお、各部位の全面積／本数／枚数の損傷程度がやむを得ない事情により確認できないときには、確認できる部分の面積／本数／枚数により損傷率を算定することも可とする。

具体的には、災害ごとに定める次の方法で損害割合を算定し、住家の被害の程度を判定することとする。また、被害の状況によっては「第4編液状化等の地盤被害による被害」に定める方法で調査を行うこともできる。

●地震による被害

(1) 外観による判定

住家の外観から判定し、一見して住家全部が倒壊している場合、住家の一部の階が全部倒壊している場合及び地震に伴う地盤被害により基礎に著しい損傷がある場合は、住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。

(2) 傾斜による判定

(木造・プレハブの住家)

住家の傾斜が $1/20$ 以上の場合は、住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。

住家の傾斜が $1/60$ 以上 $1/20$ 未満の場合は、(3)により住家の損害割合を算定する際に、傾斜による損害割合を15%とすることができる。

(非木造の住家)

住家の傾斜が $1/30$ 以上の場合は、住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。

住家の傾斜が $1/60$ 以上 $1/30$ 未満の場合は、(3)により住家の損害割合を算定する際に、傾斜による損害割合を20%とすることができる。

(注1) 傾斜は原則として住家の1階部分の四隅の柱又は壁の四隅を計測して、単純平均したものとする。

(3) 部位による判定

住家の主要な構成要素の損傷に係る目視調査結果等から、部位ごとに損傷率を算定し、当該損傷率に部位別構成比を乗じて得られる部位別損害割合の和を住家の損害割合とする。

住家の損害割合が50%以上の場合を「全壊」、40%以上50%未満の場合を「大規模半壊」、

30%以上40%未満の場合を「中規模半壊」、20%以上30%未満の場合を「半壊」、10%以上20%未満の場合を「準半壊」、10%未満の場合を「準半壊に至らない（一部損壊）」と判定する。

なお、木造・プレハブの住家にあつては、基礎又は柱（又は耐力壁）の損傷率が、非木造の住家にあつては、柱（又は耐力壁）又は梁の損傷率が、75%以上の場合は、住家の損害割合を50%以上とし、「全壊」と判定する。

（注2）非木造のうち集合住宅等の大規模なもので、全体で調査、判断することが困難な場合は、被害が最も大きいと思われる階のみを調査し、全体の損害割合として差し支えない。

●水害による被害

（1）外観による判定

住家の外観から判定し、一見して住家全部が倒壊している場合、一見して住家の一部の階が全部倒壊している場合、一見して住家全部が流失している場合、又は基礎のいずれかの辺が全部破壊しており、かつ破壊している基礎直下の地盤が流出、陥没等している場合等は、住家の損害割合を50%以上とし、「全壊」と判定する。

（2）浸水深による判定

（【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての住家のみ）

第1次調査において浸水深が床上1.8m以上のときは、住家の損害割合を40%以上50%未満とし「大規模半壊」、床上1m以上1.8m未満のときは、住家の損害割合を30%以上40%未満とし「中規模半壊」、床上0.1m以上1m未満のときは、住家の損害割合を20%以上30%未満とし「半壊」、床上0.1m未満のときは、住家の損害割合を10%以上20%未満とし「準半壊」、床上まで達していないときは、住家の損害割合を10%未満とし、「準半壊に至らない（一部損壊）」と判定する。

ただし、津波や河川の氾濫に伴う水流やがれきの衝突等により外壁及び建具が破壊されている場合※には、一見して浸水深（最も浅い部分）が床上1.8m以上のときは、住家の損害割合を50%以上とし「全壊」、床上1m以上1.8m未満のときは、住家の損害割合を40%以上50%未満とし「大規模半壊」、床上0.5m以上1m未満のときは、住家の損害割合を30%以上40%未満とし「中規模半壊」、床上0.5m未満のときは、住家の損害割合を20%以上30%未満とし「半壊」、床上まで達していないときは、住家の損害割合を10%未満とし、「準半壊に至らない（一部損壊）」と判定する。

※ 外観目視により把握可能な「外壁」及び「建具」（サッシ・ガラス・ドア）の損傷程度が50～100%（程度Ⅲ～Ⅴで、浸水による損傷を除く。）に該当する損傷が、外壁及び建具（サッシ・ガラス・ドア）にそれぞれ1箇所以上発生している場合をいう。

（3）傾斜による判定（第2次調査のみ）

（木造・プレハブの住家）

住家の傾斜が $1/20$ 以上の場合は、住家の損害割合を50%以上とし、「全壊」と判定する。

住家の傾斜が $1/60$ 以上 $1/20$ 未満の場合は、(4)により住家の損害割合を算定する際に、傾斜による損害割合を15%とすることができる。

(非木造の住家)

住家の傾斜が $1/30$ 以上の場合は、住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。

住家の傾斜が $1/60$ 以上 $1/30$ 未満の場合は、(4)により住家の損害割合を算定する際に、傾斜による損害割合を20%とすることができる。

(注3) 傾斜は原則として住家の1階部分の四隅の柱又は壁の四隅を計測して、単純平均したものとする。

(4) 部位による判定 (第2次調査のみ)

住家の主要な構成要素の損傷に係る目視調査結果等から、部位ごとに損傷率を算定し、当該損傷率に部位別構成比を乗じて得られる部位別損害割合の和を住家の損害割合とする。

住家の損害割合が50%以上の場合を「全壊」、40%以上50%未満の場合を「大規模半壊」、30%以上40%未満の場合を「中規模半壊」、20%以上30%未満の場合を「半壊」、10%以上20%未満の場合を「準半壊」、10%未満の場合を「準半壊に至らない(一部損壊)」と判定する。

なお、木造・プレハブの住家にあつては、基礎又は柱(又は耐力壁)の損傷率が、非木造の住家にあつては、柱(又は耐力壁)又は梁の損傷率が、75%以上の場合は、住家の損害割合を50%以上とし、「全壊」と判定する。

●風害による被害

(1) 外観による判定

住家の外観から判定し、一見して住家全部が倒壊している場合又は一見して住家の一部の階が全部倒壊している場合は、住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。

(2) 傾斜による判定

(木造・プレハブの住家)

住家の傾斜が $1/20$ 以上の場合は、住家の損害割合を50%以上とし、「全壊」と判定する。

住家の傾斜が $1/60$ 以上 $1/20$ 未満の場合は、(4)により住家の損害割合を算定する際に、傾斜による損害割合を15%とすることができる。

(非木造の住家)

住家の傾斜が $1/30$ 以上の場合は、住家の損害割合を50%以上とし、「全壊」と判定する。

住家の傾斜が $1/60$ 以上 $1/30$ 未満の場合は、(4)により住家の損害割合を算定する際に、傾斜による損害割合を20%とすることができる。

(注4) 傾斜は原則として住家の1階部分の四隅の柱又は壁の四隅を計測して、単純平均したものとする。

(3) 屋根等の損壊による判定

屋根等(木造・プレハブの住家にあつては、屋根、外壁及び建具、非木造の住家にあつては、外部仕上・雑壁・屋根及び建具)に、脱落、破損等の損傷が生じておらず、住家内への浸

水の恐れがないと考えられる場合は、住家の損害割合を10%未満とし、「準半壊に至らない（一部損壊）」と判定する。

(4) 部位による判定

住家の主要な構成要素の損傷に係る目視調査結果等から、部位ごとに損傷率を算定し、当該損傷率に部位別構成比を乗じて得られる部位別損害割合の和を住家の損害割合とする。

住家の損害割合が50%以上の場合を「全壊」、40%以上50%未満の場合を「大規模半壊」、30%以上40%未満の場合を「中規模半壊」、20%以上30%未満の場合を「半壊」、10%以上20%未満の場合を「準半壊」、10%未満の場合を「準半壊に至らない（一部損壊）」と判定する。

なお、木造・プレハブの住家にあつては、基礎又は柱（又は耐力壁）の損傷率が、非木造の住家にあつては、外壁、柱（又は耐力壁）又は梁の損傷率が、75%以上の場合は、住家の損害割合を50%以上とし、「全壊」と判定する。

●航空写真等を活用した判定について

発災前後の航空写真等が入手でき、これらを活用することが調査の効率化・迅速化に資すると判断される場合には、当該航空写真等を活用して判定することが可能である。

例えば、被災した住家の周辺を含む被害の状況により、瓦礫等で当該住家に近づくことができない場合や現地で安全に調査が行えない場合、又は倒壊、流出、ずり落ち等した住家が集中していると想定される場合などが考えられる。

これらの場合において、航空写真等から発災後の当該住家の屋根の軸がずれている又は屋根の位置が変わっているなど、明らかに住家全部又は一部の階が全部倒壊している等一見して「全壊」と判定できる場合には、当該航空写真等により判定した結果をもって「全壊」の被害認定を行うことも可能である。なお、航空写真等からだけでは判定できない場合には、現地調査を行うこととなる。

7. 部位別構成比の扱いについて

本運用指針は、一般的な住家を想定し、各部位に係る施工価格等を参考に設定した構成比を採用しているが、住家の部位別構成比は、その規模、階数、仕様により異なり、また、地域差も存することから、地域に応じた適切、適当と思われる部位別構成比を作成して使用することも必要なことと思われる。

8. 木造と非木造の混構造の取扱いについて

木造と非木造の混構造の場合における住家の被害認定調査については、原則として、住家を構成する主要構造部の構造に基づき調査・判定する。ただし、主要構造部の構造が判断しがたい場合には、主たる被害を受けた構造に基づき、調査・判定して差し支えない。

9. 集合住宅の扱いについて

原則として1棟全体で判定し、その判定結果をもって各住戸の被害として認定するものとする。ただし、住戸間で明らかに被害程度が異なる場合は、住戸ごとに判定し認定することも必要である。

※建物全体の傾きや躯体（外壁、屋根、柱・耐力壁）の損傷は建物全体共通の被害であるため、原則として1棟全体で判定し、その結果をもって各住戸の被害として認定する。水害等により浸水した階の住戸と浸水しなかった階の住戸のように、住戸間で明らかに被害程度が異なる部位（天井、内壁、建具、床、設備）がある住戸の場合、当該被害の大きい住戸については、住戸ごとに判定し、認定することも必要である。

10. 被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定・被災度区分判定及び地震保険損害調査・共済損害調査との関係等

被災建築物応急危険度判定（応急危険度判定）・被災宅地危険度判定・被災度区分判定及び地震保険損害調査・共済損害調査は、災害による個々の住家の「被害の程度」を判定することを目的とした被害認定調査とは、その目的、判定の基準を異にするものであることから、被災者にこれらの判定・調査の混同が生じないように、それぞれの判定・調査の実施主体が被災者に明確に説明することが重要である。

●被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定・被災度区分判定

被災建築物応急危険度判定（応急危険度判定）は、大規模地震の直後に一般的に実施されるが、これは建築の専門家が余震等による被災建築物の倒壊危険性及び建築物の部分の落下の危険性等を判定し、その結果に基づいて当該建築物の当面の使用の可否について判定することにより、二次災害を防止することを目的とする。したがって、落下物の除去等、適切な応急措置が講じられれば判定が変更されることもあり得る。すなわち、応急危険度判定で「危険」と判定された住家が、必ずしも「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」と認定されるとは限らない。

被災宅地危険度判定は、地震や降雨による、滑動崩落、擁壁倒壊、液状化による亀裂などの宅地被害発生時に、宅地防災を担当する地方公共団体の職員等が宅地を調査して通行時の安全確保や応急対策の必要性などを周知することにより、二次災害を防止することを目的とする。宅地擁壁が倒壊していても住家に被害が及ばないケースもあり、被災宅地危険度判定で「危険宅地」と判定された宅地に建てられている住家が、必ずしも「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」と認定されるとは限らない。

被災度区分判定は、建築主の依頼により建築の専門家が地震により被災した建築物の損傷の程度及び状況を調査し、被災度区分判定を行うことにより、当該建築物の適切かつ速やかな復旧に資することを目的とする。すなわち、被災建築物の損傷の程度、状況を把握し、それを被災前の状況に戻すだけでよい、又はより詳細な調査を行い特別な補修、補強等まで必要とするかどうかを判定しようとするものである。

●地震保険損害調査・共済損害調査

地震保険損害調査は、地震・噴火又はこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没又は

流失による損害を補償する地震保険の加入者の依頼により、損害保険会社が被災した建物や生活用動産の損害の程度を調査し、損害の程度に応じた保険金を支払うことを目的とする。地震保険の損害認定方法は、住家の被害認定の方法とは異なることから、地震保険で「全損」、「大半損」又は「小半損」と認定された住家が、必ずしも「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」と認定されるとは限らない。

共済損害調査は、自然災害による損害を補償する制度を有する共済団体が、それぞれの共済金支払要件及び損害評価の基準・手続に従って損害の程度を調査し、その結果に基づいて共済金を支払うことを目的とする。共済損害調査における損害の区分・認定方法は、住家の被害認定の区分・方法とは異なることから、共済損害調査の結果は必ずしも住家の被害認定調査の「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」の認定とは一致しない。

●応急危険度判定の判定結果の活用

住家の被害認定調査を実施するに当たり、傾斜度など応急危険度判定に係る調査の内容と共通する部分もあることから、本運用指針による被害認定調査に先立ち、応急危険度判定が実施されている場合には、調査の目的等が異なることを踏まえた上でその内容を活用することも考えられる。

また、調査対象とする地域の設定、現地調査を行う又は行わない地域の設定、現地調査を行う地域の順番の決定等、被害認定調査の方針を決める際に、応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用することが考えられる。

具体的には、平常時より地方公共団体の被害認定部局は、応急危険度判定部局と非常時の情報共有体制について検討し、必要に応じて、応急危険度判定部局が有する応急危険度判定の判定実施計画や判定結果（調査表や判定実施区域図等）を入手し、これらを活用して被害認定調査を実施することが考えられる。

さらに、応急危険度判定において「建築物全体又は一部の崩壊・落階」や「建築物全体又は一部の著しい傾斜」に該当することにより「一見して危険」と判定された住家、「建築物の1階の傾斜が1/20超」と判定された住家（木造）、「建築物全体又は一部の傾斜が1/30超」と判定された住家（鉄骨造）及び「不同沈下による建築物全体の傾斜が1/30超」と判定された住家（鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造）のうち、調査表のコメント欄等で「建築物全体」が崩壊・落階又は著しく傾斜していることが確認できる場合には、この判定結果を参考にして「全壊」の被害認定を行うことも可能である。

このほか、調査する被災住家に応急危険度判定のステッカーが貼付されている場合には、被害認定の判定の参考にすることができる場合もあるため、その判定結果及びコメントを確認することとする。

1 1. 調査結果の記録等

調査結果（調査票、損傷状況の分かる写真等）については、被災者から求められた場合等に、住家の被害の程度の判定結果及びその理由について情報提供できるよう、適切に記録、整理しておく。

1 2. その他

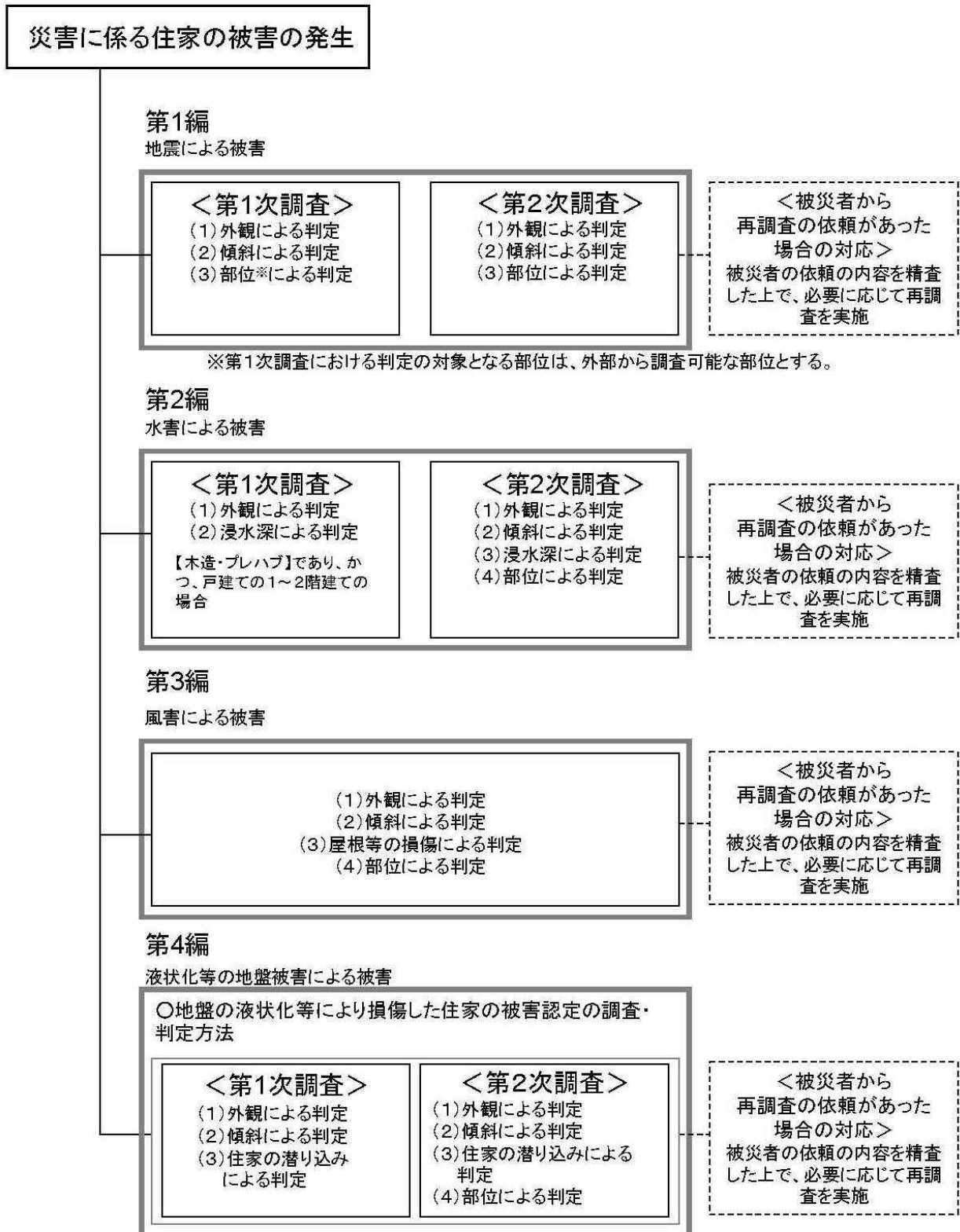
国は住家の被害認定基準及び運用指針について地方公共団体に対して助言を行うとともに、必要に応じて被害認定に係る参考資料を整備する。

都道府県及び市町村は、市町村の職員が円滑に被害認定を実施することができるよう、平時における被害調査研修の充実、被災自治体に対する応援による調査実務の習熟などにより、住家の被害認定基準の内容、被害の調査方法及び判定方法などについて、十分な知識を得るための環境を整備することが必要であるとする。

また、大規模地震災害等により、単独の市町村で被害認定を速やかに実施することが困難になることも想定すると、地元の被害認定調査経験者や税務課OBの活用、都道府県間あるいは近隣市町村間との相互協力や、応急危険度判定士、被災度区分判定士、建築士会等からの支援受入れも重要であり、平時より協定締結等により応援・協力体制を整えておくことが必要である。

各都道府県においては、住家の被害認定調査の調査員を養成・登録する仕組みの構築を促進することもある。

＜参考＞被害認定の流れ



(参照：内閣府 http://www.bousai.go.jp/taisaku/pdf/h3003shishin_all.pdf)

資料編

IV 参考資料 1 リ災証明

2 リ災証明申請書（様式1）

						年 月 日 申 請	
り 災 証 明 願 下記のとおり、り災したことを証明願います。							
申 請 者 住 所		渋谷区 丁目 番 号 方					
申 請 者 氏 名							
電 話							
被災状況	災 害 の 原 因						
	発 生 年 月 日		年 月 日				
	場 所		渋谷区 丁目 番 号 方				
	程 度	建 物					
		人					
世帯状況	氏 名	続 柄	生年月日	氏 名	続 柄	生年月日	
	(世帯主)						
請 求 目 的		証明書 通					

3 り災証明書（様式2）

り 災 証 明 書																																									
平成 年 月 日																																									
世帯主住所																																									
世帯主氏名		世帯人員		人																																					
り 災 状 況	災害の原因	による																																							
	り災者住所																																								
	り災者																																								
	り災者区分	物件居住者																																							
	り災場所																																								
	り災物件種別																																								
世帯構成																																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><thead><tr><th style="width: 25%;">氏名</th><th style="width: 15%;">続柄</th><th style="width: 15%;">年齢</th><th style="width: 25%;">氏名</th><th style="width: 15%;">続柄</th><th style="width: 15%;">年齢</th></tr></thead><tbody><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></tbody></table>						氏名	続柄	年齢	氏名	続柄	年齢																														
氏名	続柄	年齢	氏名	続柄	年齢																																				

り 災 程 度	区分		浸水区分	
	参考			
	その他			

上記のとおり、り災したことを証明する。 平成 年 月 日

資料編

IV 参考資料 2 調査様式及び実施方法

1 被災者生活実態調査（兼福祉需要基礎調査）の実施方法（案）

	被災者の居所		
	（従前居住区市町村）	（他の被災区市町村）	（被災区域外）
避難所滞在世帯調査	避難所が所在する区市町村の調査員による聞き取り調査	避難所が所在する区市町村の調査員による聞き取り調査	避難所開設を依頼した区市町村調査班による聞き取り （東京都福祉局調整）
応急的住宅入居者調査	入居応募時に窓口で確認調査		
自宅等残留者実態調査	調査班員による訪問聞き取りまたは郵送による調査		
疎開者等実態調査		連絡先の申し出または調査を受け、返送封書つきで郵送	

（引用：都震災復興マニュアル（復興施策ガイドライン））

2 被災者生活実態調査（兼地域福祉需要調査）

①調査月日	月 日	②調査員		所属		氏名	
③調査場所	避難所（学校名等）					自宅（住所）	
	その他（施設名または住所）						
④世帯構成	氏名	性別	年齢	続柄	被災時の住所	現在の居所	
⑤心身の状態	ケガの状態	ケガをした方 人 （上記のうち医療を要する方 人） ※具体的状態			健康状態等	1 病気の方 人 （上記のうち医療を要する方 人） 2 要介護高齢者 要介護 人（うち重症者 人） 要支援 人 （上記のうち医療を要する方 人） ※「重症者」とは要介護度4・5 3 障害のある方 人（手帳の有無種類 ） （上記のうち医療を要する方 人） ※手帳の種類は、「身」「愛」等と記載	
⑥住宅の状況	被災前の住宅の状況Ⅰ	持家 借地・持家 公営住宅 公団賃貸 公社賃貸 民間賃貸 給与住宅（社宅・寮） その他 ※○を付ける					
	被災前の住宅の状況Ⅱ	一戸建て 長屋建て 共同建て（アパート） 共同建て（マンション） その他 ※○を付ける					
	被災前の住宅の状況Ⅲ	居住専用 居住・産業併用 その他 ※○を付ける					
	被災前の住宅の状況Ⅳ	木造 鉄筋鉄骨コンクリート造 鉄筋コンクリート造 鉄骨造 コンクリートブロック造 その他 ※○を付ける					
	被災後の現状	そのまま住むことができる 住むことはできるが修理が必要 住むことができない わからない その他 ※○を付ける					
	今後の意向Ⅰ	自宅に住み続けたい 公共賃貸住宅に移りたい 民間賃貸住宅に移りたい 持家を購入したい その他 ※○を付ける					
	今後の意向Ⅱ	都外に移りたい 都内に住み続けたい ※○を付ける					
⑦世帯の収入状況	世帯全員で、月収約 万円（生活保護受給の 有 無 ※○を付ける） 現在の職業 仕事再開見通し（見通しが立っている/立っていない ※○をつける）						
⑧暮らしの上で困難なことや不安なことなど	住まいに関すること 健康に関すること 介護に関すること 教育に関すること 仕事に関すること 収入に関すること その他（ ） ※○を付ける						
⑨必要とする福祉サービス等	施設入所（種別 ） ホームヘルパー デイサービス ショートステイ 訪問看護 保育所 障害者の作業所 生活保護 その他（ ） ※○を付ける						

(引用：都震災復興マニュアル（復興施策ガイドライン）)

資料編

IV 参考資料 2 調査様式及び実施方法

3 被災者生活実態調査（兼地域福祉需要調査）報告書

区市町村名		担当		部 課		(担当者)		Tel	
世帯の状況									
被災世帯数		被災者総数		高齢者数		児童数		障害者数	
避難所 応急的住宅 自宅等 その他		ケガをした人		要介護		乳児		身体障害	
		うち要医療		上記のうち重症者（再掲）		幼児		知的障害	
		病気の人		要支援		その他		精神障害	
		うち要医療		その他				不明	
				不明					
住宅の状況									
被災前の住宅の状況 I			被災前の住宅の状況 II			被災前の住宅の状況 IV			(参考) ・長屋建 →デラスハウス等、2 つ以上の住宅を1棟に 建て連ねた住宅 ・給与住宅 →社宅・寮等、会社、 官公署、学校等がその 社員、職員、教員等を 居住させる目的で建築 された住宅
持家		一戸立て		木造					
借地・持家		長屋立て		鉄骨鉄筋コンクリート造					
公営住宅		共同立て（アパート）		鉄筋コンクリート造					
公団賃貸		共同立て（マンション）		鉄骨造					
公社賃貸		その他		コンクリートブロック造					
民間賃貸		被災前の住宅の状況 III			その他				
給与住宅 （社宅・寮）		居住専用		わからない					
その他		居住・産業併用							
		その他							
被災後の現状				今後の意向 I			今後の意向 II		
そのまま住むことができる				自宅に住み続けたい			都外に移りたい		
住むことはできるが修理が必要				公共賃貸住宅に移りたい			都内に住み続けたい		
住むことができない				民間賃貸住宅に移りたい			※世帯種別		
わからない				持家を購入したい					
その他		その他							
収入状況等									
世帯の平均収入		生活保護受給世帯					65歳未満の単身世帯		
暮らしの上で困難なことや不安なこと				必要とする福祉サービス			65歳以上の単身世帯		
住まいに関すること				高齢者の入所施設（介護保健）			夫婦のみ		
健康に関すること				高齢者の入所施設（その他）			高齢者夫婦のみ		
介護に関すること				身体障害者の入所施設			夫婦と子供（18歳未満）		
教育に関すること				知的障害者の入居施設			夫婦と子供（18歳以上）		
仕事に関すること				障害児の入所施設			夫婦と高齢者		
収入に関すること				その他の入所施設			夫婦と高齢者と子供 （18歳未満）		
その他				ホームヘルパー			その他		
				デイサービス					
				ショートステイ					
				訪問看護					
				保育所					
				障害者の作業所					
				生活保護					
				その他					

（引用：都震災復興マニュアル（復興施策ガイドライン））

1 緊急時における契約手続き等について（東京都案）

緊急時の契約手続等については、以下のことを留意のうえ処理すること。

1 起工手続

- 「〇〇区市町村工事施行規程」では、災害時等の緊急起工の処理について、次のとおり規定している。（第〇条）

○工事主管課長は、地震、暴風雨、豪雪、洪水、工事上の事故防止、公共の安全確保その他の理由により、緊急に工事を施行する必要があるときは、部長の指揮を受けて、この規程に定める手続によらないで処理することができる。ただし、事後直ちに定められた手続を執らなければならない。

2 契約手続

(1) 契約締結権限

- 「〇〇区市町村契約事務の委任等に関する規則」では、非常災害時における契約の締結権限を、各部課長（第〇条第〇項第〇号）及び各所長（第◇条第◇項）に委任している。

（第〇条第〇項第〇号）

○前2項に定めるもののほか、部課の所掌に係る事項に関する契約のうち、次に掲げる契約に関する事務は、当該部課の長に委任する。

- ・前2項に掲げる契約で、非常災害又は緊急事態の発生に際し、人命及び財産の保護のために必要なもの

（第◇条第◇項）

○前2項に定めるもののほか、所の所掌に係る事項に関する契約のうち、第〇条第〇項第〇号、同条第〇項第〇号から第〇号まで及び同条第〇項に掲げる契約に関する事務は、当該所の長に委任する。

(2) 契約方法

- 地方自治法施行令では、「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」は、随意契約により処理できることとされている。（第167条の2第1項第3号）

「緊急の必要」とは、『災害時において競争入札の方法による手続を執ると、その時期を失し、或いは全く契約の目的を達することができなくなり、行政上も経済上もはなはだしく不利益を蒙るに至るような場合』等とされている。

緊急の必要があるかどうかは、契約締結権限を持つ者が客観的な事実に基づいて、個々、具体的に認定することになる。

（引用：区市町村震災復興標準マニュアル（東京都）資料編）

2 区市町村災害救助対策緊急起工処理要綱（東京都案）

（目的）

第1条 この要綱は、地震等自然災害の発生に伴い、災害救助に係る応急対策として、緊急に工事を施行する必要があるときにおける起工から契約までの手続の方法を定めることにより、適正な契約等事務の推進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「緊急工事」とは、災害対策として施行するためのもののうち、◇◇規則（年〇〇区市町村規則第〇号）第〇条第〇項第〇号に規定されたものであって、起工書により決定を受ける時間的余裕のない場合に行うものをいう。ただし、単価契約及び既発注工事の工事変更により処理できるものを除く。

（適用の範囲）

第3条 緊急に起工することができる範囲は、災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項に規定する救助のうち、次に掲げるものに係る土木、建築、電気設備、機械設備その他の工事及びこれらに附随する工事とする。

- 一 〇〇〇〇〇〇
- 二 〇〇〇〇〇〇

（緊急起工の方法）

第4条 災害救助に係る応急対策として、緊急工事を施行する場合において緊急に起工する必要があるときは、当該緊急工事は、必然性・合理性が認められる範囲で最小限の内容とし、速やかに実施しなければならない。

（緊急起工の処理）

第5条 工事主管課長は、前条の規定により緊急に起工する必要があるときは、〇〇区市町村工事施行規程（〇年〇〇区市町村訓令甲第〇号）第〇条に定めるところにより、部課長の指揮を受けて、所定の手続によらないで処理することができる。

（契約の相手方の決定）

第6条 緊急工事の相手方の決定に際し、工事主管課長は工事内容を十分把握した上で、あらかじめ当該契約に係る工事内容について事前協定を締結した団体、これに所属する団体等の中から、速やかな工事着手と十分な施行能力とを有する相手方を選定しなければならない。

- 2 契約の相手方の決定は、選定した契約予定者からの承諾書をもって決定と見なすものとする。

（施工者への指示）

第7条 施工者（契約の相手方）への指示は、文書により行うことを原則とし、記録として保管する。やむを得ず口頭による指示を行った場合も、事後指示内容を文書により確認し、記録として保管する。

(予算措置)

第8条 工事主管課長は、事後の手續において財政上の不都合を生じないように、速やかに当該工事の予算事務及び契約事務の所管課長と打合せを行わなければならない。

(契約事務)

第9条 契約担当課長は、起工決定後速やかに所定の契約手續を行う。契約の方法は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号の規定により、随意契約とする。

(緊急時の処理)

第10条 工事主管課長は、緊急を有する場合で、やむを得ない事情により部長からの指示が得られないときには、〇〇区市町村事案決定規程(〇年〇〇区市町村訓令甲第〇号)第〇条第〇項に定めるところにより、緊急起工の意思決定、契約の相手方の決定及び施工者への指示に関する事項に限り、これらの決定を行うことができる。

2 工事主管課長が不在等の場合は、〇〇区市町村事案決定規程第〇条第〇項に定めるところにより一般職員が処理することができる。

(他の規程との関係)

第11条 緊急に起工する必要がある場合は、この要綱に定めるもののほか〇〇区市町村工事施行規程の定めるところによる。

附 則

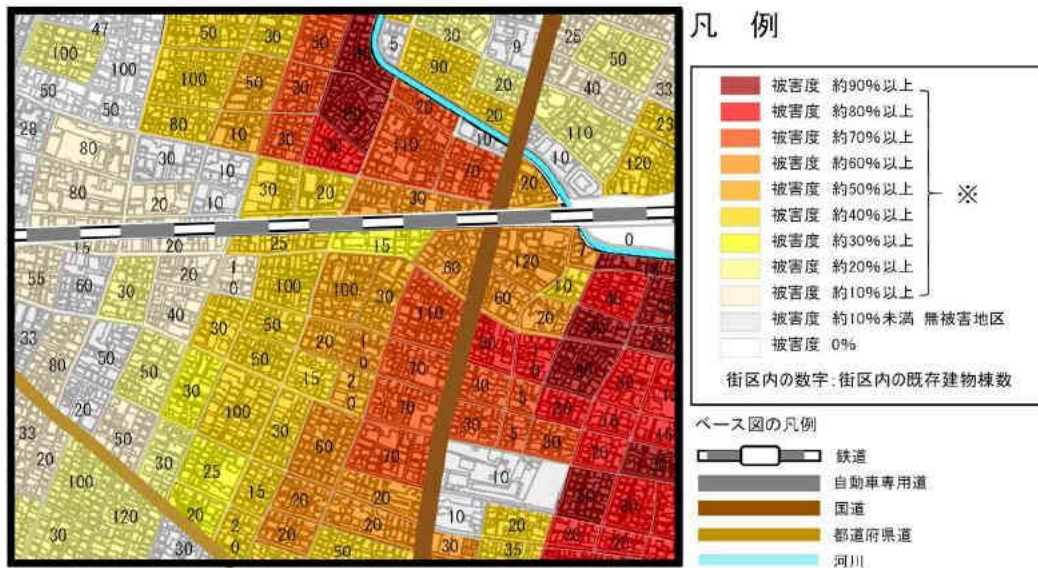
この要綱は、 年 月 日から施行する。

(この要綱は、原則として震災等自然災害の発生により災害救助法が適用となった時点から施行する。)

(引用：区市町村震災復興標準マニュアル(東京都) 資料編)

1 街区別の被害度分布図の作成例と航空写真

■「街区別家屋被害度の分布図」の作成例



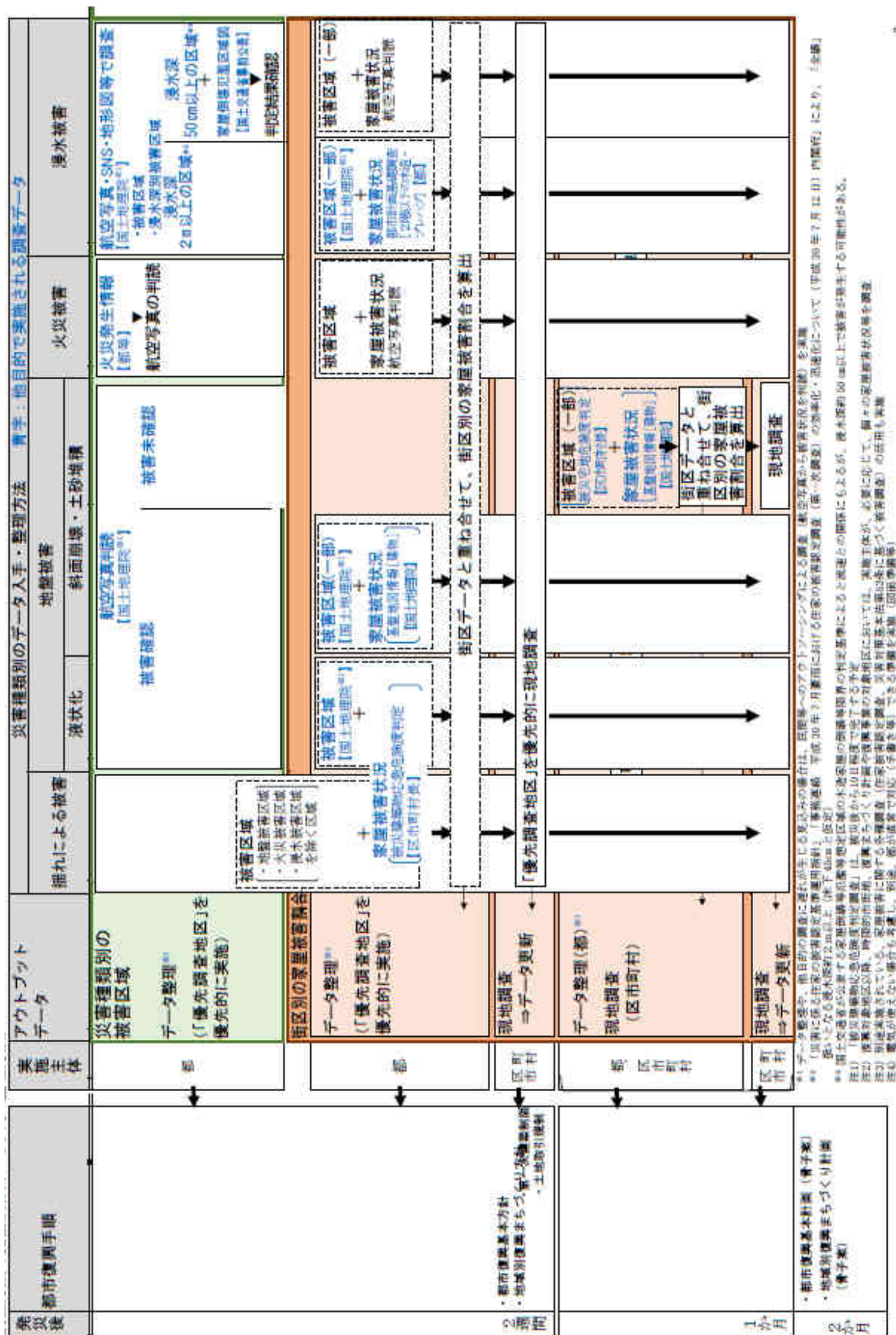
■「街区別被害度の分布図」の作成の元となった航空写真



その他詳細は、家屋被害調査 手順書（案）令和3年3月 東京都 都市整備局を参照

（引用：都震災復興マニュアル（復興施策ガイドライン））

2 家屋被害調査の方法



(引用：都震災復興マニュアル（復興施策ガイドライン）)

3 家屋被害調査のイメージ

街区別の 家屋被害 割合	STEP (区域：被害区域、家屋：家屋被害、 赤い点：各STEP新規調査項目)	災害の種類					
		揺れによる被害	地盤被害 液状化	斜面崩壊・土砂堆積	火災被害	浸水被害	
						浸水深 2m以上の区域	浸水深 50cm以上の区域 [家屋倒壊危険区域 【国土交通省事前公表】]
一次	STEP1 ①航空写真からの判読 	予め抽出した優先的に調査を行う地区から調査を実施					
	②データの重ね合わせから抽出 「浸水深2m以上区域（航空写真・地形図・SNS）」 ＋「2階建て以下の木造・プレハブ（都市計画基礎調査）」		区域 ＋ 家屋(ア)	区域 ＋ 家屋(イ)			区域 ＋ 家屋(ウ)
	STEP2 被災建築物応急危険度判定の活用 ①「液状化の被害区域」 ＋「被災建築物応急危険度判定の家屋被害」		家屋(エ)			家屋(オ)	
	②「地盤被害・火災被害・浸水被害の区域」を除いた区域 ＋「被災建築物応急危険度判定の家屋被害」	区域 ＋ 家屋(カ)					
二次	STEP3 街区データの重ね合わせ	街区別の家屋被害割合を算出					
二次	STEP4 現地調査結果の活用	確認※	確認※	確認※	確認※	確認※	確認※
三次	STEP5 被災宅地危険度判定の活用 			区域 ＋ 家屋(キ)			
	STEP6 街区データの重ね合わせ	街区別の家屋被害割合を算出					
四次	STEP7 現地調査結果の活用	確認※	確認※	確認※	確認※	確認※	確認※

※現地調査は、全地区を一斉に行うのではなく、調査結果が得られた地区から、随時実施

(引用：都震災復興マニュアル（復興施策ガイドライン）)

4 家屋被害の抽出の考え方（案）

①家屋被害の抽出の考え方

災害の種類に応じて調査方法が異なるため、統一的な「家屋被害の抽出の考え方（案）」を定めた。

建て替えが想定される家屋被害

都市復興においては、家屋の建て替えの有無が、計画作成や事業実施に当たっての判断材料となるため

②各調査における「建て替えが想定される家屋被害」の抽出基準

災害種類別の区域	揺れによる被害	地盤被害		火災被害	浸水被害		『建て替えが想定される家屋被害』のイメージ
		液状化	地盤崩壊・土砂堆積被害確認 被害未確認 被災宅地危険度判定で被害確認		浸水深 2m以上区域 ・航空写真・SNS・地形図等で調査	浸水深 50cm以上区域 〔家屋倒壊危険区域〕 〔国土交通省事前公表〕	
調査方法	航空写真による判読			全建物 ・地盤災害の区域の建物は、全て建て替えと想定		・倒壊建物 ・流出建物	■火災・浸水 (参考)斜面崩壊・土砂堆積 被災区域 内の建物 全焼 倒壊 流出が判断できる 一見して危険
	被災建築物応急危険度判定の活用	「一見して危険」に該当する建物 ・崩壊 ・倒壊 ・基礎の崩壊 ・著しい傾斜					一見して危険
データの重ね合わせ					2階建て以下の木造・プレハブ×1/2 ・都市計画基礎調査のデータより ・「災害調査に係る住家の被災認定基準運用計画」の判定基準の「全壊」を採用	西日本豪雨の岡山県真備町では、「全壊」認定約2,100に対し、概ね1年後の公費解体件数が約1,000棟であったため、1/2程度	浸水深2m以上の区域の2階建以下の木造・プレハブ
	被災宅地危険度判定の活用	全建物 ・「危険宅地※1」および「要注意宅地※2」の区域の建物は、全て建て替えと想定					「危険宅地※1」および「要注意宅地※2」区域の建物
一見して危険（被災建築物応急危険度判定の判定基準と同じ）、その他現場で建て替えの必要性が確認された家屋							
(1) 各関係機関からのデータ整理・集計							
(2) 現地調査 (1)の補足調査							

（引用：都震災復興マニュアル（復興施策ガイドライン））

5 時限的市街地づくり

（１）時限的市街地とは

時限的市街地は、時限的な生活の場として、応急仮設住宅、店舗、事業所や利用可能な残存建築物から成る仮設市街地を必要に応じて整備するものです。

震災後、長期化する復興事業に対応し、格的な都市復興や住宅再建が完成するまでの期間については、一時的にコミュニティや生活支援、地域産業の維持の場が必要となる場合があります。また、復興まちづくりを進めるため、当該地域の住民や事業者などが、できるだけ多く参加し、復興まちづくり計画について検討し、話し合うことができる場と仕組みが必要です。

（２）地域復興協議会に期待される活動

被災者が共に復興に力を合わせるため、時限的市街地づくりに取り組もうとした場合、地域復興協議会に期待される活動には次のものが挙げられます。

- 仮設建築物づくりの方針決定、協働復興区認定の申請
- 避難先等との連絡体制の確立
- 被災者の居住継続意向の確認
- 応急仮設住宅の建設要請
- 協働復興区内での各種仮設建築物の建設支援★¹

★ 1 協働復興区内での各種仮設建築物の建設支援とは

協働復興区内には、地域復興協議会の支援にかかわらず、個人や団体等が様々な仮設の建物を建てることが予想されます。こうした状況の中で、地域復興協議会には、一定のルールのもと、自力仮設住宅※などの建設に対する支援活動が期待されます。

なお、本編では、地域復興協議会の支援等により、複数の個人等が協働復興区内に建設する自力仮設住宅を「共同型自力仮設住宅」と呼びます。

※自力仮設住宅：個人の資力により建設した仮設の住宅

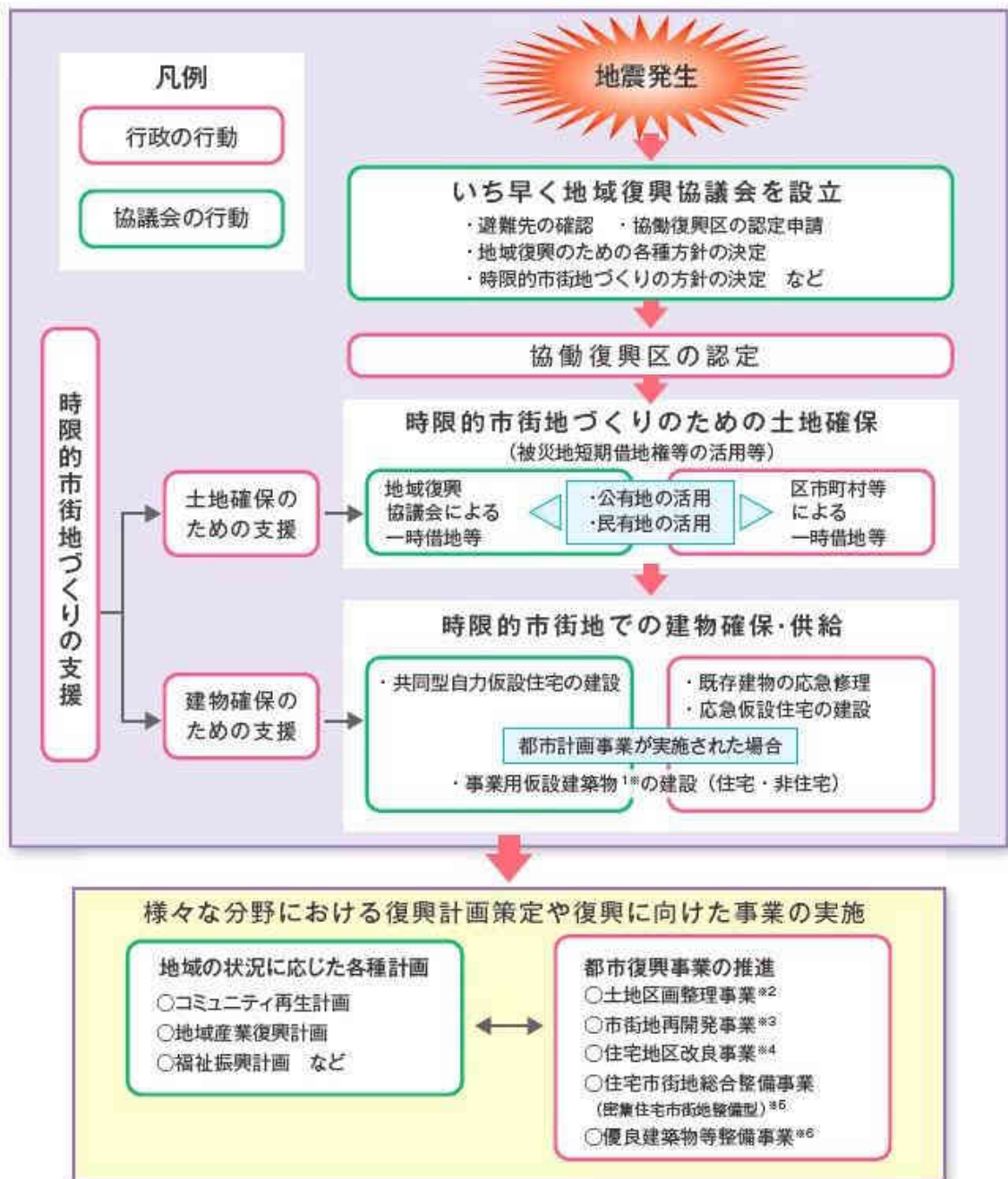
（３）時限的市街地づくりの仕組み

地域復興協議会のこうした主体的な活動に応じて、区市町村は「協働復興区」の認定を行い、東京都は区市町村と緊密な連携を図りながら、被災地短期借地権★²を活用した土地の確保や、住宅や店舗など仮設建築物の供給・確保などを支援します。

★ 2 被災地短期借地権とは

大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（平成 25 年法律第 61 号）第 2 条により指定された地区に所在する土地に設定することができる借地権。存続期間が 5 年以下であり、更新がないなどの特徴がある

図6 時限的市街地づくりの仕組み



※1 事業用仮設建築物：土地区画整理事業や市街地再開発事業の施行に際し、従前あった店舗や住宅などの除却等による損失補償として、代替の用に供する仮設の建築物

※2 土地区画整理事業：土地区画整理法に基づき、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るために行われる土地の区画形質の変更や公共施設の整備に関する事業

※3 市街地再開発事業：都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るために、公共施設、建築物の整備などを行う事業

※4 住宅地区改良事業：不良住宅が密集し、保安衛生等に関して危険又は有害な状況にある地区において、環境の整備改善を図り、健康で文化的な生活を営むに足る住宅の集団的建設を促進する事業

※5 住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）：密集住宅市街地において、老朽住宅等の建替えと公共施設の整備を促進し、住環境改善、防災性の向上等を図るため、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う事業

※6 優良建築物等整備事業：一定割合以上の空地確保や、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優れた建築物等の整備に対して、共同通行部分や空地等の整備補助を行う事業

(引用：都震災復興マニュアル プロセス編)

(4) 時限的市街地づくりのための具体的施策

都は、地域復興協議会が円滑に時限的市街地づくりを行えるよう、区市町村等と連携を図りながら次の施策を実施します。

仮設建築物用地一時貸借のための支援

協働復興区における時限的市街地づくりのために必要な土地は、公園や緑地などオープンスペースとなっている公有地が候補となります。そうした用地が確保できない地域では、被災した民有地のがれきを除去し、その跡地を時限的市街地の用地として活用することが必要になるため、都は、区市町村等が民有地を一定期間借地できるよう支援します。

<主な支援内容>

- オープンスペース情報の提供
- 被災地短期借地権を利用した土地の賃貸借契約締結支援（不動産鑑定士、税理士等の派遣）

仮設建築物整備のための支援

時限的市街地に建物を確保・供給するためには、まず確保した土地のがれき等を除去し整理することが必要です。また、新しく仮設建築物を建てるだけでなく、半壊している建物を応急修理し、活用を図ることも必要になるため、地域復興協議会が協働復興区で計画する仮設建築物等について円滑に建設できるよう支援します。

<主な支援内容>

- 優先的ながれき除去への支援
- 共同型自力仮設住宅建設に向けた支援
- 事業用仮設建築物の建設

(5) 時限的市街地形成プロセスのイメージ

時限的市街地の形成について、被害が大きい地域及び被害が中程度の地域におけるプロセスのイメージを示します。

【被害が大きい地域におけるイメージ】

1 被災直後の状態（被災から 2 週間まで）

この地区では大半の建物が全壊又は焼失しましたが、いち早く地域復興協議会を結成し、専門家の支援も得て地域の「復興まちづくり計画」の作成に取り組みました。

2 時限的市街地の形成（2 週間から 6 か月まで）

地域による「復興まちづくり計画」ができ、区は焼け跡となった土地を借り、地域復興協議会に貸し出しました。地域復興協議会は、仮設の住宅や店舗、工場などの建設を次々に進めました。こうして多くの被災者は従前の居住地を離れることなく、暫定的な生活を営むことができるようになりました。

3 本格復興へ向けた取組（6 か月以降）

区が建設した災害復興公営住宅に他の地区に避難していた人々が戻ってきました。また、商店街の復興事業も進められ、活気が徐々に戻ってきました。

【被害が中程度の地域におけるイメージ】

1 被災直後の状態（被災から 2 週間まで）

この地区ではまだら状に建物が全壊・半壊しました。町会と商店会が連携し、いち早く地域での炊出し等の活動に取り組むとともに、地域復興協議会を結成しました。

2 時限的市街地の形成（2 週間から 6 か月まで）

地域復興協議会は、全壊した共同保育所とショートステイ※の再開を求める声に応じて、地域の保護者を中心に仮設の建物で共同保育所を再開しました。また、社会福祉協議会とボランティアによってショートステイも再開し、高齢の方も地域から離れずに暮らすことができました。

3 本格復興へ向けた取組（6 か月以降）

共同保育所は元の場所に戻った後、保護者たちを中心としたNPO法人で、ショートステイは地域住民の手によるコミュニティビジネスとして、運営されることになりました。

■「住宅の復興」で実施される被災者を対象とした応急仮設住宅と、時限的市街地の関係

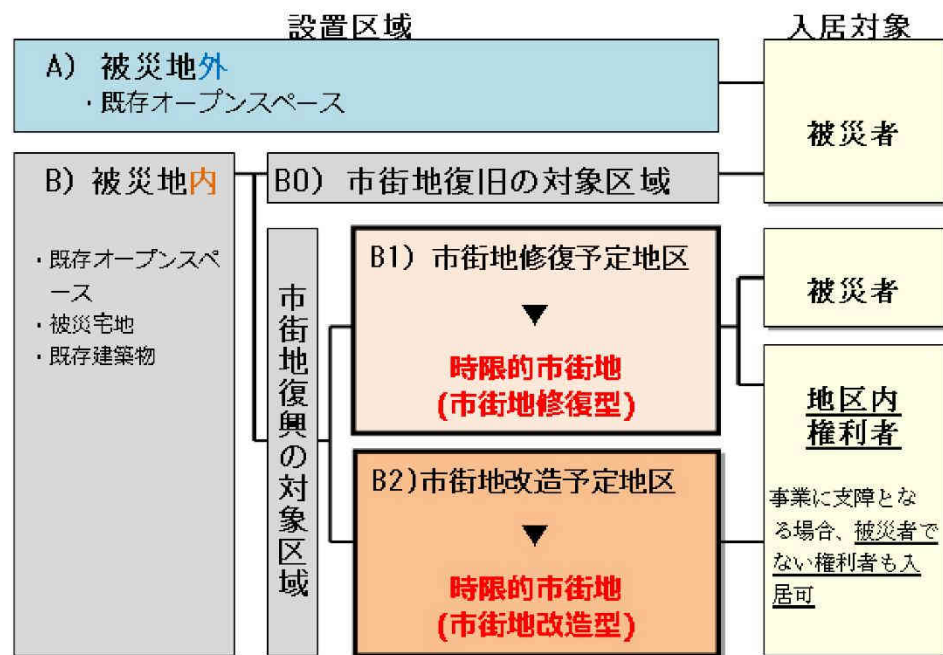


図 I-10 応急仮設住宅と時限的市街地（赤字・赤枠）の関係

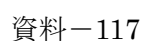


表 I-2 時限的市街地の設置に関わる制度の一覧表

対象	手法	確保対象の土地/施設	入居対象者	支援 費 (補助)	法律上実施 できる主体	根拠法、特記事項等
1 用地	公有地の使用	①事業の都市計画決定まで	地区内の土地・建物所有者 被災者以外	—	(規定なし)	地方自治法
	借地	②事業の都市計画決定～事業認可前	—	—	(規定なし)	地方自治法、都市公団法、道路法等
	買収	—	—	—	(規定なし)	借地借家法
	—	—	—	—	(規定なし)	被災地借地借家法 ^{※2}
2 建築物	借上げ	—	—	—	(規定なし)	被災地借地借家法 ^{※2}
	住宅	—	—	—	(規定なし)	災害救助法「応急仮設住宅」、同事務取扱要綱 ^{※4}
	商業・業務・工場	—	—	—	(規定なし)	災害救助法「応急仮設住宅」、同事務取扱要綱 ^{※4}
	集合施設	—	—	—	(規定なし)	災害救助法「応急仮設住宅」、同事務取扱要綱 ^{※4}
3 インフラ	建設	—	—	—	(規定なし)	災害救助法「応急仮設住宅」、同事務取扱要綱 ^{※4}
	—	—	—	—	(規定なし)	災害救助法「応急仮設住宅」、同事務取扱要綱 ^{※4}
	—	—	—	—	(規定なし)	災害救助法「応急仮設住宅」、同事務取扱要綱 ^{※4}
	—	—	—	—	(規定なし)	災害救助法「応急仮設住宅」、同事務取扱要綱 ^{※4}

(○)は、被災地外などの地区内に被災者は存在しない

※1 政令の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に、借地権を設定。存続期間は5年以下で、延長がない

※2 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法

※3 公有地の拡大の推進に関する法律

※4 被災前に事業区域指定された地区では、用地買収など事業に早期着手可能

※5 生業時地の買取りの申出により区市町村が買い取った場合

※6 都市計画法における防災街区の整備の促進に関する法律

※7 大規模災害からの復興に関する法律

※8 所有権者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法

※9 都市計画事業のための所有権者不明土地の収用又は使用に関する特別措置法

※10 被災者の生活再建支援法

※11 被災者の生活再建支援法

※12 被災者の生活再建支援法

※13 被災者の生活再建支援法

※14 被災者の生活再建支援法

※15 被災者の生活再建支援法

※16 被災者の生活再建支援法

※17 被災者の生活再建支援法

※18 被災者の生活再建支援法

※19 被災者の生活再建支援法

※20 被災者の生活再建支援法

※21 被災者の生活再建支援法

※22 被災者の生活再建支援法

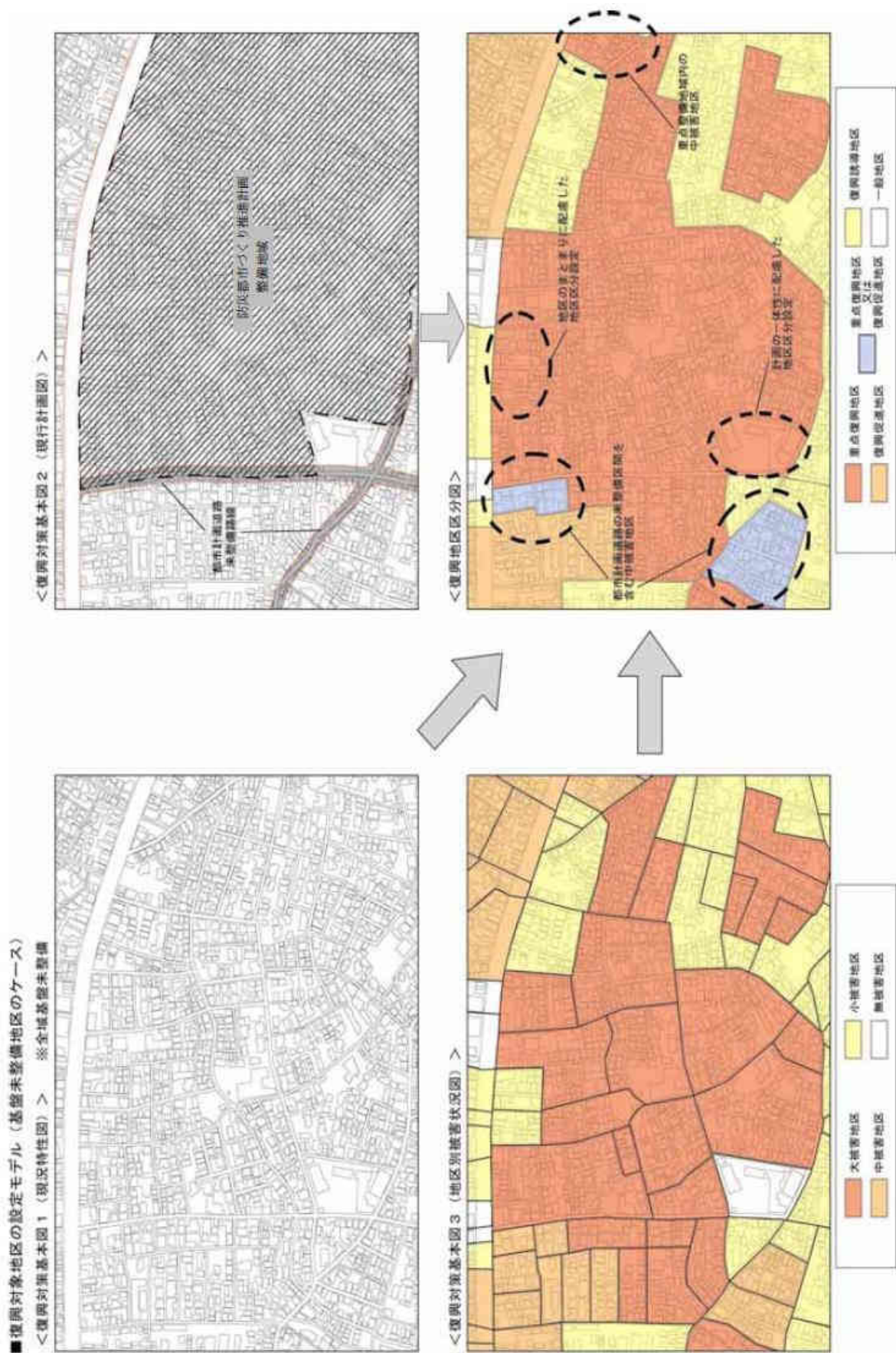
※23 被災者の生活再建支援法

※24 被災者の生活再建支援法

※25 被災者の生活再建支援法

(引用：都震災復興マニュアル(復興施策ガイドライン))

6 都市づくりの現行計画とその整備状況図



7 区市町村都市復興基本計画（骨子案）策定指針

1 都市復興の理念・目標

都市復興基本方針で示された都市復興の理念・目標を踏襲する。また、都市復興の目指す期間について提示する。なお、基本的な考え方は以下の通りである。

- ア 短期目標は3～5年以内の実現を目指す。長期目標は、大規模な被災であっても、10年以内の復興事業完了を目指す。
- イ 行政と住民が対話し、協働して住民参加型のまちづくりを進める。
- ウ 地域特性に応じたまちづくりを進める。

2 土地利用の方針

既定計画を踏まえながら大括りのゾーニングごとの整備の方向性を示す。なお、基本的な考え方は以下の通りである。

- ア 基本構想や基本計画、都市計画マスタープランなどの既定計画を踏まえて、被災地域の土地利用の基本的方針を示す。
- イ 被災の程度が大きく都市全体にわたって改造が必要となる場合には、既定計画にとられない土地利用方針の設定も検討する。

3 都市施設の整備方針

道路や公園、公共施設などで、区市町村が主体的に整備すべき都市施設について、都市復興における整備の基本的方針を示す。なお、整備の基本的な考え方は以下の通りである。

- ア 壊滅的に被災した市街地では、都市計画道路、都市計画公園等の既に都市計画決定済みの都市施設は原則として整備する。
- イ 事前に都市計画マスタープランにより位置づけられ、又は、被災後その必要性が地域住民に十分に認識された都市施設については、新たに都市計画決定を行い整備を進める。特に、土地地区画整理事業等の面整備を実施する地区においては、地区レベルの防災性向上に寄与する駅前広場、近隣公園、街区公園及び避難路、集散道路等の整備を図ることが望ましい。
- ウ 広域的な都市整備の観点から、早急な整備が求められる都市施設は、都市計画法第 55 条の指定と先行買収を進めながら整備する。

4 市街地の整備方針

被災を繰り返さないまちづくりを進めるための方針を定める。なお、基本的な考え方は以下の通りである。

- ア 被災した市街地においては、被災を繰り返すことのないように、安全な基盤づくりを推進するため、土地地区画整理事業、市街地再開発事業等により総合的なまちづくりを進める。
- イ 市街地復興に当たっては、まちの特性、被災の状況を踏まえてきめの細かい市街地の復興方策・整備手法を適用していくことを基本とする。そして、これらまちづくりを広域的な市街地基盤整備を通じて体系的に組み立て、全体的な市街地復興を図る。
- ウ 壊滅的に被災した基盤未整備の地区では、原則として被災市街地復興推進地域の指定を行い、建築を制限し、土地地区画整理事業、市街地再開発事業等の面的な整備事業を実施する。
- エ 半壊的あるいは被災建物が散在的に分布する地区（住工混在地区など）のうち、基盤未整備

市街地については、地元のまちづくりの機運に応じて面整備を推進する。また、面整備を実施しない場合は、主要生活道路のネットワーク化及び狭あい道路の整備方針を作成し、その方針に沿って必要な道路幅員を確保しつつ、本格建築の誘導を図る。

オ 被災した市街地のうち、土地区画整理事業(耕地整理、震災復興区画整理を除く)等による基盤整備済みエリアにおいては原則として再度の面整備は実施しない。ただし、土地利用更新や高度利用の必要性が高い地区については、再開発事業等により基盤整備水準の向上を図る。

カ 重点復興地区、復興促進地区、復興誘導地区について地区毎の特性などを踏まえつつ、主に以下の次号について定める。

- (ア) 市街地施設の配置や土地利用の方針
- (イ) 防災機能確保の方針（避難地、延焼遮断帯、消防水利など）
- (ロ) 基盤施設整備の方針
- (ハ) 公共公益施設整備の方針
- (ニ) その他地区に必要な事項の方針

(参考) 東京都市街地復興基本計画(骨子案)の例

■震災復興グランドデザインにおける被災市街地の整備方針

市街地類型	整備方針
環状7号線、補助26号線 周辺の市街地 (区部西部) ー建物焼失による大被害地域	抜本的な市街地改造型の復興を進めていくため、土地区画整理事業などにより基盤整備を行うとともに、地区計画による基盤整備も活用しながら復興を進めていく。 補助26号線やその他の補助幹線沿道においては、原則として道路の整備と一体的に周辺市街地の基盤整備を行う。 こうした市街地の整備により、敷地の共有化、共同建替などを進め、中層建物を中心とした安全で快適な住宅市街地として復興する。 また、補助26号線を軸として「緑の回廊」を形成する。
環状7号線、平和橋通り周 辺、中川沿い(区部東部低地 帯) ー建物焼失による大被害地域	抜本的な市街地改造型の復興を進めていくため、土地区画整理事業を中心とした面整備事業により必要な市街地基盤を整備する。 また、併せて建物の倒壊により発生した大量のがれきを活用しながらスーパー堤防の整備と地盤の嵩上げを行い、低地帯の水害対策を講じる。 平和橋通りの沿道及びその周辺の市街地では、沿道の市街地の復興と併せて公園、緑地を整備する。 こうした市街地の整備により、敷地の共有化、共同建替などを進め、住宅と小規模事業所からなる中層市街地として復興する。 また、補助140号線を軸として「緑の回廊」が形成される。
駅周辺の地域拠点 (JR中央線沿線、私鉄沿線な ど) ー建物焼失による大被害地域	駅周辺地区の抜本的な復興により地域の拠点づくりを進めていくため、市街地再開発事業などにより駅前広場等の基盤整備を行う。 また、併せて住宅、保育施設、福祉施設、IT関連オフィスなどを整備し、複合用途の中高層市街地を形成するとともに、鉄道の連続立体交差を実施し、踏切における渋滞の解消を図る。
都心の業務市街地 ー建物倒壊による中被害地域	老朽化した耐震性の低い建物の倒壊などにより、主に中被害が生じる地域である。街区再編プロジェクトの導入など新たな整備手法などの導入により、民間の積極的な復興を支援し、世界をリードするダイナミックな業務空間を再生する。また、併せて住宅整備を進め、都心居住を推進することにより、安全で快適な居住空間を創出する。

8 都市復興基本計画（骨子案）との関係

■都市復興基本計画（骨子案）との関係

	基本計画（骨子案）	基本計画
策定時期	被災後 2 か月	被災後 6 か月を目途
計画の位置づけ	都民や地域住民等との都市復興に向けた協議に対する行政のたたき台	都民や地域住民等との おおむねの合意形成を経た上での 都市復興のマスタープラン
計画内容（水準）	都市の骨格をなす基幹的都市施設や復興対象地区ごとの整備の方向性を提示	骨子案をベースとした 復興間計画等の事業化に向けた 地元との検討結果を踏まえた 具体計画を提示 ・ 基幹的都市施設及び そのほか都市施設の整備内容 ・ 地区別の適用事業、 整備計画、スケジュールなど

（引用：都震災復興マニュアル（復興施策ガイドライン））

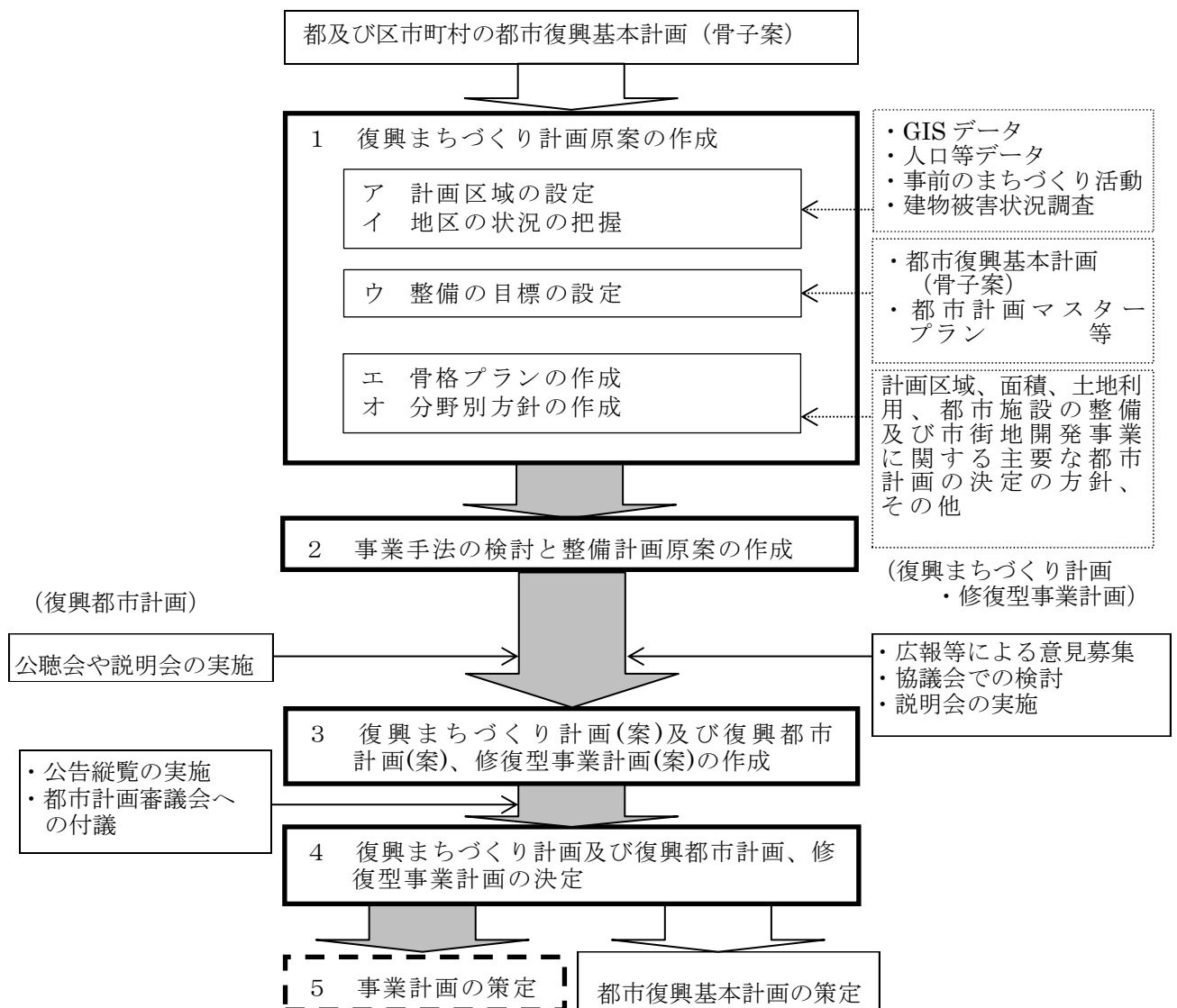
9 復興まちづくり計画等策定指針

■復興まちづくり計画等策定指針

復興まちづくり計画及び復興市街地計画、修復型事業計画は、都市復興基本計画(骨子案)で示された市街地づくりの骨格部分を踏まえ、個別地区の復興施策の具現化を図るものである。

復興まちづくり計画等策定指針は、復興まちづくり計画及び復興市街地計画、修復型事業計画の策定手順、並びに復興まちづくり計画原案の作成方法と作成例を示すものである。

1 復興まちづくり計画等の作成の流れ



2 復興まちづくり計画原案の作成方法

(1) 計画区域

被害の分布を基本に、既定計画や街区構成、地元組織（町会・自治会、協議会等）の区域などを踏まえて以下の内容を整理・作成する。

a 位置、b 面積

(2) 地区の状況

ア 被災前の状況の整理

GIS 等を活用し、以下のデータを整理する。

- | |
|---|
| a 復興対策基本図 1(現況特性図)、b 復興対策基本図 2(現行計画図)、c 用途地域図 |
| d 土地利用現況図(数値データとしても整理する) |
| e その他(当該地区を特徴づけるもので復興に関係するもの) |
| f 年齢別人口、世帯数等のデータを整理(入手できない場合は登記簿と住民基本台帳を利用) |
| g 事前のまちづくり活動の有無及び活動内容を整理 |

イ 被災状況の整理

当該地区について、「2.家屋被害状況調査」の結果を引用する。

(3) 整備の目標

都市復興基本計画（骨子案）、市街地計画マスタープラン等の計画を踏まえて、以下の内容を整理・作成する。

a 計画年次、b 将来像、c 目標

(4) 骨格プランの作成

以下の内容を整理・作成する。

a 地区の拠点、b 地区の軸

(5) 分野別方針の作成

市街地計画、及び導入事業を踏まえて以下の内容を整理・作成する。

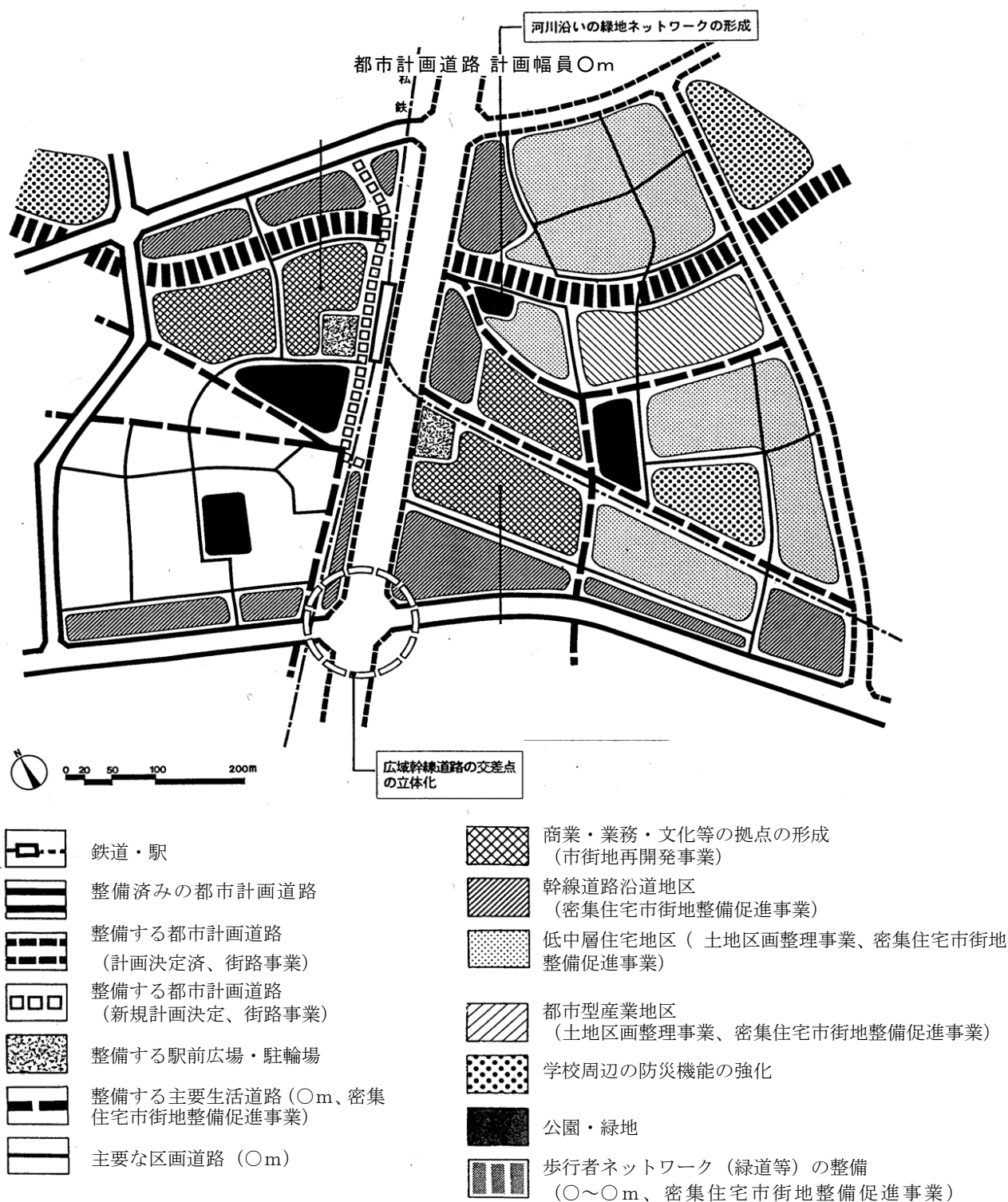
a 土地利用の方針、b 市街地施設の整備方針、c 市街地復興の基本方針、d その他

■復興まちづくり計画原案の作成例

(参考) 復興まちづくり計画原案の例示のための地区区分

地区		市街地特性	防災市街地づくり 推進計画での位置づけ	面整備の状況	震災復興グランドデザインにおける市街地類型
商業を中心とする地区	A地区	区の中心商業地/ 商住工の混在する市街地/ 駅前広場は未決定	重点整備地域	未整備 (一部震災復興済)	駅周辺の地域拠点(JR 中央線沿線、私鉄沿線など)
住宅を中心とする地区	B地区	木造住宅密集地域/ 近隣商店街の集積が高い/ 未整備の市街地計画道路を含む地区/ 駅前広場は未決定	整備対象地域	未整備	環状7号線、補助26号線周辺の市街地：区部西部

[復興まちづくり計画図] (A地区の例)

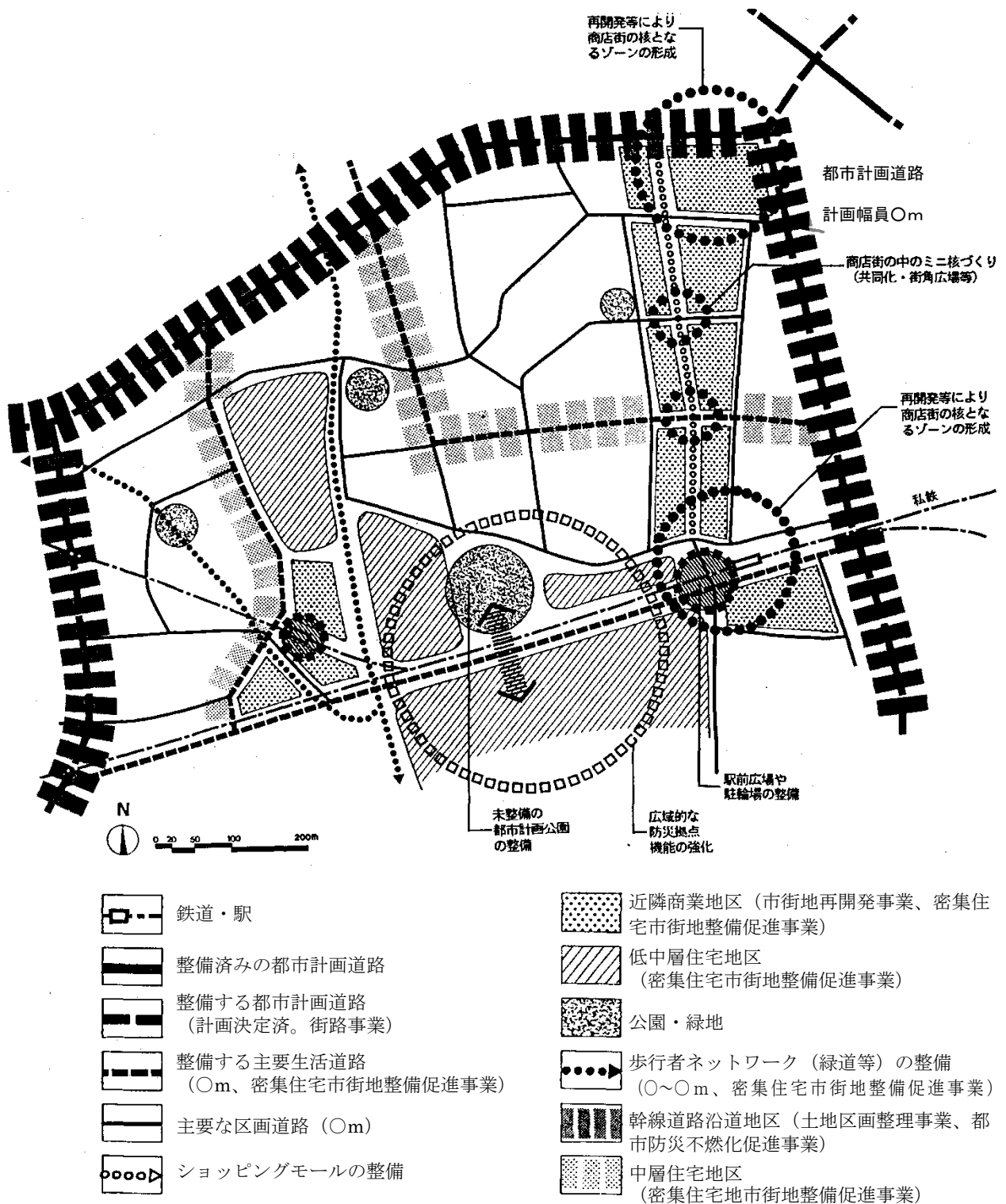


注：凡例中の事業については、各事業の整備計画を併せてご覧ください。

※計画の留意点

- ①中心商業地にふさわしい駅前の再整備を行う。(駅前広場や駐輪場の整備/駅前アクセス道路の整備/駅周辺の小規模店舗等の再開発)
- ②商店街は幅員の狭い道路が多く、小規模・老朽化した店舗などで大きな被災を受けた街区では、共同建替等による復興を行い、十分なオープンスペースを確保していく。
- ③木造住宅密集地域には小規模な工場等も多いことから、地区内での工場の集約化や住宅の共同化による良好な市街地環境づくりを行う。(土地区画整理事業や共同建替事業等の推進)
- ④河川・学校・公園を連携させた防災機能の強化を進める。

[復興まちづくり計画図] (B地区の例)



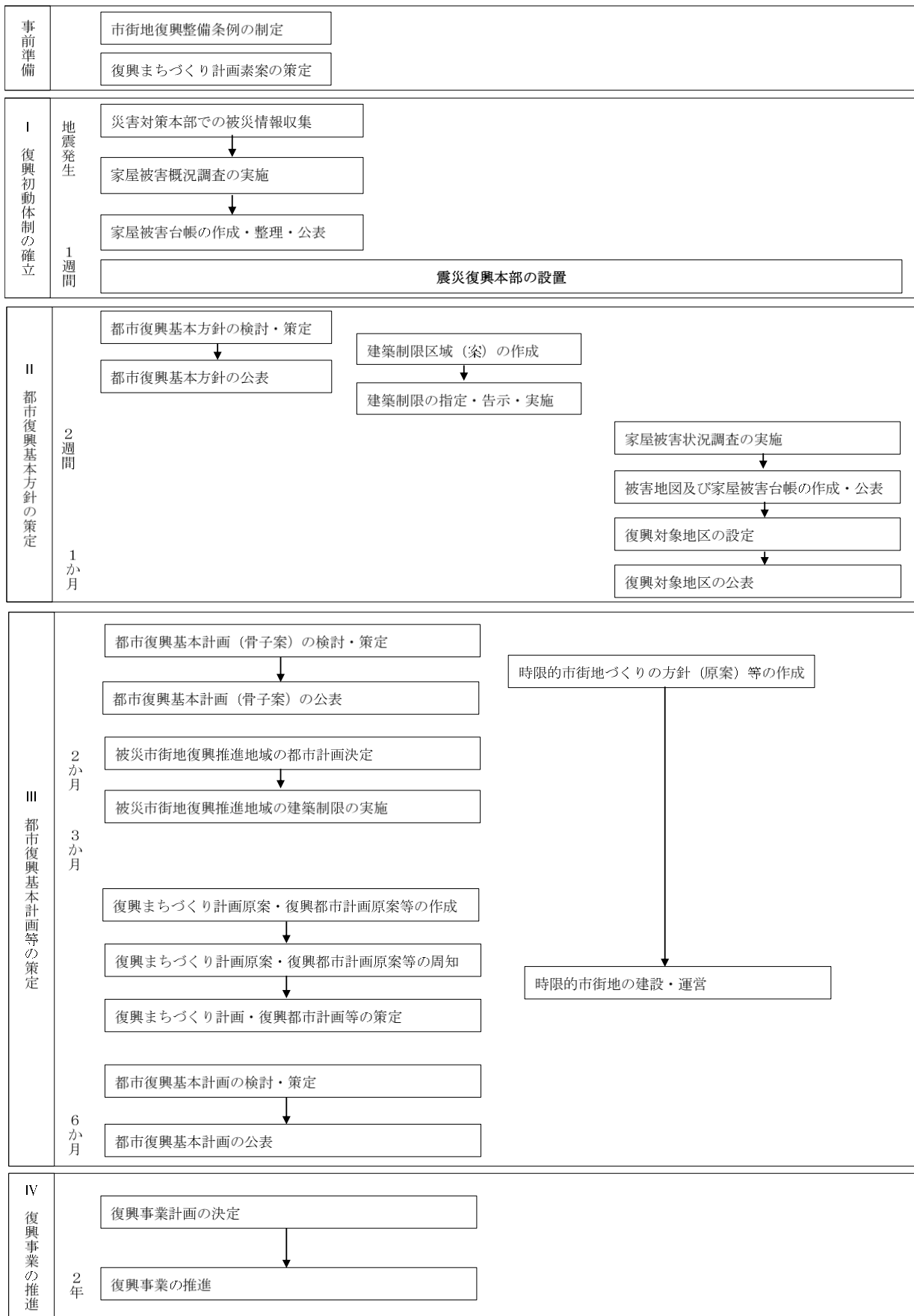
注：凡例中の事業については、各事業の整備計画を併せてご覧ください。

※計画の留意点

- ①未整備の市街地計画道路 (3路線) の整備と・沿道環境の整備 (不燃空間の拡大、沿道緑化等) を行う。
- ②駅前や駅前商店街の再開発により、駅前広場や駐輪所の整備、安全な商業地の形成を進める。
- ③未整備の市街地計画公園を整備し、学校と連担した防災拠点づくりや公園緑地の適正配置を行う。
- ④住宅系市街地については共同化による中高層住宅の整備を進める。
- ⑤主要な区画道路や緑道沿道の不燃化を行い、安全な避難ルートを確認していく。

(引用：都震災復興マニュアル (復興施策ガイドライン))

10 都市復興へのスケジュールと必要な作業の流れ



（引用：都震災復興マニュアル（復興施策ガイドライン））

1 住宅復興計画のフレーム案

Ⅰ 住宅復興計画の基本的な考え方

1 目標

- 応急住宅対策の実施による避難所生活の早期解消
- 公的支援による被災者の自力再建の促進
- 公的支援等による恒久的な住宅の確保
- 安全で快適な福祉のまちづくりの推進

2 役割

- 渋谷区復興計画の住宅分野計画
- 応急住宅対策を含む住宅復興に向けた施策の方向性等を示す

3 計画期間

- 5カ年

Ⅱ 施策

1 応急的な住宅の整備等

- (1) 被災住宅の応急修理
- (2) 一時提供住宅の供給
- (3) 応急仮設住宅の供給

2 自力再建への支援

- (1) マンション等の再建
- (2) 住宅資産活用等による住宅再建
- (3) 民間住宅の供給促進
- (4) 民間賃貸住宅への入居支援
- (5) 住まい・まちづくり推進体制
- (6) 情報提供及び住宅相談

3 公共住宅※¹の供給

- (1) 公営住宅等※²
- (2) 公社・機構住宅

4 安全で快適な福祉のまちづくりの推進

- (1) 安全で快適な住宅・住環境の整備
- (2) 福祉のまちづくりの推進
- (3) がれき等の処分及び発生抑制等
- (4) その他

※1 公共住宅：公営住宅等に加え、都市再生機構（UR）住宅等をいう。

※2 公営住宅等：区営住宅等及び都営住宅等の住宅をいう。

2 一時提供住宅（都内）リストフォーマット（発災後調査用）（案）

一時提供住宅（都内）リストフォーマット（発災後調査用）（案）

(区市町村名)											
住宅 番号	所在地	住宅の 名称等	区分	全戸数	空き家 戸数	間取等	階／ 階高	EV 有無	規模(m ²)・室番号等	その他 一時提供の条件等	管理者・連絡先等
1			☐ 都営 ☐ 区市営 ☐ 特種賃 ☐ 公社 ☐ 公団 ☐ 民間			1DK 2DK 3DK 4DK 1K 2K 他					
2			☐ 都営 ☐ 区市営 ☐ 特種賃 ☐ 公社 ☐ 公団 ☐ 民間			1DK 2DK 3DK 4DK 1K 2K 他					
3			☐ 都営 ☐ 区市営 ☐ 特種賃 ☐ 公社 ☐ 公団 ☐ 民間			1DK 2DK 3DK 4DK 1K 2K 他					

(引用：区市町村震災復興標準マニュアル（東京都）資料編)

資料編

IV 参考資料 5 住宅の復興

3 入居者名簿様式案

調査日	年 月 日	住宅名				部屋番																																																	
世帯主氏名		性別	☐ 男 ☐ 女	年齢	歳																																																		
従前居住地																																																							
入居年月日	年 月 日 ～																																																						
入居資格	ア 罹災証明書 ☐ 全壊・全焼 ☐ 半壊・半焼 イ 選定基準 ☐ 優先入居 ☐ 一般入居																																																						
世帯年収	ア 被災前の世帯収入 1 か月約 円 イ 現在の世帯収入 1 か月約 円																																																						
家族構成	<table border="1"> <thead> <tr> <th>続柄</th> <th>氏名</th> <th>性別</th> <th>年齢</th> <th>職業</th> <th>収入</th> <th>障害の有無</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>☐男 ☐女</td> <td>歳</td> <td></td> <td></td> <td>☐有 ☐無</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>☐男 ☐女</td> <td>歳</td> <td></td> <td></td> <td>☐有 ☐無</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>☐男 ☐女</td> <td>歳</td> <td></td> <td></td> <td>☐有 ☐無</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>☐男 ☐女</td> <td>歳</td> <td></td> <td></td> <td>☐有 ☐無</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>☐男 ☐女</td> <td>歳</td> <td></td> <td></td> <td>☐有 ☐無</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							続柄	氏名	性別	年齢	職業	収入	障害の有無	備考			☐ 男 ☐ 女	歳			☐ 有 ☐ 無				☐ 男 ☐ 女	歳			☐ 有 ☐ 無				☐ 男 ☐ 女	歳			☐ 有 ☐ 無				☐ 男 ☐ 女	歳			☐ 有 ☐ 無				☐ 男 ☐ 女	歳			☐ 有 ☐ 無	
続柄	氏名	性別	年齢	職業	収入	障害の有無	備考																																																
		☐ 男 ☐ 女	歳			☐ 有 ☐ 無																																																	
		☐ 男 ☐ 女	歳			☐ 有 ☐ 無																																																	
		☐ 男 ☐ 女	歳			☐ 有 ☐ 無																																																	
		☐ 男 ☐ 女	歳			☐ 有 ☐ 無																																																	
		☐ 男 ☐ 女	歳			☐ 有 ☐ 無																																																	
特記事項																																																							

(引用：都震災復興マニュアル（復興施策ガイドライン）)

4 復興住宅供給協議会について

[参加団体候補案]

- 生産者団体 ・東京都地域住宅生産者協議会の参加団体
- 不動産業界団体
 - ・(社)全日本不動産協会東京都本部、(社)東京都宅地建物取引業協会、(社)日本住宅建設産業協会、(社)不動産流通経営協会
- 消費者団体 ・主婦連合会、日本生活協同組合連合会、東京弁護士会
- 公的機関等
 - ・東京都住宅供給公社、(財)東京都防災・建築まちづくりセンター、市街地再生機構、住宅金融支援機構、全国銀行協会
- 行政機関 ・国土交通省、区市代表、都

[設置要綱案]

東京都復興住宅供給協議会（仮称）設置要綱（案）

（目的）

第1条 ○○大震災後の東京における住宅復興に向けて、関係団体と行政機関がそれぞれの役割分担のもとに、互いに協力しながら、良質な民間住宅の供給促進に取り組んでいくため、東京都復興住宅供給協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（活動内容）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を行う。

- 一 各種計画事業についての周知連絡、及び情報交換
- 二 各種復興事業などについての周知連絡、及び情報交換
- 三 狭小・欠陥住宅の建設防止や、劣悪な住環境形成の防止に係る協力体制の検討
- 四 その他必要と認める事項

（構成）

第3条 協議会の構成は、別紙に掲げる団体及び行政機関とする。

（会長）

第4条 協議会に会長を置く。会長は、協議会を招集し、議事を進行する。

- 2 会長は、東京都市街地整備局住宅政策推進部長とする。なお、会長が不在の場合は、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代行する。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、協議会に別紙に掲げる団体及び行政機関以外の者の出席を求めることができる。

（事務局）

第5条 事務局は、東京都市街地整備局住宅政策推進部○○○○課に置く。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、そのつど、会議において決定する。

（引用：都震災復興マニュアル（復興施策ガイドライン））

資料編**IV 参考資料 6 災害援護資金の貸付について****1 生活福祉資金（緊急小口資金）の貸付**

種別	貸付対象	実施主体等	貸付内容
（緊急小口資金） 生活福祉資金	低所得者のうち、緊急かつ一時的に生計の維持が困難な世帯	(1) 実施主体 東京都社会福祉協議会 (2) 窓口 区市町村社会福祉協議会	1 世帯あたり 10 万円の 小口の貸付を行う。

（引用：都震災復興マニュアル（復興施策ガイドライン））

2 災害援護資金の貸付

種別	対象となる災害	根拠法令	区市町村の対応	〔貸付対象〕 その世帯の前年の年間所得が 次の額以内の世帯							
災害援護資金	東京都において 災害救助法が適用された区市町村が1以上ある 災害	災害弔慰金の支給等に関する法律	区市町村条例の定めるところにより、自然災害により次に掲げる被害を受けた低所得者に、災害援護資金の貸付を行う。 (1) 世帯主の1か月以上の負傷 (2) 住居の家財等の損傷	1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上 730万円に世帯人員が1人増すごとに 30万円を加算した額 (注) 住居が滅失した場合は1,270万円							
			<table><tr><td>① 世帯主の1か月以上の負傷</td><td>150万円</td></tr><tr><td>② 家財の1／3以上の損害</td><td>150万円</td></tr><tr><td>③ 住居の半壊</td><td>170万円(250)</td></tr><tr><td>④ 住居の全壊</td><td>250万円(350)</td></tr><tr><td>⑤ 住居の全体が滅失若しくは流失</td><td>350万円</td></tr></table> (注) 被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等特別の事情がある場合は()内の額となります。	① 世帯主の1か月以上の負傷	150万円	② 家財の1／3以上の損害	150万円	③ 住居の半壊	170万円(250)	④ 住居の全壊	250万円(350)
① 世帯主の1か月以上の負傷	150万円										
② 家財の1／3以上の損害	150万円										
③ 住居の半壊	170万円(250)										
④ 住居の全壊	250万円(350)										
⑤ 住居の全体が滅失若しくは流失	350万円										
種別	貸付対象	実施主体等		貸付内容							
特例貸付	緊急に資金の融資を受けることが困難な世帯	(1)実施主体 東京都社会福祉協議会 (2)窓口 区市町村社会福祉協議会 (民生委員)		国の通知に基づき、小口の貸付を行う。							

(引用：都震災復興マニュアル（復興施策ガイドライン）)

資料編

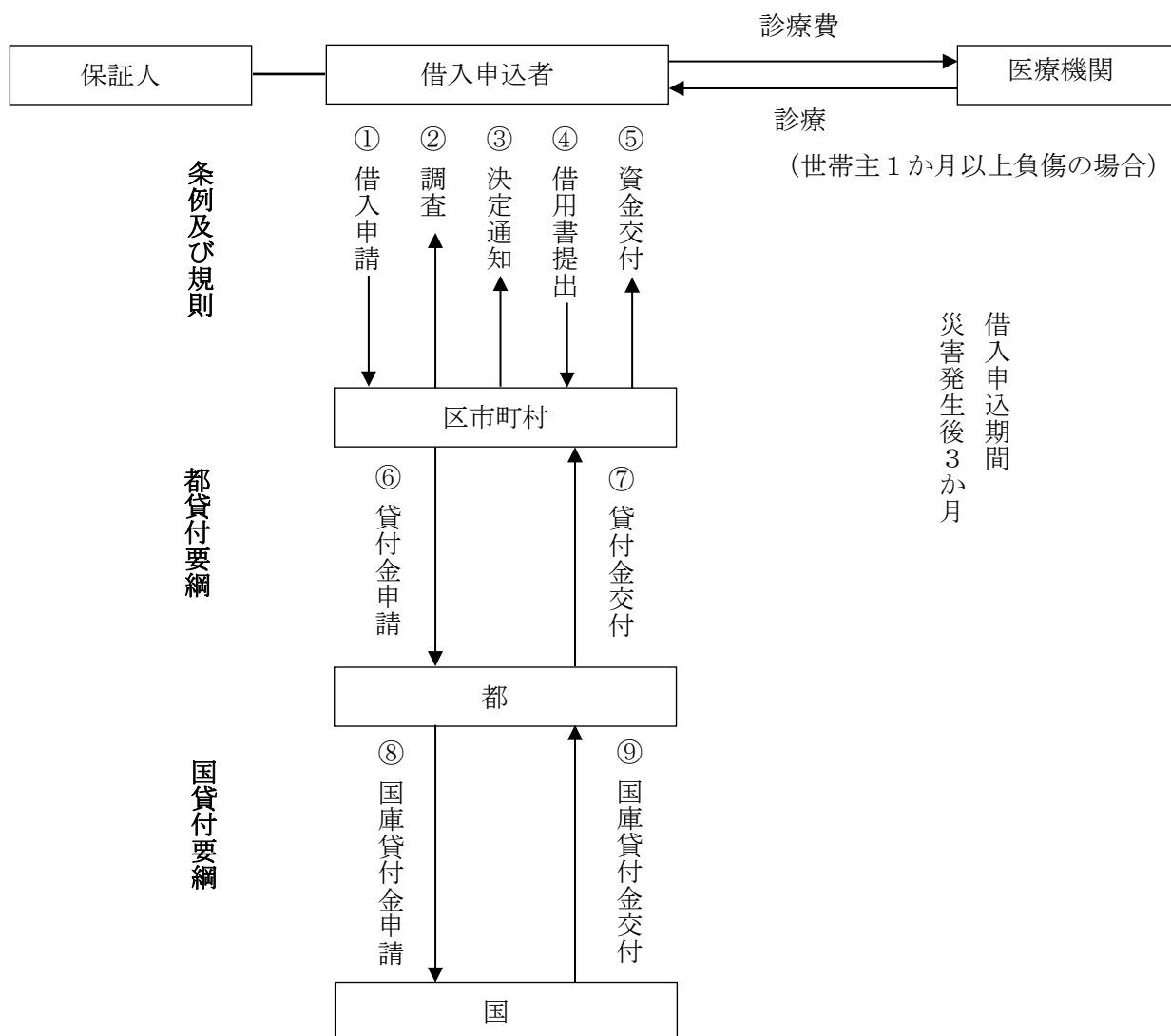
IV 参考資料 6 災害援護資金の貸付について

3 生活福祉資金（福祉資金）の貸付

種別	貸付対象	実施主体等	貸付限度額	貸付条件
生活福祉資金（福祉資金）	低所得者世帯のうち、他から融資を受けることができない者でこの資金の貸付を受けることによって災害による困窮から自立更生できる世帯	① 実施主体 東京都社会福祉協議会 ② 窓口 区市町村社会福祉協議会（民生委員）	1 世帯 150 万円 （被害の状況に応じ住宅資金との重複で350 万円）	①据置期間 貸付の日から6 か月以内 （特別な場合2 年以内） ②償還期間 据置期間経過後7 年以内 ③貸付利率 連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1．5％（据置期間中は無利子） ④償還方法 月賦 ⑤保証人 原則必要

（引用：都震災復興マニュアル（復興施策ガイドライン））

4 災害援護資金の貸付手続



「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、貸付対象災害の発生した区市町村は、都貸付金貸付要綱（昭和49年10月9日民生局長通知）により、福祉保健局に災害援護資金の貸付を申請する。

福祉保健局では、予算措置を行い、当該区市町村へ貸し付けるとともに、国庫貸付金の貸付要綱（昭和49年6月6日社会局長通知）により厚生労働大臣あて貸付申請する。

区市町村からの償還金については福祉保健局が受け入れ、国庫貸付金の受入、返還等は財務局公債課が行う。

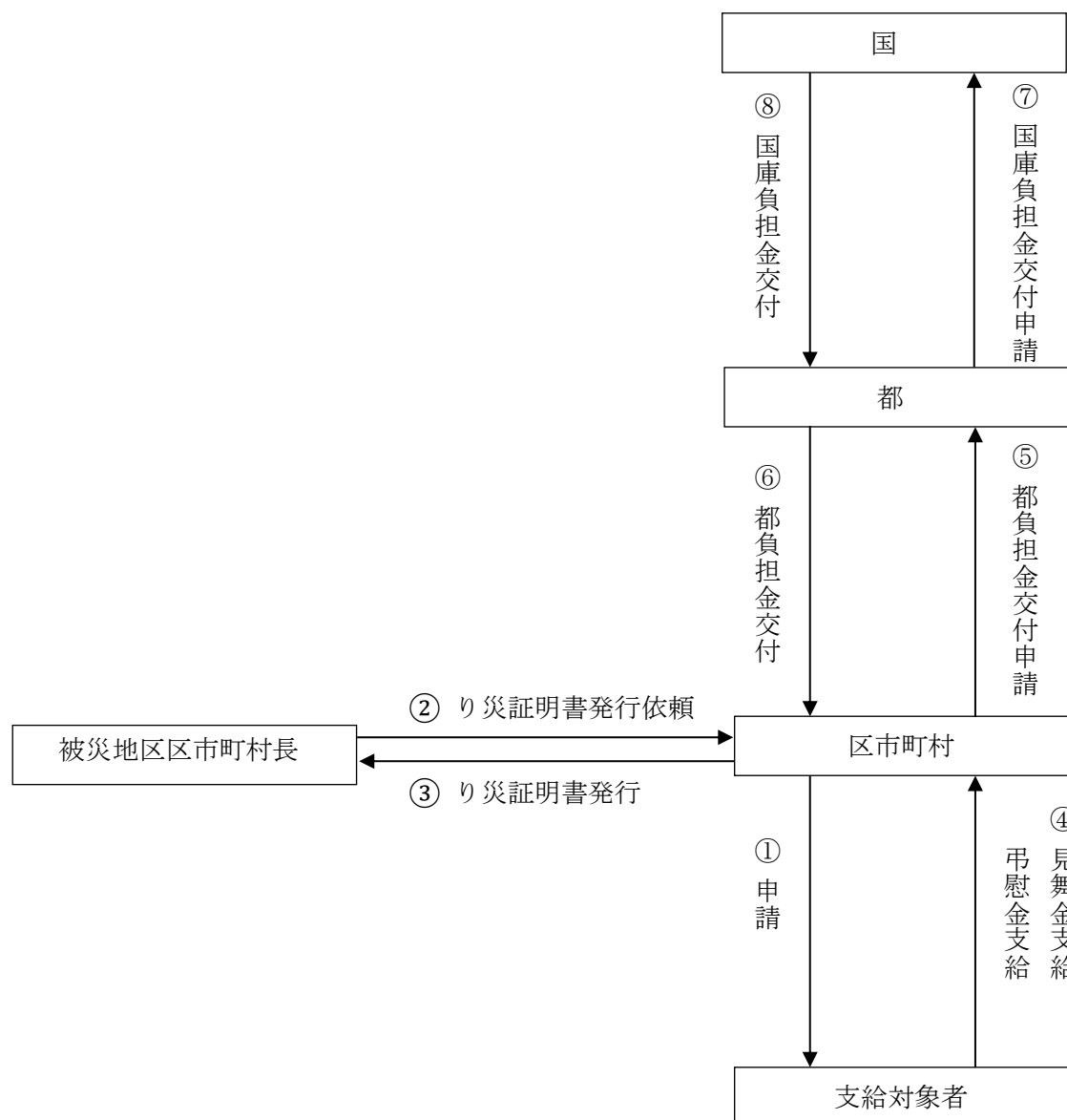
（引用：都震災復興マニュアル（復興施策ガイドライン））

5 災害弔慰金の支給

種別	対象となる災害	根拠法令	区市町村の対応	支給対象者	支給限度額
災害弔慰金	1. 1つの区市町村において5世帯以上の住家が滅失した災害	災害弔慰金の支給等に関する法律	区市町村条例の定めるところにより、災害弔慰金を支給する。区市町村長は、次に掲げる調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行う。 (1) 死亡者（行方不明者を含む）の氏名、性別、生年月日 (2) 死亡年月日、死亡の状況 (3) 死亡者の遺族に関する事項 (4) 支給の制限に関する事項 (5) 前各号に掲げる者のほか、区市町村長が必要と認める事項	死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母	死亡者1人につき重たる生計者の場合 500万円 それ以外の場合 250万円
	2. 東京都において災害救助法が適用された区市町村が1以上ある場合の災害				
災害障害見舞金	3. 上記と同等と認められる特別の事情がある災害で内閣総理大臣が定めるもの 平成25年10月1日 内閣府告示第230号		区市町村条例の定めるところにより、災害障害見舞金を支給する。区市町村長は、次に掲げる調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行う。 (1) 障害者の氏名、性別、生年月日 (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日、障害の状況 (3) 障害の種類及び程度に関する事項 (4) 支給の制限に関する事項 (5) 前各号に掲げる者のほか、区市町村長が必要と認める事項	法別表に掲げる障害がある者	障害者1人につき重たる生計者の場合 250万円 それ以外の場合 125万円

(引用：都震災復興マニュアル（復興施策ガイドライン）)

6 災害弔慰金、災害障害見舞金の交付手続



「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、区市町村は、対象者に弔慰金（見舞金）を支給し、都負担金交付要綱（昭和49年9月11日民生局長通知）により、福祉保健局へ3／4の額を申請する。

福祉保健局は、区市町村に交付した額の2／3について、国庫負担金交付要綱（昭和49年4月27日厚生次官通知）により（厚生労働大臣へ）交付申請する。

（引用：都震災復興マニュアル（復興施策ガイドライン））

資料編

Ⅳ 参考資料 6 災害援護資金の貸付について

7 被災者生活再建支援金支給事務の手續

・対象となる自然災害

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した区市町村における自然災害
- ② 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した区市町村における自然災害
- ③ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- ④ ①または②の区市町村を含む都道府県区域内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した区市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- ⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③の区域に隣接する区市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- ⑥ ①若しくは②の区市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口10万人未満に限る）
2世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口5万人未満に限る）

・支援金の支給対象

- ① 居住する住宅が全壊した世帯
- ② 居住する住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 居住する住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

・支援金の支給額

以下の2つの支援金の合計額。

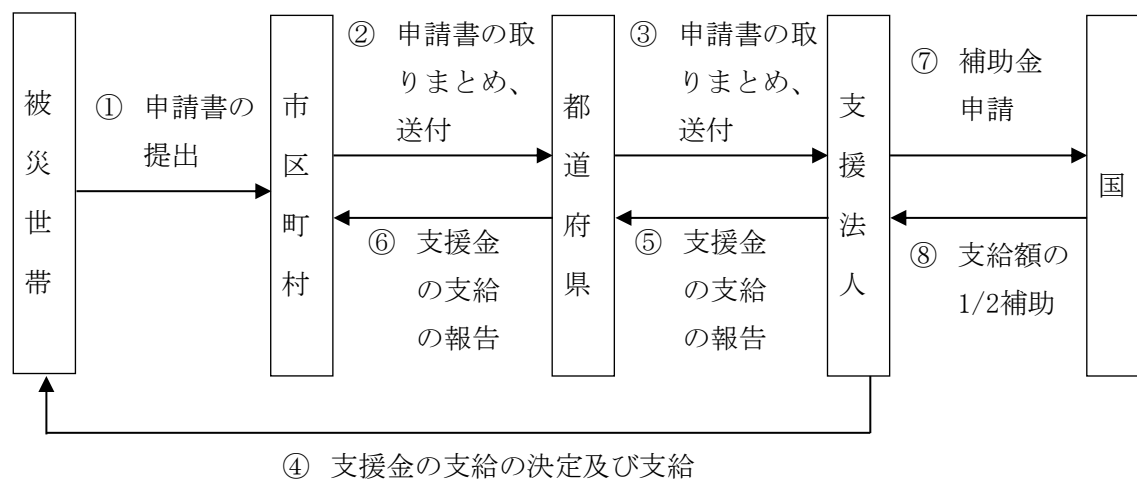
- ① 住宅の被害程度に応じて支援する支援金（基礎支援金）
- ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

単位：万円

区分	基礎支援金 ①	加算支援金 ②	計 ①+②
全壊世帯	100	建設・購入 200	300
解体世帯		補修 100	200
長期避難世帯		貸借 50	150
大規模半壊世帯	50	建設・購入 200	250
		補修 100	150
		貸借 50	100

※ 単数世帯の場合、上記の3／4の金額。

・ 支援金支給事務の流れ



(引用：都震災復興マニュアル（復興施策ガイドライン）)

資料編

IV 参考資料 6 災害援護資金の貸付について

8 被災者健康観察様式

年 組 氏名		(記入日: 記入者:)						
調査項目		要配慮者	日常	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
児童生徒の訴え	食欲がない							
	眠れない							
	眠気が強い、うとうとする							
	体の痛み(頭痛等、おなかが痛いなど)							
	吐き気がする							
	下痢をしている							
	皮膚がかゆい							
	家に帰りたくない							
	学校に行きたくない							
	怖いことや心配事がある							
	観察される状態	落ち着きがない						
ぼんやりすることが多い								
イライラしている								
元気がなく、意欲が低下している								
ハイテンションである								
余り話さなくなった								
物音に過敏になる								
人が違ったように見えることがある								
こだわりが強くなる								
発作の回数が増える								
パニックの回数が増える								
体重減少あるいは急激な体重増加								
その他	薬の服用ができていない							
	いつもの様子と違う(記述)							

1 現地調査に関する実施方針

○ 現地調査の目的

特に甚大な被害を受けた地域に対する今後の産業復興施策を検討するため、都が直接現地調査を実施する必要があると判断する場合には、当該区市町村とも連携しながら、詳細な被害状況等の把握のための調査を行う。

○ 現地調査班の編成

局調査担当を中心に、事業所管各部も含めた体制により編成する。なお、必要に応じて当該区市町村の事業所管部門に対して人員派遣を要請することとする。

○ 現地調査における業務内容

- 1 詳細な被害状況の把握
- 2 事業再開の妨げとなっている要因の把握 等

○ 調査用フォーマット（例）

事業所被害状況調査票（現地調査）のとおりに

別紙 被害・復旧状況分析班の編成等

○ 分析班の設置理由

産業復興対策を迅速かつ効果的に実施していくに当たっては、事業所被害状況調査等に基づいた被害・復旧状況の的確な把握がその前提となることから、各種調査結果の整理・分析を専門に行う被害・復旧状況分析班を設置する。

○ 分析班の編成

局調査担当を中心とし、事業所管各部も含めた体制により編成する。

○ 分析班の業務

- 1 事業所被害概況調査、定期的な事業所被害・復旧状況調査等により把握した被害・復旧状況についての整理及び分析を行う。
- 2 分析結果について、他の機関との連絡調整窓口である総務部に対して報告する。

○ 分析用フォーマット（例）

事業所被害・復旧状況分析表のとおりに

（引用：都震災復興マニュアル（復興施策ガイドライン））

2 事業所被害状況調査票（現地調査）

【調査年月日】 _____ 【調査員職・氏名】 _____

事業所名（業種）	
従業員数	
住所	
同所までの交通手段	
建物被害状況 （全壊（焼）・半壊（焼）・ 一部損壊・無被害）	
事業被害状況 （被災前との比較等）	
人身被害状況	
事業再開予定時期	
事業再開を妨げている要因	
必要と思われる支援内容 （緊急度）	
その他	

（引用：都震災復興マニュアル（復興施策ガイドライン））

3 事業所被害・復旧状況分析表

【分析年月日】 _____ 【分析者職・氏名】 _____

1 事業所被害状況分析表

		建物被害状況（件）				事業再開予定時期（件）				
		全壊 (焼)	半壊 (焼)	一部損 壊	無被害	一週間 以内	一ヶ月 以内	三ヶ月 以内	三ヶ月 以降	再開 困難
業 種 別	製造業									
	卸売業									
	小売業									
	サービス業									
規 模 別	小規模									
	中小規模									
	中規模									
	大規模									
地 域 別	都心・副都心									
	城東地域									
	城南地域									
	城西地域									
	多摩地域									
	島しょ地域									

2 事業所復旧状況分析表

		事業再 開率 (%)	現在の景況						今後 3 ヶ月の見通し					
			業況 (%)			売上高 (震災前同月比) (%)			業況 (%)			売上高 (当月比) (%)		
			良 い	普 通	悪 い	増 加	同 様	減 少	良 い	普 通	悪 い	増 加	同 様	減 少
業 種 別	製造業													
	卸売業													
	小売業													
	サービス業													
規 模 別	小規模													
	中小規模													
	中規模													
	大規模													
地 域 別	都心・副都心													
	城東地域													
	城南地域													
	城西地域													
	多摩地域													
	島しょ地域													

(引用：都震災復興マニュアル（復興施策ガイドライン）)

1 震災復興基本方針（東京都案）

震災復興方針（案）について、東京都震災復興マニュアルに示されている内容は以下のとおりである。

■ 震災復興方針について

震災復興方針の概要は、以下のとおりである。

なお、復興法第8条に基づき政府が復興基本方針を定めた際には、復興方針は同法9条に基づく都道府県復興方針として位置付け、政府の方針に即して定めることとする。

【参考】復興法第9条では、都道府県復興方針にはおおむね次の事項を定めるものとされている。

- 1 特定大規模災害からの復興の目標に関する事項
- 2 特定大規模災害からの復興のために都が実施すべき施策に関する方針
- 3 都における人口の現状及び将来の見通し、土地利用の基本的方向その他当該特定大規模災害からの復興に関して、基本となるべき事項
- 4 前3号に掲げるもののほか、特定大規模災害からの復興に関し必要な事項

■ 震災復興方針（案）

はじめに

- 被害の概要
- 復興の課題と復興への決意表明

1 復興の理念

- (1) 本震災を契機として、従前より震災に強い都市構造構築し、「人々の暮らし」と「都市の機能」がバランスよく調和するとともに、一人ひとりの生活にゆとりと豊かさをもたらす活力に満ちた都市づくりを進める。
- (2) 行政は、社会公共施設の早急な復興・整備等を行うとともに、被災者の自立・共助を基本としつつ、一刻も早い復興が可能となるよう公的支援と環境整備を行う。
- (3) 都民とのパートナーシップに基づく協働と連携による復興を進めるとともに、区市町村や近隣他県等、他の地方公共団体及び国との間に広域的な連携・協力体制を確立する。

2 復興の基本目標

- (1) 人々の暮らしのいち早い再建と安定
- (2) 災害に強く、安心してらせる都市づくり
- (3) 誰もが快適にらせる生活環境づくり
- (4) 雇用の確保、事業の再開と新しい時代に対応した産業の創造
- (5) わが国の政治、経済、情報通信等の中枢機能の速やかな回復

3 都における人口の現状及び将来の見通し

(1) 人口の現状

1,316万人（2010年現在）

(2) 将来の見通し

ア 今後しばらくは増加を続けるが、2020年の1,336万人をピークに減少に転じ、2060年には1,036万人と、2010年に比べ2割減少する見込み。

イ 地域別では、区部は2020年、多摩・島しょ部は区部より若干早く2015年に人口のピークを迎える。

（東京都長期ビジョン（平成26年12月）より）

4 土地利用の基本的方向

土地利用については、「東京の都市づくりビジョン（改訂）」及び「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等の既定計画における東京圏全体の視点や被災状況を踏まえ、方針を策定する。

5 震災復興計画等の策定

復興の理念を踏まえつつ、基本目標を効率的かつ効果的に実現するため「震災復興計画」を策定するとともに、特定分野計画として「震災復興計画」との整合性を図りつつ、都市復興基本計画、住宅復興計画及び産業復興計画を策定する。

(1) 震災復興計画

ア 震災復興計画の位置づけ

震災後の東京の復興に係る都政の最上位の総合計画

イ 計画の内容

(ア) 東京都が、広域自治体として実施する復興施策に係る基本目標と体系を明らかにする。

(イ) 都民の生活再建、生活基盤であるまちの再生等に必要なソフト、ハードのいずれの施策をも計画の内容とする。

(ウ) 繰り返し起こりうる大地震に耐えられる都市の創造を目指し、長期的視点に立った計画とする。

ウ 計画期間

今年度を初年度とする10か年とする。

ただし、重点項目については3年間で終了することを目標とする。

エ 震災復興計画の策定手順

- 2週間～1か月 震災復興検討会議の審議
- 1か月 震災復興計画策定方針の策定、各局への策定指示
- 4か月～5か月 関係機関への意見照会
震災復興計画原案の取りまとめ
- 6か月 震災復興計画の策定

(2) 都市復興基本計画

ア 内容

都市復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備方針、市街地復興の基本方針など、行政が取り組むべき具体的な都市復興施策を示すもの。

イ 都市復興の基本理念

- 被災を繰り返さない都市づくり
- 持続的発展が可能な都市づくり
- 協働と連携による都市づくり

ウ 策定の手順

- 建築制限の実施
- 2か月以内 地元自治体との調整
計画骨子案作成
- 6か月以内 都市復興基本計画の策定

(3) 住宅復興計画

ア 内容

- 応急的な住宅の確保
- 自力再建への支援
- 公的住宅の供給

イ 策定の手順

- 計画策定の専管組織の設置、住宅復興計画委員会設置
- 3か月以内 計画原案策定・公表
- 6か月以内 住宅復興計画の策定

(4) 産業復興計画

ア 内容

産業復興を総合的かつ中長期的な視点から進めていくため、行政が取り組むべき具体的な産業復興施策を示すもの。

イ 策定の手順

- 計画策定体制の整備、産業復興対策委員会の設置
- 3か月以内 計画原案策定・公表
- 6か月以内 産業復興計画の策定

(引用：都震災復興マニュアル（復興施策ガイドライン）)

2 震災復興計画の骨格（東京都案）

復興基本計画を策定する際、その骨格として考慮すべき項目について東京都震災復興マニュアルでは以下が例示されている。

■震災復興計画の骨格となる項目

1 理念

2 基本目標

3 計画期間

4 施策体系

- (1) 人々のくらしのいち早い再建と安定
- (2) 災害に強く、安心してくらせる都市づくり
- (3) 誰もが快適にくらせる生活環境づくり
- (4) 雇用の確保・事業の再開と新しい時代に対応した産業の創造
- (5) 我が国政治・経済の中核機能の速やかな回復

5 分野別計画

6 地域別計画

- (1) 副都心の機能回復及び整備促進
- (2) ○○地域の重点的復興・整備 など

なお、復興法第10条第1項に基づき、市町村が単独で、又は特定被災都道府県と共同して復興計画を作成する場合には、同法同条第2項に基づき、下記の事項を記載するものとされている。

復興法第 10 条（抜粋）

- 2 復興計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 復興計画の区域（以下「計画区域」という）
 - 二 復興計画の目標
 - 三 当該特定被災市町村における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針（土地の用途の概要その他内閣府令で定める事項を記載したものをいう。以下「土地利用方針」という。）その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項
 - 四 第二号の目標を達成するために必要な次に掲げる事業（以下「復興整備事業」という。）に係る実施主体、実施区域その他の内閣府令で定める事項
 - イ 市街地開発事業（都市計画法第四条第七項 に規定する市街地開発事業をいう）
 - ロ 土地改良事業（土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項 に規定する土地改良事業（同項第一号 から第三号 まで及び第七号 に掲げる事業に限る。）をいう。以下同じ。）
 - ハ 復興一体事業（第二十一条第一項に規定する復興一体事業をいう。第十五条において同じ。）
 - ニ 集団移転促進事業（防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第百三十二号。以下「集団移転促進法」という。）第二条第二項 に規定する集団移転促進事業をいう。以下同じ。）
 - ホ 住宅地区改良事業（住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二条第一項に規定する住宅地区改良事業をいう。以下同じ）
- へ都市計画法第十一条第一項 各号に掲げる施設の整備に関する事業
- ト 小規模団地住宅施設整備事業（一団地における五戸以上五十戸未満の集団住宅及びこれらに附帯する通路その他の施設の整備に関する事業をいう。第五十四条の二において同じ。）
 - チ 津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号） 第二条第十項 に規定する津波防護施設をいう）の整備に関する事業
 - リ 漁港漁場整備事業（漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第四条第一項 に規定する漁港漁場整備事業をいう。以下同じ。）
 - ヌ 保安施設事業（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項 に規定する保安施設事業をいう。）
 - ル 液状化対策事業（地盤の液状化により被害を受けた市街地の土地において再度災害を防止し、又は軽減するために施行する事業をいう。）
 - ヲ 造成宅地滑動崩落対策事業（地盤の滑動又は崩落により被害を受けた造成宅地（宅地造成に関する工事が施行された宅地をいう。）において、再度災害を防止するために施行する事業をいう。）
 - ワ 地籍調査事業（地籍調査（国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第二条第五項に規定する地籍調査をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。）
 - カ イからワまでに掲げるもののほか、住宅施設、水産物加工施設その他の地域の円滑かつ迅速な復興を図るために必要となる施設の整備に関する事業

- 五 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他の地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項
- 六 復興計画の期間
- 七 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項

(引用：都震災復興マニュアル（復興施策ガイドライン）)

資料編

IV 参考資料 8 その他

3 建物、宅地等に関する調査概要

	実施目的等	調査主体	調査員	実施時期	調査内容	判定基準	判定区分
被災建築物応急危険度判定	被災建物の継続使用による二次災害防止（都民の生命の安全性確保）	○民間住宅：判定実施本部（区市町村） ○民間事業所：建築物の管理責任者 ○公共施設：建築物の管理責任者である公共団体	応急危険度判定員	民間住宅については1週間程度の間に、その他についてはできる限り早く実施	建物の、当面の使用に当たっての危険性	被災建築物応急危険度判定研究会が定めている基準	○危険（立入禁止） ○要注意（立入制限） ○調査済み（当面安全）
被災宅地危険度判定	被災宅地の二次災害防止	区市町村	被災宅地危険度判定士	できる限り早く実施	宅地の危険度	被災宅地危険度判定連絡協議会が定めている基準	○危険宅地 ○要注意宅地 ○調査済み宅地
被災度区分判定	建物の長期継続使用の可否について判定するために実施。公共建築物の判定結果は、その後の応急・復旧活動の拠点としての使用の可否判断にも用いる。	被災建物の所有者が実施 社会公共施設等については管理責任者が実施	建築構造に関する専門家	社会公共施設等については、2週間から2か月の間に実施	建物の長期継続使用の可否	社会公共施設等は、「震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術基準」（国土交通省住宅局建築指導課〔註・刊行物〕）を標準として各局が基準を定め、実施	○破壊 ○大破 ○中破 ○小破 ○軽微
（災害種類別の被害区域） 家屋被害調査	都市復興基本方針・基本計画（骨子案）や地域別復興まちづくり方針・計画（骨子案）の検討等の基礎資料とするため	○都 ○区市町村	○都（アウトソーシング含む） ○国土地理院 ○区市町村	優先調査地区10日以内でできる限り早く実施	家屋被害が発生した原因となる災害	本マニュアルによる	○被害区域（揺れ／液状化／斜面崩壊／土砂堆積／火災／浸水）
（街区別の家屋被害割合） 家屋被害調査					家屋（住家・非住家）の街区別被害割合	本マニュアルによる	○大被害（建替が想定される家屋被害割合8割以上） ○中被害（同5割～8割） ○小被害（同5割未満）
住家被害認定調査	住家の被害程度を認定するために実施。この調査結果に基づき、被災者に罹災証明書が発行される。	区市町村（ただし、火災に係る調査は、23区及び消防事務を委託している自治体では東京消防庁が実施）	区市町村職員等	1か月以内	住家の延床面積と損壊等した部分の床面積の一定割合又は住家の経済的被害の割合を判定	災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和2年3月内閣府）	○全壊 ○大規模半壊 ○中規模半壊 ○半壊 ○準半壊 ○準半壊に至らない ○全焼 ○半焼

（引用：都震災復興マニュアル（復興施策ガイドライン））

4 震災後対策に必要な用地の例

用途	設置・利用の時期
避難場所	事前（発災時）～数日間
住民の一時集合場所	事前（発災時）～数日間
野外受入施設設置場所	被災直後～短期間
救出・救助部隊の活動拠点	被災直後～3か月程度
災害時ヘリ緊急離着陸場	被災直後～短期間
生活物資の集積・輸送拠点	被災直後～1か月程度
ライフライン復旧工事のために必要な資材置場、 工事事務所・宿舍	被災直後～6か月程度
がれき等の集積場（分別場）中継所	被災直後～約1年間
第一仮置場（道路啓開がれき等）	被災直後～約1年間
第二仮置場（積替え用地）	被災後2週間～約1年間
第三仮置場（貯留・減容化用地）	被災後2週間～約1年間
応援部隊活動拠点・宿舍	被災直後～
ボランティア活動拠点等	被災直後～
応急仮設住宅建設用地	被災後1週間～約2年間
仮設診療所用地	被災後1か月～
賃貸型共同仮設工場・共同仮設店舗の設置用地	被災後2週間～
その他福祉施設等の新設、移転改築仮設庁舎、 仮設校舎、仮設施設用地	随時

5 被災度区分判定調査票

■鉄筋コンクリート造建築物の被災度区分判定調査表

鉄筋コンクリート造建築物の被災度区分判定調査表

整理番号：_____番 調査日時：_____年_____月_____日 午前／午後_____時
 調査回数：_____回目 調査者：_____
 所 属：_____

1. 建築物概要

1.1 建築物名称 _____

1.2 建築物所在地 _____

1.3 所有者 _____ 連絡先 _____

1.4 連絡者 _____ 連絡先 _____

1.5 建物用途 ☐事務所 ☐住宅 ☐共同住宅 ☐店舗 ☐工場 ☐倉庫 ☐学校
 (複数選択可) ☐保育所 ☐庁舎 ☐公民館 ☐体育館 ☐病院 ☐その他 ()

1.6 構造種別 ☐鉄筋コンクリート造 ☐プレキャストコンクリート造 ☐ブロック造
☐併用構造 (造と 造)

1.7 構造形式 ☐ラーメン構造 ☐壁式構造 ☐その他 ()

1.8 基礎構造 ☐直接基礎 ☐杭基礎 (種別)

1.9 建築物規模 地上_____階 地下_____階 塔屋_____階 1階寸法：約_____m×約_____m

1.10 敷地の地形 ☐平坦地 ☐傾斜地 ☐台地 ☐凹地 ☐その他 ()

1.11 周辺の地形 崖から_____m 川・海・湖・沼から_____m (注：50m 以上の場合には記入不要)

1.12 外装仕上げ ☐打放し ☐モルタル ☐タイル ☐石貼り ☐カーデンウォール
 (複数選択可) ☐PC板 ☐ALC板 ☐ブロック ☐その他 ()

1.13 設計図書 構造計算書 ☐有 ☐無 設計図 ☐有 ☐無 施工記録 ☐有 ☐無

1.14 建設年 _____年 (☐～1971年 ☐1972年～1981年 ☐1982年～ ☐不明)

2. 被災度の区分

2.1 建築物の崩壊・落階等による判定

崩壊、落階等の有無：☐有 (2.3へ：計算は省略し上部構造の被災度は「倒壊」とする) ☐無 (2.2へ)

2.2 基礎構造の判定

基礎構造の被害
 杭の被害の有無：☐有 ☐無 ☐不明 液状化の有無：☐有 ☐無 ☐不明

① 基礎の沈下量 $S =$ _____m

② 基礎の傾斜角 $\theta_x =$ _____rad. $\theta_y =$ _____rad. $\theta = \sqrt{\theta_x^2 + \theta_y^2} =$ _____rad.

(0.01rad=0.573度、1度=0.01745rad.)

表1 杭基礎建築物の被災度区分

		基礎の沈下量 (m)						基礎の沈下量 (m)			
		0	0.1	0.3				0.05	0.1	0.3	
基礎 の 傾 斜	1/300	[無被害]	[小破]	[中破]★	※	基礎 の 傾 斜	1/150	[無被害]	[小破]	※	※
	1/150	[小破]	[中破]	[大破]	[大破]		1/75	[小破]	[中破]	[中破]	※
	1/75	[中破]	[中破]	[大破]	[大破]		1/30	[中破]	[中破]	[大破]	[大破]
		[大破]	[大破]	[大破]	[大破]			[大破]	[大破]	[大破]	[大破]

※：適用外、杭基礎の掘出し調査等の詳細調査が必要

★：条件により、掘出し調査等の詳細調査が必要

表2 直接基礎建築物の被災度区分

a) 基礎構造の沈下・傾斜による被災度区分

☐無被害 ☐小破 ☐中破 ☐大破

b) 支持地盤の変状による被災度区分

☐無被害・該当なし ☐小破 (擁壁・施設の沈下・変位、亀裂) ☐大破 (擁壁、斜面崩壊)

c) 基礎構造の被災度区分 (a)とb)の区分の大きい方)

☐無被害 ☐小破 ☐中破 ☐大破

2.3-1 上部構造の耐震性能残存率 R による判定 (層崩壊形)

- ① 判定対象とする階と方向 ____階 方向：□短辺方向 □長辺方向
② ゴーニングの要否：□不要（建築物全体で判定する）
□必要（ゴーニングした区画を平面図などで明示し、区画ごとに判定する）
③ 構造部材の損傷度調査結果 ※（ ）内にそれぞれの柱本数や壁枚数を記入し合計を計算する。

「両側柱付き壁」は、1 スパン分を 1 枚と数える。
表中の係数はせん断壁の η による。曲げ壁の場合は係数を修正すること。

[illegible]

$$\sum A_j = A_0 + A_1 + A_2 + A_3 + A_4 + A_5 = (\quad)$$

④ 耐震性能残存率 $R = \frac{\sum A_i}{A_{org}} \times 100 = \frac{(\quad)}{(\quad)} \times 100 = (\quad)$

上部構造の耐震性能残存率 R による被災度区分

- 無被害 ($R=100$) □軽微 ($95 \leq R < 100$) □小破 ($80 \leq R < 95$)
□中破 ($60 \leq R < 80$) □大破 ($R < 60$) □倒壊 (崩壊・落階等によりほぼ $R=0$ とみなせる)

(被災部分のスケッチ、所見等のメモなど)

[illegible]

IV 参考資料 8 その他

① 判定対象とする方向：☐短辺方向 ☐長辺方向

② 構造部材の損傷度調査結果 ※ () 内にそれぞれのヒンジ箇所数を記入し合計を計算する。

$$\sum B_i = B_0 + B_1 + B_2 + B_3 + B_4 + B_5 = (\quad)$$

③ 耐震性能残存率 R $R = \frac{\sum B_j}{B_{org}} \times 100 = \frac{(\quad)}{(\quad)} \times 100 = (\quad)$

☐ 無被害 ($R=100$) ☐ 軽微 ($95 \leq R < 100$) ☐ 小破 ($80 \leq R < 95$)
☐ 中破 ($60 \leq R < 80$) ☐ 大破 ($R < 60$) ☐ 倒壊 (崩壊・落階等によりほぼ $R=0$ とみなせる)

(被災部分のスケッチ、所見等のメモなど)

A full-page sheet of white graph paper with a light gray grid. The grid consists of small squares formed by thin gray lines. There are 20 columns and 20 rows of squares. A thicker gray border surrounds the entire grid area.

2.4 コンクリート系非構造壁の被害状況による判定

- ① 判定対象とする階：☐層崩壊（　　階） ☐全体崩壊 方向：☐短辺方向 ☐長辺方向
※原則として、上部構造の判定と同じ階・方向とする

② 非構造壁の被害状況調査結果

被害レベル	非構造壁に損傷度IV以上の被害が		
	一部ある	約半数ある	ほぼ全数ある
被災度	小破	中破	大破

コンクリート系非構造壁の被害による被災度区分

- ☐無被害 ☐小破 ☐中破 ☐大破
(被害有の場合、被害状況などを記入する)

2.5 津波を受けた建築物の浸水状況による判定

① 津波による浸水状況調査結果

(全層対象の場合)

被害レベル	全層の1/2未満が浸水	全層の1/2以上が浸水	全層浸水
被災度	小被害	中被害	大被害

(各階対象の場合)

被害レベル	層の1/2未満が浸水	層の1/2以上が浸水	層の梁下端に届く浸水
被災度	小被害	中被害	大被害

津波を受けた建築物の浸水による被災度区分

- ☐無被害 ☐小被害 ☐中被害 ☐大被害
(被害有の場合、被害状況などを記入する)

3. その他の被害

付属構造物（床スラブ、ペントハウス、屋外階段、屋上煙突、渡り廊下、エキスパンションジョイントなど）の被害（被害有の場合、被害状況、危険箇所、処置の要否などを記入する）

4. 復旧の要否の判定

気象庁震度階級：☐6強以上 ☐6弱 ☐5強 ☐5弱以下（要詳細調査）

表3 基礎構造の復旧の要否

被災度 震度階級	小破	中破	大破
5弱以下	×	×	×
5強	△	×	×
6弱	○	△	×
6強以上	○	○	△

表4 上部構造の応急復旧の要否

被災度 震度階級	軽微 95 ≤ R < 100	小破 80 ≤ R < 95	中破 60 ≤ R < 80	大破・倒壊 R < 60
5弱以下	×	×	×	×
5強	◎	△	△	△
6弱	◎	○ (△)	△	△
6強以上	◎	◎ (○)	○ (△)	△

※ () は1971年以前の建築物の場合

・基礎構造の被災度： ☐ 無被害 ☐ 小破 ☐ 中破 ☐ 大破 ・基礎構造の復旧の要否： ☐ 不要（無被害） ☐ 補修（○） ☐ 補修（詳細調査が望ましい）（△） ☐ 詳細調査（×）					
・上部構造の被災度： ☐ 無被害 ☐ 軽微 ☐ 小破 ☐ 中破 ☐ 大破 ☐ 倒壊 ・上部構造の応急復旧の要否： ☐ 不要（無被害） ☐ 軽微な補修（◎） ☐ 応急復旧（構造補修）（○） ☐ 応急措置または応急復旧（△） ☐ 詳細調査（×） ☐ 明らかに応急復旧不可能（倒壊）					
・非構造壁の被災度： ☐ 無被害 ☐ 小破 ☐ 中破 ☐ 大破					
・津波による被災度： ☐ 無被害 ☐ 小被害 ☐ 中被害 ☐ 大被害					

5. 被災部分のスケッチ、所見等のメモなど

A large rectangular area filled with a grid of small squares, resembling graph paper. The grid is composed of 20 columns and 30 rows of squares. The lines are thin and light gray, providing a guide for sketching and writing.

■鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の被災度区分判定調査表

鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の被災度区分判定調査表

整理番号：_____番 調査日時：_____年_____月_____日 午前／午後_____時
 調査回数：_____回目 調査者：_____
 所 属：_____

1. 建築物概要

- 1.1 建築物名称 _____
 1.2 建築物所在地 _____
 1.3 所有者 _____ 連絡先 _____
 1.4 連絡者 _____ 連絡先 _____
 1.5 建物用途 ☐事務所 ☐住宅 ☐共同住宅 ☐店舗 ☐工場 ☐倉庫 ☐学校
 (複数選択可) ☐保育所 ☐庁舎 ☐公民館 ☐体育館 ☐病院 ☐その他 ()
 1.6 構造種別 ☐鉄骨鉄筋コンクリート造
☐併用構造 (_____ 造： _____ と _____ 造： _____)
 1.7 内蔵鉄骨形式 ☐格子形 ☐ラチス形 ☐充腹形 ☐その他 ()
 1.8 基礎構造 ☐直接基礎 ☐杭基礎 (種別 _____)
 1.9 建築物規模 地上_____階 地下_____階 塔屋_____階 1階寸法：約_____m×約_____m
 1.10 敷地の地形 ☐平坦地 ☐傾斜地 ☐台地 ☐凹地 ☐その他 ()
 1.11 周辺の地形 崖から_____m 川・海・湖・沼から_____m (注：50m 以上の場合には記入不要)
 1.12 外装仕上げ ☐打放し ☐モルタル ☐タイル ☐石貼り ☐カーテンウォール
 (複数選択可) ☐PC板 ☐ALC板 ☐ブロック ☐その他 ()
 1.13 設計図書 構造計算書 ☐有 ☐無 設計図 ☐有 ☐無 施工記録 ☐有 ☐無
 1.14 建設年 _____年 (☐～1980年 ☐1981年～ ☐不明)

2. 被災度の区分

2.1 建築物の崩壊・落階等による判定

崩壊、落階等の有無：☐有 (2.3へ：計算は省略し上部構造の被災度は「倒壊」とする) ☐無 (2.2へ)

2.2 基礎構造の判定

基礎構造の被害

杭の被害の有無：☐有 ☐無 ☐不明 液状化の有無：☐有 ☐無 ☐不明

① 基礎の沈下量 $S =$ _____m

② 基礎の傾斜角 $\theta_x =$ _____rad. $\theta_y =$ _____rad. $\theta = \sqrt{\theta_x^2 + \theta_y^2} =$ _____rad.
 (0.01rad.=0.573度、1度=0.01745rad.)

表1 杭基礎建築物の被災度区分

		基礎の沈下量 (m)						基礎の沈下量 (m)			
		0	0.1	0.3				0.05	0.1	0.3	
基礎 の 傾 斜	1/300	[無被害]	[小破]	[中破]★	※	基礎 の 傾 斜	1/150	[無被害]	[小破]	※	※
	1/150	[小破]	[中破]	[大破]	[大破]		1/75	[小破]	[中破]	[中破]	※
	1/75	[中破]	[中破]	[大破]	[大破]		1/30	[中破]	[中破]	[大破]	[大破]
		[大破]	[大破]	[大破]	[大破]			[大破]	[大破]	[大破]	[大破]

※：適用外、杭基礎の掘出し調査等の詳細調査が必要

★：条件により、掘出し調査等の詳細調査が必要

表2 直接基礎建築物の被災度区分

a) 基礎構造の沈下・傾斜による被災度区分

☐無被害 ☐小破 ☐中破 ☐大破

b) 支持地盤の変状による被災度区分

☐無被害・該当なし ☐小破 (擁壁・施設の沈下・変位、亀裂) ☐大破 (擁壁、斜面崩壊)

c) 基礎構造の被災度区分 (a)とb)の区分の大きい方

☐無被害 ☐小破 ☐中破 ☐大破

2.3-2 上部構造の耐震性能残存率 R による判定（全体崩壊形）

① 判定対象とする方向：□短辺方向 □長辺方向

② 構造部材の損傷度調査結果 ※ () 内にそれぞれのヒンジ箇所数を記入し合計を計算する。
内蔵鉄骨形式に応じた表を使用すること。

【非充腹形】

	曲げ柱	曲げ梁	片側柱付き壁	連層耐震壁	合計	
総部材数	() + () + () + () = ()					
調査部材数	() ^① + () ^② + () ^③ + () ^④ = ()					
	①×1.2 + ②×1 + ③×10 + ④×30 = ()					$=B_{0\%}$
損傷度Ⅰ	()×1.2 + ()×1 + ()×10 + ()×30 = ()					$=B_0$
損傷度Ⅱ	()×1.14 + ()×0.95 + ()×9.5 + ()×28.5 = ()					$=B_1$
損傷度Ⅲ	()×0.9 + ()×0.75 + ()×7 + ()×21 = ()					$=B_2$
損傷度Ⅳ	()×0.6 + ()×0.5 + ()×4 + ()×12 = ()					$=B_3$
損傷度Ⅴ	()×0.24 + ()×0.2 + ()×1 + ()×3 = ()					$=B_4$
損傷度Ⅵ	()×0 + ()×0 + ()×0 + ()×0 = 0					$=B_5$

【充腹形】

	曲げ柱	曲げ梁	片側柱付き壁	連層耐震壁	合計	
総部材数	() + () + () + () = ()					
調査部材数	() ^① + () ^② + () ^③ + () ^④ = ()					
	①×1.8 + ②×1 + ③×10 + ④×30 = ()					$=B_{0\%}$
損傷度Ⅰ	()×1.8 + ()×1 + ()×10 + ()×30 = ()					$=B_0$
損傷度Ⅱ	()×1.71 + ()×0.95 + ()×9.5 + ()×28.5 = ()					$=B_1$
損傷度Ⅲ	()×1.44 + ()×0.8 + ()×7 + ()×21 = ()					$=B_2$
損傷度Ⅳ	()×1.08 + ()×0.6 + ()×4 + ()×12 = ()					$=B_3$
損傷度Ⅴ	()×0.54 + ()×0.3 + ()×1 + ()×3 = ()					$=B_4$
損傷度Ⅵ	()×0 + ()×0 + ()×0 + ()×0 = 0					$=B_5$

$$\sum B_i = B_0 + B_1 + B_2 + B_3 + B_4 + B_5 = ()$$

$$\textcircled{3} \text{ 耐震性能残存率 } R = \frac{\sum B_i}{B_{0\%}} \times 100 = \frac{()}{()} \times 100 = ()$$

上部構造の耐震性能残存率 R による被災度区分

□無被害 ($R=100$)	□軽微 ($95 \leq R < 100$)	□小破 ($80 \leq R < 95$)
□中破 ($60 \leq R < 80$)	□大破 ($R < 60$)	□倒壊 (崩壊・落階等によりほぼ $R \approx 0$ とみなせる)

2.4 コンクリート系非構造壁の被害状況による判定

- ① 判定対象とする階：☐層崩壊（ 階） ☐全体崩壊 方向：☐短辺方向 ☐長辺方向
※原則として、上部構造の判定と同じ階・方向とする。

② 非構造壁の被害状況調査結果

被害レベル	非構造壁に損傷度Ⅳ以上の被害が		
	一部ある	約半数ある	ほぼ全数ある
被災度	小破	中破	大破

コンクリート系非構造壁の被害による被災度区分

- ☐無被害 ☐小破 ☐中破 ☐大破
(被害有の場合、被害状況などを記入する)

2.5 津波を受けた建築物の浸水状況による判定

① 津波による浸水状況調査結果

(全層対象の場合)

被害レベル	全層の1/2 未満が浸水	全層の1/2 以上が浸水	全層浸水
被災度	小被害	中被害	大被害

(各階対象の場合)

被害レベル	層の1/2未 満が浸水	層の1/2以 上が浸水	層の梁下端 に届く浸水
被災度	小被害	中被害	大被害

津波を受けた建築物の浸水による被災度区分

- ☐無被害 ☐小被害 ☐中被害 ☐大被害
(被害有の場合、被害状況などを記入する)

3. その他の被害

付属構造物（床スラブ、ベントハウス、屋外階段、屋上煙突、渡り廊下、エキスパンションジョイントなど）の被害（被害有の場合、被害状況、危険箇所、処置の要否などを記入する）

4. 復旧の要否の判定

気象庁震度階級：☐6強以上 ☐6弱 ☐5強 ☐5弱以下（要詳細調査）

表3 基礎構造の復旧の要否

被災度 震度階級	小破	中破	大破
5弱以下	×	×	×
5強	△	×	×
6弱	○	△	×
6強以上	○	○	△

表4 上部構造の応急復旧の要否

被災度 震度階級	軽微 95≦R<100	小破 80≦R<95	中破 60≦R<80	大破・倒壊 R<60
5弱以下	×	×	×	×
5強	◎	△	△	△
6弱	◎	○(△)	△	△
6強以上	◎	◎(○)	○(△)	△

※(○)は1971年以前の建築物の場合

・基礎構造の被災度： ☐ 無被害 ☐ 小破 ☐ 中破 ☐ 大破 ・基礎構造の復旧の要否： ☐ 不要（無被害） ☐ 補修（○） ☐ 補修（詳細調査が望ましい）（△） ☐ 詳細調査（×）					
・上部構造の被災度： ☐ 無被害 ☐ 軽微 ☐ 小破 ☐ 中破 ☐ 大破 ☐ 倒壊 ・上部構造の応急復旧の要否： ☐ 不要（無被害） ☐ 軽微な補修（◎） ☐ 応急復旧（構造補修）（○） ☐ 応急措置または応急復旧（△） ☐ 詳細調査（×） ☐ 明らかに応急復旧不可能（倒壊）					
・非構造壁の被災度： ☐ 無被害 ☐ 小破 ☐ 中破 ☐ 大破					
・津波による被災度： ☐ 無被害 ☐ 小被害 ☐ 中被害 ☐ 大被害					

5. 被災部分のスケッチ、所見等のメモなど

A large rectangular area filled with a grid of small squares, intended for sketching and taking notes. The grid consists of 20 columns and 30 rows of squares.

■鉄骨造建築物の被災度区分判定調査表

鉄骨造建築物の被災度区分判定調査表

整理番号： _____ 調査日時： _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ : _____ ~ _____ : _____

調査者・所属： _____

1. 建築物概要

1.1 名称 _____

1.2 所在地 _____

1.3 所有者 _____ (連絡先) _____

1.4 連絡者 _____ (連絡先) _____

1.5 用途 ☐事務所 ☐住宅 ☐共同住宅 ☐店舗 ☐工場 ☐学校校舎 ☐体育館
☐保育所 ☐庁舎 ☐公民館 ☐病院 ☐その他 () (複数選択可)1.6 構造形式 X方向 ☐ラーメン ☐筋かい構造 ☐トラス構造 ☐その他 ()
Y方向 ☐ラーメン ☐筋かい構造 ☐トラス構造 ☐その他 ()柱断面：☐H形鋼 ☐角形鋼管 ☐ラチス柱 ☐テーパーH形鋼 ☐RC柱 ☐その他 ()梁断面：☐H形鋼 ☐ラチス梁 ☐その他 ()筋かい断面：☐山形鋼 (シングル・ダブル) ☐溝形鋼 (シングル・ダブル) ☐H形鋼
☐ターンバックル ☐丸鋼 ☐パイプ ☐その他 ()柱脚形式：☐露出 (基礎上) ☐露出 (柱頭・梁上) ☐根巻き ☐埋め込み ☐不明屋根形状：☐山形 ☐円筒形 ☐陸屋根 ☐その他 ()天井：☐有 (詳細：) ☐無天井筋かい：☐有 (☐ターンバックル ☐山形鋼 ☐その他 ()) ☐無1.7 規模 地上 _____ 階 地下 _____ 階 塔屋 _____ 階 延床面積 _____ m²1.8 基礎構造 ☐直接 (独立、布、ベタ) ☐杭 (種別) ☐併用 () ☐不明1.9 敷地の地形 ☐平坦地 ☐傾斜地 ☐台地 ☐凹地 ☐その他
()

1.10 周辺の地形 崖から _____ m 川・海・湖・沼から _____ m (50m以上の場合には記入不要)

1.11 外装材 ☐打放し ☐ラスモルタル ☐タイル ☐石貼り ☐サイディング (金属・その他)
(複数選択可) ☐PC版 ☐ALC版 ☐ブロック ☐その他 ()1.12 内装材 ☐ボード ☐クロス ☐ブロック ☐その他 ()1.13 設計図書 構造計算書 ☐有 ☐無 設計図 ☐有 ☐無 施工記録 ☐有 ☐無1.14 建設年 _____ 年 ☐不明 (☐新耐震基準以前 ☐新耐震基準以降)1.15 耐震診断等 耐震診断 ☐有 (_____ 年・Is : _____ ・q : _____) ☐無耐震補強 ☐有 (_____ 年・Is : _____ ・q : _____) ☐無

過去の被災歴 (内容：)

1.16 浸水被害 (津波等) ☐有 (浸水深 _____ m 詳細：) ☐無1.17 地盤被害 ☐有 (内容：) ☐無

1.18 気づいた点・復旧のための申し送り事項

2. 調査と評価 (該当する項目に印をつける)

2.1 構造骨組に関する調査と被災度区分

被害の最も激しい階と方向

_____ 階 X 方向 ・ Y 方向

被災度区分	基礎	柱・梁・柱梁接合部		筋かい		柱脚・定着部		天井筋かい
		X	Y	X	Y	X	Y	
0s	☐ $\phi^{※1} \leq 1/300$	☐ 無被害	☐	☐ 無被害	☐	☐ 無被害	☐	☐ 無被害
I s	☐ $1/300 < \phi \leq 1/150$	☐ 部材の降伏 (材端部のみの塗装の剥離) ☐ $1/300 < \phi^{※2} \leq 1/150$	☐	☐ $0.5\% < \text{引張筋かいのたわみ}^{※3} \leq 2\%$	☐	☐ 被りモルタル、ベ ースモルタル、床ス ラブ等でひび割れ 曲げによるひび割れ 幅1mm未満 ^{※4}	☐	☐ 建築物隅 角部にた わみ、ボ ルトの滑り
II s	☐ $1/150 < \phi \leq 1/100$	☐ パネルゾーンの降伏 ☐ 部材の降伏 (塗装の剥離が材軸側に伸展) ☐ $1/150 < \phi \leq 1/100$	☐	☐ ボルト滑り ☐ $2\% < \text{引張筋かいのたわみ}^{※3} \leq 4\%$ ☐ 母材・ガセット の降伏 ☐ 0.5% 超の圧縮筋 かいのたわみ	☐	☐ アンカーボルト伸び ☐ せん断によるひび割 れ幅1mm未満 曲げによるひび割れ 幅1mm以上 ^{※4}	☐	☐ 破断 ^{※5} ☐ 建築物隅 角部以外 でのたわ み、ボ ルトの滑り
III s	☐ $1/100 < \phi \leq 1/50$	☐ 部材断面の局部座屈(小) ☐ 部材全体の横座屈 ☐ $1/100 < \phi \leq 1/50$	☐	☐ 断面の絞り・き 裂 ☐ 筋かい破断 ^{※6} 30%以下	☐	柱脚・定着部破断 ^{※7} (柱脚の破断割合に よる区分は柱梁接合 部、または筋かいの 破断に読み替えて判 定を行う)		
IV s	☐ $1/50 < \phi \leq 1/30$	☐ 部材断面の局部座屈(中) ☐ トラス斜材・弦材の座屈(小) ☐ 柱梁接合部の破断30%以下 ☐ $1/50 < \phi \leq 1/30$	☐	☐ 筋かい破断 ^{※6} 30%~60%	☐			
V s	☐ $1/30 < \phi$	☐ 部材断面の局部座屈(大) ☐ トラス斜材・弦材の座屈(大) およびトラス斜材・弦材の破断 ☐ トラス定着部の破断 ☐ 柱梁接合部の破断30%超 ☐ $1/30 < \phi$	☐	☐ 筋かい破断 ^{※6} 60%超	☐			
VI s		☐ 倒壊	☐	☐ 倒壊	☐	☐ 倒壊	☐	

※1 ϕ は、最大相対沈下量による残留変形角※2 ϕ は、柱の残留傾斜角 (下限値 1/300)

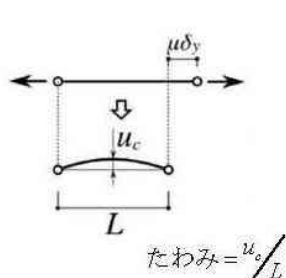
※3 筋かいのたわみの目安は、筋かい全長に対する残留面外変形の割合を表す (参考図 1)

※4 露出柱脚におけるひび割れの目安は、基礎立上部における残留ひび割れにて判断する (参考図 2)

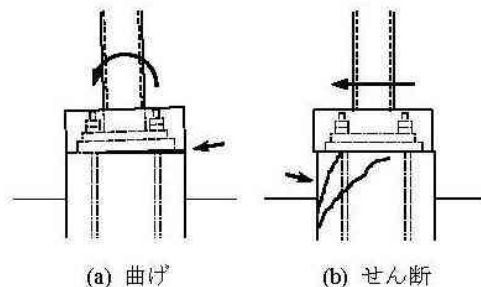
※5 天井筋かいの破断は、つなぎ材の座屈などにより天井筋かいが効かなくなっている場合も含む

※6 筋かいのたわみが 4%を超えるもの、あるいは顕著な板曲げを伴うような座屈を生じたものは、破断相当とする

※7 せん断による幅 1mm 以上の残留ひび割れ、化粧モルタルや基礎立上部の崩壊などは、破断相当とする



参考図 1 筋かいのたわみ



参考図 2 基礎立上部におけるひび割れ

構造骨組の被災度区分 (上表中、地盤及び構造形式における該当する最大の被災度区分)

X 方向	☐ 0s	☐ I s	☐ II s	☐ III s	☐ IV s	☐ V s	☐ VI s
Y 方向	☐ 0s	☐ I s	☐ II s	☐ III s	☐ IV s	☐ V s	☐ VI s

2.2 非構造部材・二次部材に関する調査と被災度区分

IV 参考資料 8 その他

非構造部材・二次部材の被災度区分（上表中、該当する最大の被災度区分）

3. 総合判定（該当する項目に印をつける）

3.1 震度：☐1 ☐2 ☐3 ☐4 ☐5弱 ☐5強 ☐6弱 ☐6強 ☐7

3.2 判定表：

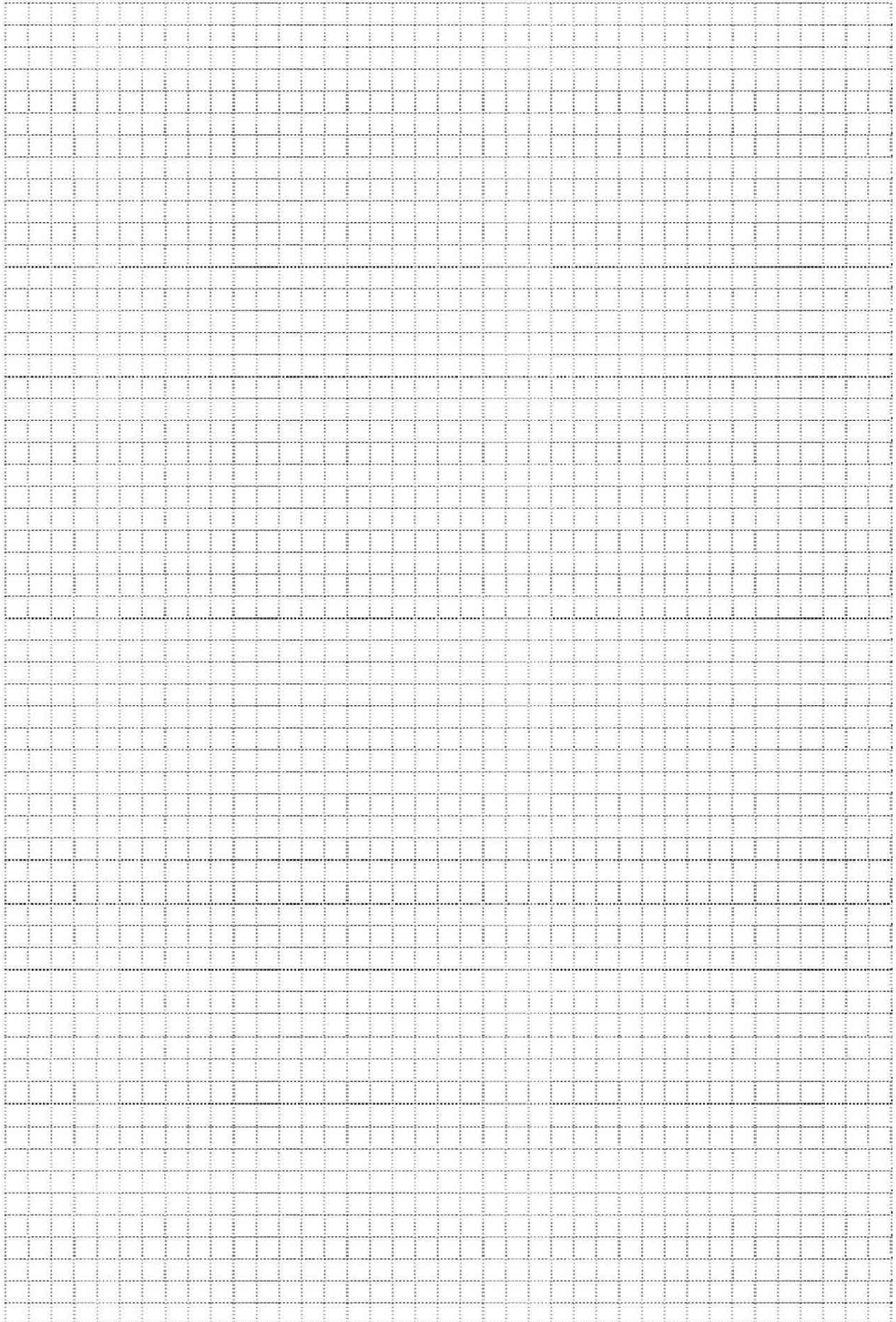
	X 方向	Y 方向
無被害		
輕微		
小破		
中破		
大破		
倒塌		

3.3 最終判定：

☐無被害 ☐輕微 ☐小破 ☐中破 ☐大破 ☐倒塌

メモ用紙（外観・内観・被害状況など）

A large sheet of graph paper with a grid of small squares. The grid is composed of small squares, with a larger square area at the top left, possibly for a title or drawing. The rest of the page is filled with the grid pattern.



資料編

IV 参考資料 8 その他

■震災鉄骨造建築物詳細調査結果記入用紙

付 3-1 震災鉄骨造建築物詳細調査結果記入用紙

震災鉄骨造建築物詳細調査結果記入用紙 (No.1) [建物一般・被害概要・軸組全般]									
整理番号	調 査 年 月 日	年 月 日	調 査 者	所 属	氏 名 印				
建 築 物 名 称	建 築 物		規 模	階 数	地上	階、地下	階、塔屋	階	
	所 在 地			基準階	メートル ×		メートル		
	竣工年月		年 月	用途	外装材				
設計図書等	無し、一般図、構造図、接合部詳細図、構造計算書、仕様書、その他()								
設 計 者			鉄骨加工業者			監理者			
施 工 者			使 用 鋼 種						
使 用 履 歴	増改築、補修・補強、用途変更、荷重の移動、その他 ()								
チェック項目	☐ 軸組寸法・スパン・階高・部材断面寸法 ☐ 残留水平変形 ☐ 不同沈下 ☐ 積載荷重 ☐ 腐食状況								
注) 設計図書等のコピーを必要に応じ添付すること。									

震災鉄骨造建築物詳細調査結果記入用紙 (No.2) [柱]	
柱 の 位 置	階、 通りと 通りの交点、記号
断 面 構 成	充 腹 材：(H、□、○、日) 形鋼・形鋼に補強、溶接組立材、その他() 非充腹材：ラチス形式、帯板形式、有孔形式、その他()
断 面 寸 法	
チェック項目	☐ 傾斜角 ☐ 全体変形 ☐ 局部座屈とその程度 ☐ 塑性化状況 ☐ 溶接継目・つづり材の損傷 ☐ 腐食状況
被害状況	

震災鉄骨造建築物詳細調査結果記入用紙 (No.3) [梁]	
梁 の 位 置	階、 通りの ー 間の梁、記号
断面構成等	充 腹 材：形鋼・形鋼に補強、溶接組立材、その他() 非充腹材：有孔梁、組立材（トラス材・ラチス梁、その他() ス ラ ブ：なし、RC スラブ、デッキプレートスラブ、ALC、 その他 ()
断 面 寸 法	
横補剛状況	
チェック項目	☐ 横座屈・局部座屈とその程度 ☐ 塑性化状況 ☐ 全体変形・たわみ ☐ スラブのひび割れ状況 ☐ 溶接継目・つづり材の損傷 ☐ 腐食状況
被害状況	

震災鉄骨造建築物詳細調査結果記入用紙 (No.4) [軸組筋かい]				
位 置 (複数でもよい)	階、 階、 階、	通りの 通りの 通りの	— — —	間の筋かい、記号 間の筋かい、記号 間の筋かい、記号
断面構成等	丸鋼、平鋼、H形鋼、溝形鋼 (単材、二丁合わせ)、 山形鋼 (単材、二丁合わせ)、鋼管、溶接組立材、その他()			
断 面 寸 法				
チェック項目	☐筋かい材の破断・座屈 ☐接合部の変形・すべり・破断 ☐筋かい材有効断面積 ☐ガセットプレートの寸法・厚さ ☐溶接継目の種類と寸法 ☐ファスナーの種類と材質 ☐偏心 ☐腐食等による断面欠損 ☐たわみ・ゆるみ ☐損傷の全体にしめる割合			
被害状況 (接合部詳細図を含む)				

震災鉄骨造建築物詳細調査結果記入用紙 (No.5) [柱梁接合部]	
位 置	階一 階間、 通りと 通りの交点、記号
柱 断 面	上階 下階
梁 断 面	X方向 Y方向
チェック項目	☐ 溶接継目のきれつ・破断 ☐ パネルゾーンの変形 ☐ スカラップ ☐ パネル板厚 ☐ パネル補強の方法(板厚) ☐ ダイアフラムの寸法・位置 ☐ パネルの断面欠損 ☐ ダイアフラムの断面欠損 ☐ 溶接継目の種類と寸法
被害状況 (接合部詳細図を含む)	

震災鉄骨造建築物詳細調査結果記入用紙 (No.6) [継手]		
柱 継 手	柱 の 位 置	階、 通りと 通りの交点の柱継手、記号
	継 手 形 式	普通ボルト、高力ボルト、リベット、溶接、併用
梁 継 手	梁 の 位 置	階、 通りの ー 間の梁継手、記号
	継 手 形 式	普通ボルト、高力ボルト、リベット、溶接、併用
チェック項目	☐ ファスナー部のずれ・降伏・破断 ☐ 溶接部のきれつ・破断 ☐ ファスナーの配置・径・等級 ☐ 添え板の寸法・厚さ ☐ 接合面の密着性 ☐ 溶接継目の種類と寸法 ☐ 腐食状況	
被害状況（継手位置、継手詳細図を記すこと）		

震災鉄骨造建築物詳細調査結果記入用紙 (No.7) [柱脚・定着部]	
柱脚の位置	通りと 通りの交点、記号
形 式	露出柱脚、根巻き柱脚、埋込み柱脚、その他 ()
柱の形状 ・断面	
チェック項目	☐ 柱材・ベースプレートの降伏・局部座屈 ☐ 溶接継手のきれつ・破断 ☐ アンカーボルトの抜け出し・降伏・破断 ☐ アンカーナットのゆるみ ☐ 根巻きコンクリートの高さおよびかぶり厚さ ☐ コンクリート部のひび割れ・破壊とその種類 ☐ ベースプレート下の密着性 ☐ 鉄部の腐食状況
被害状況 (柱脚部の詳細図を示すこと)	

震災鉄骨造建築物詳細調査結果記入用紙（No.8）〔非構造部材・二次部材〕		
二次部材 の種類	ラスシート左官塗り、コンクリートブロック壁、ALC版、穴あきPC版、 メタルカーテンウォール、PCカーテンウォール、ボード張り、ガラス窓、 ドア、間仕切壁、天井、タイル張り、スレート、フリーアクセスフロア、 フレキシブルボード軽鉄下地、エキスパンションジョイント、屋根葺材、 その他（ ）	
チェック項目	☐ 下地材の種類 ☐ 取付状況 ☐ 損傷部の全体にしめる割合 ☐ 損傷状況（目地ずれ・ひび割れ・かけ・浮き・脱落など）	
二次部材の配置、姿図、断面詳細図、骨組との取付詳細図		
履歴最大層間変形角（推定値） 付表Ⅲ.2.4-1参照	X方向：	Y方向：

震災鉄骨造建築物詳細調査結果記入用紙 (No.9) [まとめ]						
方向	層	被災度区分				
		層	柱	梁	柱梁接合部	その他 ()
X	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
	6					
	7					
	8					
Y	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
	6					
	7					
	8					
特記事項						

■木造建築物の被災度区分判定調査表（住宅・非住宅用）

[被災度区分を経験最大層間変形角から求める方法]

付表(1) 木造建築物の被災度区分判定調査表（住宅・非住宅用）

[被災度区分を経験最大層間変形角から求める方法]

整理番号：_____番 調査日時：_____年_____月_____日 午前／午後_____時
調査回数：_____回目 調査者：_____
所 属：_____

1. 建築物概要

- 1.1 建築物名称 _____
1.2 建築物所在地 _____
1.3 所有者 _____ 連絡先 _____
1.4 連絡者 _____ 連絡先 _____
1.5 建物用途（該当箇所に✓印を付ける。以下同様）
☐住宅 ☐アパート ☐商店 ☐店舗併用住宅 ☐事務所 ☐学校
☐工場 ☐倉庫 ☐旅館 ☐病院 ☐畜舎 ☐その他（_____）
1.6 構造形式 大壁構法（☐モルタル塗 ☐サイディング等 ☐下見板張） ☐真壁構法）
1.7 建築年 （新築年：_____ 増改築年：_____） ☐不明
1.8 建築物規模 建て ☐その他（_____） 1階床面積（_____坪／㎡）
1.9 浸水被害（津波等） ☐有（浸水深 _____ m 詳細：_____） ☐無

2. 損傷状況調査

2.1 地盤の液状化等による建築物の傾斜・沈下状況から決まるランク（該当するランクに☑）

□ランクⅠ（軽微）	□ランクⅡ（小破）	□ランクⅢ（中破）	□ランクⅣ（大破）	□ランクⅤ（破壊）
・建築物の傾斜なし	・建築物の四隅の傾斜の平均が 1/100 未満	・建築物の四隅の傾斜の平均が 1/100 以上 1/60 未満	・建築物の四隅の傾斜の平均が 1/60 以上 1/20 未満 ・外部の地盤面から基礎の最上端までの高さが 30cm 未満 ・直下の地盤面から 1 階の床上面までの高さが 45cm 未満*	・建築物の四隅の傾斜の平均が 1/20 以上

*（地盤基礎の液状化等により高さがしきりにより適用除外となる場合を除く）

2.2 基礎の損傷率および損傷状況から決まるランク [(1)(2)の大きいランク Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ]

(1) 基礎の損傷率から決まるランク（該当するランクに☑）

ランク	□Ⅰ（軽微）	□Ⅱ（小破）	□Ⅲ（中破）	□Ⅳ（大破）	□Ⅴ（破壊）
損傷率	15%未満	15～30%	30～65%	65～85%	85%以上

(2) 基礎の損傷状況から決まるランク（該当するランクに☑）

□ランクⅠ（軽微）	□ランクⅡ（小破）	□ランクⅢ（中破）	□ランクⅣ（大破）	□ランクⅤ（破壊）
・不同沈下はない（不揃はない） ・破損はない ・外周基礎に幅 0.3mm 以上で長さ 200mm 未満のひび割れが 2～5 箇所生じている	・不同沈下はない（不揃はない） ・破損はない ・外周基礎に幅 0.3mm 以上で長さ 200mm 未満のひび割れが 5～10 箇所生じている ・壁柱に比べ損傷程度が若干大	・不同沈下が見られる（不揃が見られる） ・破損がみられる ・破断はない ・外周基礎に局部的な破壊や仕上モルタル剝離、脱落が生じている	・不同沈下が見られる（不揃が見られる） ・破損、破断が見られる ・移動はない ・外周基礎のひび割れが著しく土台と遊離し、土台より上部構造を支える役目を果たさなくなっている所が 1～2 箇所生じている ・他の部位は多数のひび割れが生じている ・アンカーボルトの抜け出しがある	・不同沈下が見られる（不揃が見られる） ・破損、破断、移動、流失、転倒がみられる ・上部構造を支えきれない状態になっている

2.3 経験最大層間変形角推定のための調査

経験最大層間変形角				～1/300	～1/200	～1/120	～1/60	～1/45	～1/20	1/20 超
被災度				軽微			小破	中破	大破	倒壊
躯体	柱			—	—	—	—	—	—	折損
	筋かい			—	—	—	—	はらみ	座屈	複数座屈
外装材	外壁	サイディング張り	横張	—	—	釘の浮き	開口部隅割れ	開口部隅割れ拡大、一部浮き	開口部隅割れ上下に通る	開口部隅割れ上下に通る複数
			縦張	—	—	開口部隅目地のズレ	開口部隅目地のズレ拡大	開口部隅シリング材の切れ	開口部隅シリング材の切れ拡大、止水材の露出	
		ラス下地モルタル塗り		開口部隅微少の割れ	開口部隅割れ	開口部隅割れ拡大	開口部隅以外にも割れ	開口部隅以外の割れ拡大	平面部分に割れ	平面部分に割れ複数
		土塗り(大壁)		間柱部にひび	間柱部のひび増加	全面にひび拡大	ひび開き	ひび開き拡大	壁中央部盛り上がり	壁中央部盛り上がり拡大
		開口部等			—	—	サッシ・スクリーン部分外れ	サッシ・スクリーン外れ	サッシ・スクリーン損傷	サッシ・スクリーン破壊、ガラス破損
	内壁	クロス貼等の大壁	隅角部	—	隅部しわ	隅部破れ中部しわ	隅部破れ通る、中間部破れ	中間部破れ拡大	ボート目地複数が破れ	ボート目地大部分が破れ
開口部			開口部隅部分的な破れ	開口部隅破れ拡大	開口部隅破れ天井まで通る、ボートの部分的な割れ	ボート割れ拡大	ボート割れ天井まで通る			
ラス下地しっくい塗			—	—	柱壁にずれ跡	柱壁隙間	柱壁隙間3～5mm	柱壁隙間5mm以上	柱壁隙間5mm以上複数	
土塗り(真壁)			隅角部、貫部分にひび	隅角部、貫部分のひび増加	隅角部一部圧壊	周囲隅部の圧壊拡大、めくれ		壁中央部盛り上がり拡大		
開口部等			—	—	—	—	襖の外れ、障子破れ			

・被害の最も激しい階と方向 ____ 階 ____ 方向 ・経験最大層間変形角 ____ ・被災度 ____

3. 被災度区分による補修・補強の要否の判定

3.1 地盤の液状化等による建築物の傾斜・沈下

□ランクⅡ以上：要復旧

3.2 復旧の要否

(1) 基礎構造

被災度 震度階級	軽微	小破	中破	大破	倒壊
5弱以下	△	▲	▲	×	×
5強	○	△	▲	×	×
6弱	○	○	△	×	×
6強	○	○	○	×	×
7	○	○	○	△	×

○：補修により復旧 △：補強により復旧
 ▲：補強、または、解体し、復旧技術指針に基づいて、上部構造の耐震性能に応じた基礎に作り直し
 ×：解体し、復旧技術指針に基づいて、上部構造の耐震性能に応じた基礎に作り直し

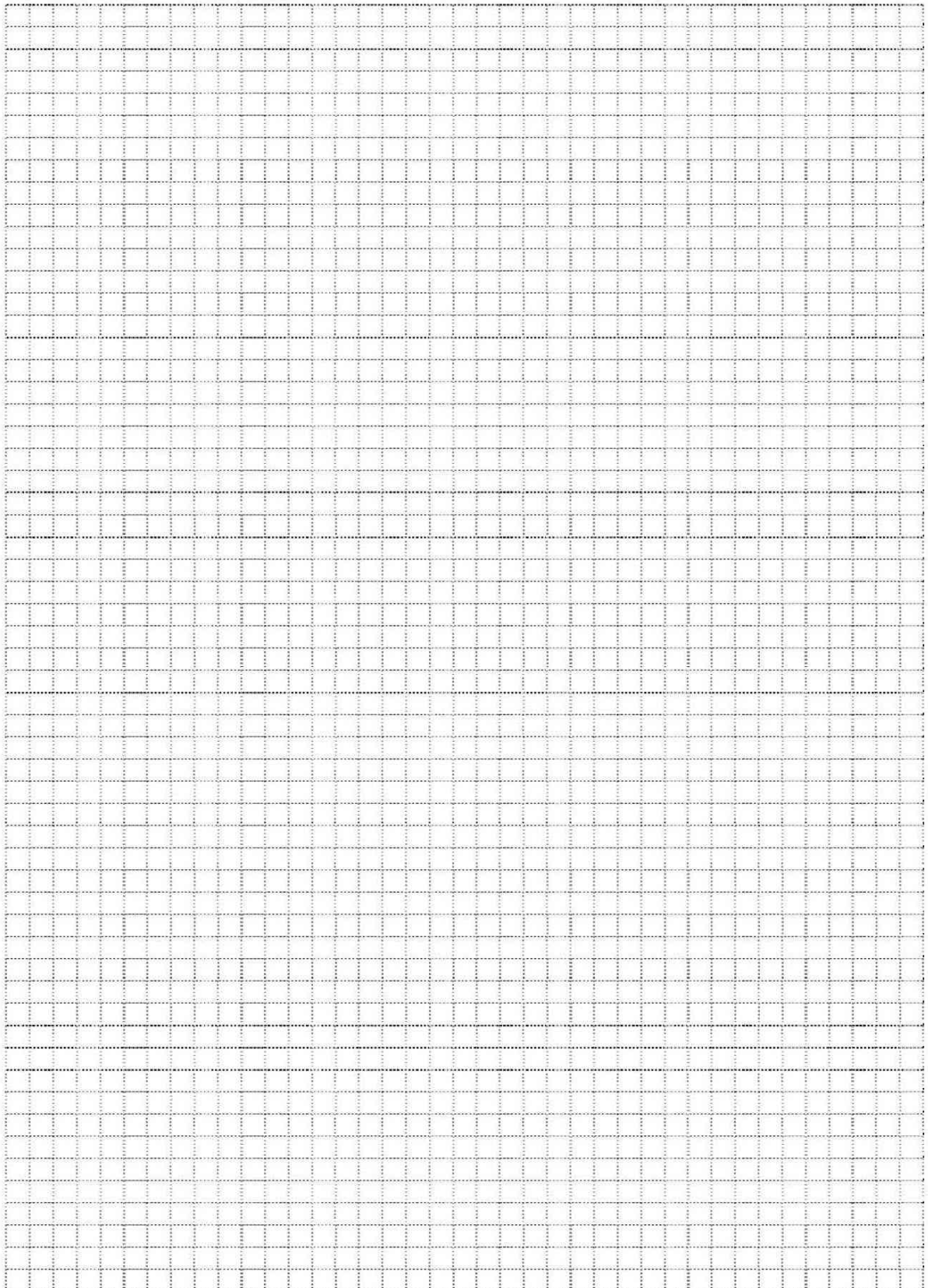
(2) 上部構造

被災度 震度階級	軽微	小破	中破	大破	倒壊
5弱以下	×	×	×	×	×
5強	△	×	×	×	×
6弱	○	△	×	×	×
6強	○	○	△	×	×
7	○	○	○	△	△or×

○：補修により復旧するもの
 △：補修または補強により復旧するもの（復旧計画策定に関わる調査の結果に基づき詳細検討が必要）
 ×：補強により復旧する、または取り壊すもの（復旧計画策定に関わる調査の結果に基づき詳細検討が必要）

4. 気づいた点

メモ用紙（外観・内観・被害状況など）



■木造建築物の被災度区分判定調査表（住宅・非住宅用）

〔被災度区分を損傷率、損傷状況から求める方法〕

木造建築物の被災度区分判定調査表（住宅・非住宅用）

〔被災度区分を損傷率、損傷状況から求める方法〕

整理番号：_____番 調査日時：_____年_____月_____日 午前／午後_____時
 調査回数：_____回目 調査者：_____
 所 属：_____

1. 建築物概要

- 1.1 建築物名称 _____
 1.2 建築物所在地 _____
 1.3 所有者 _____ 連絡先 _____
 1.4 連絡者 _____ 連絡先 _____
 1.5 建物用途（該当箇所に✓印を付ける。以下同様）
 ☐住宅 ☐アパート ☐商店 ☐店舗併用住宅 ☐事務所 ☐学校
 ☐工場 ☐倉庫 ☐旅館 ☐病院 ☐畜舎 ☐その他（_____）
 1.6 構造形式 大壁構法（☐モルタル塗 ☐サイディング等 ☐下見板張） ☐真壁構法）
 1.7 建築年 （新築年：_____ 増改築年：_____） ☐不明
 1.8 建築物規模 建て ☐その他（_____） 1階床面積（_____坪／㎡）
 1.9 浸水被害（津波等） ☐有（浸水深 _____ m 詳細：_____） ☐無

2. 損傷状況調査

2.1 地盤の液状化等による建築物の傾斜・沈下状況から決まるランク（該当するランクに✓）

□ランクⅠ（軽微）	□ランクⅡ（小破）	□ランクⅢ（中破）	□ランクⅣ（大破）	□ランクⅤ（破壊）
・建築物の傾斜なし	・建築物の四隅の傾斜の平均が 1/100 未満	・建築物の四隅の傾斜の平均が 1/100 以上 1/60 未満	・建築物の四隅の傾斜の平均が 1/60 以上 1/20 未満 ・外部の地盤面から基礎の最上端までの高さが 30cm 未満 ・直下の地盤面から 1 階の床上面までの高さが 45cm 未満*	・建築物の四隅の傾斜の平均が 1/20 以上

*（建築物の四隅の傾斜の平均は、地盤面から基礎の最上端までの高さにより適用除外となる場合を除く）

2.2 基礎の損傷率および損傷状況から決まるランク 〔(1)(2)の大きいランク Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ〕

(1) 基礎の損傷率から決まるランク（該当するランクに✓）

ランク	□Ⅰ（軽微）	□Ⅱ（小破）	□Ⅲ（中破）	□Ⅳ（大破）	□Ⅴ（破壊）
損傷率	15%未満	15～30%	30～65%	65～85%	85%以上

(2) 基礎の損傷状況から決まるランク（該当するランクに✓）

□ランクⅠ（軽微）	□ランクⅡ（小破）	□ランクⅢ（中破）	□ランクⅣ（大破）	□ランクⅤ（破壊）
・不同沈下はない（不陸はない） ・破損はない ・外周基礎に幅 0.3mm 以上で長さ 200mm 未満のひび割れが 2～5 箇所生じている	・不同沈下はない（不陸はない） ・破損はない ・外周基礎に幅 0.3mm 以上で長さ 200mm 未満のひび割れが 5～10 箇所生じている ・軽微に比べ損傷程度が若干大	・不同沈下が見られる（不陸が見られる） ・破損がみられる ・破断はない ・外周基礎に局所的な破損や仕上モルタル剝離、脱落が生じている	・不同沈下が見られる（不陸が見られる） ・破損、破断が見られる ・移動はない ・外周基礎のひび割れが著しく土台と遊離し、土台より上部構造を支える役目を果たさなくなっている所が 1～2 箇所生じている ・他の部位は多数のひび割れが生じている ・アンカーボルトの抜け出しがある	・不同沈下が見られる（不陸が見られる） ・破損、破断、移動、流失、転倒がみられる ・上部構造を支えきれない状態になっている

2.3 経験最大層間変形角推定のための調査

経験最大層間変形角				～1/300	～1/200	～1/120	～1/60	～1/45	～1/20	1/20 超
被災度				軽微			小破	中破	大破	倒壊
躯体	柱			—	—	—	—	—	—	折損
	筋かい			—	—	—	—	はらみ	座屈	複数座屈
外装材	外壁	サイディング張り	横張	—	—	釘の浮き	開口部隅割れ	開口部隅割れ拡大、一部浮き	開口部隅割れ上下に通る	開口部隅割れ上下に通る複数
			縦張	—	—	開口部隅目地のズレ	開口部隅目地のズレ拡大	開口部隅シリング材の切れ	開口部隅シリング材の切れ拡大、止水材の露出	
		ラス下地モルタル塗り		開口部隅微少の割れ	開口部隅割れ	開口部隅割れ拡大	開口部隅以外にも割れ	開口部隅以外の割れ拡大	平面部分に割れ	平面部分に割れ複数
	開口部等	土塗り(大壁)		間柱部にひび	間柱部のひび増加	全面にひび拡大	ひび開き	ひび開き拡大	壁中央部盛り上がり	壁中央部盛り上がり拡大
				—	—	サッシ・スクット部分外れ	サッシ・スクット外れ	サッシ・スクット損傷	サッシ・スクット破壊、ガラス破損	サッシ・スクット破壊、ガラス破損、複数
	内装材	内壁	クロス貼り等の大壁	隅角部	隅部しわ	隅部破れ中部しわ	隅部破れ通る、中間部破れ	中間部破れ拡大	ボード目地複数破れ	ボード目地大部分が破れ
			開口部	開口部隅部分的な破れ	開口部隅破れ拡大	開口部隅破れ天井まで通る、ボードの部分的な割れ	ボード割れ拡大	ボード割れ天井まで通る		
		開口部等	ラス下地しっくい塗	—	—	柱壁にずれ跡	柱壁隙間	柱壁隙間3～5mm	柱壁隙間5mm以上	柱壁隙間5mm以上複数
			土塗り(真壁)	隅角部、貫部分にひび	隅角部、貫部分のひび増加	隅角部一部圧壊	周囲隅部の圧壊拡大、めくれ		壁中央部盛り上がり拡大	

・被害の最も激しい階と方向 階 方向 ・経験最大層間変形角

2.4 各部位の調査

1 軸組

●軸組材

- ☐ 柱、梁等の軸組材に割れが見られる
- ☐ 柱、梁等の軸組材に断面欠損が見られる
- ☐ 柱、梁組の軸組材に折損が見られる

●柱・梁仕口

- ☐ 柱と壁の仕口にわずかなずれが生じている
- ☐ 一部の柱と梁の仕口にめり込み等の損傷が見られる
- ☐ 柱と梁の仕口にずれが生じ、柱に割れが生じている
- ☐ 大部分の柱、梁の仕口がずれたり、柱、梁に割れが生じている

●柱・梁の変形

- ☐ 柱、梁が若干たわんでいる
- ☐ 柱、梁がたわんでいる
- ☐ 全ての柱が折損したり、土台からはずれたりしている
- ☐ 柱脚の腐朽が見られる

●天井面

- ☐ 天井面に若干の不陸が見られる
- ☐ 天井面に不陸が見られる
- ☐ 天井面に著しい不陸が見られる
- ☐ 天井面に歪が見られる
- ☐ 天井板がずれたり、一部脱落が見られる
- ☐ 天井板が脱落している

●塗天井

- ☐ 塗天井には亀裂が生じている
- ☐ 塗天井に剥離が見られる

●階段

☐ 階段がずれている

☐ 階段がはずれている

2 耐力壁

●変形

- ☐ ほとんどの耐力壁に残留変形が生じている
- ☐ 破壊には至っていないが、著しい残留変形(約1/10の層間変形角＝引き起こしが可能)が生じている
- ☐ 引き起こしが不可能な程の残留変形(1/10を超える層間変形角)が生じている
- ☐ 1階部分が完全に崩壊している

●筋かい

- ☐ 壁面にわずかなずれが生じている。他は異常がない
- ☐ 筋かいは健全
- ☐ 筋かいを設けた壁では、筋かい仕口のずれが生じている
- ☐ 筋かいを設けた壁では、筋かい仕口のずれが生じている
- ☐ 筋かいを設けた壁では、筋かいが破損したり、柱、土台からはずれている
- ☐ 複合座屈が生じている

●ボード壁

- ☐ ボード壁では、ボード隅内部にひび割れが生じ、一部の釘がめり込んでいる
- ☐ ボード壁では、釘頭のボードへのめり込み、ボードの相互間に著しいずれが生じる
- ☐ ボード壁では、ボードが面外に湾曲したり、下地材から脱落している

●土塗壁

- ☐ 土塗壁では、一部にわずかなひび割れが生じている
- ☐ 土塗壁では、そのほとんどにひび割れが生じている
- ☐ ほとんどの土塗壁で、塗土が小舞竹から剥落している

●貫

- ☐ 貫が折損している

●耐力壁の面材

- ☐ 破損が見られる

3 床組

●不陸

- ☐ 若干の不陸が見られる
- ☐ 著しい不陸が見られる
- ☐ 全ての床板に著しい不陸が見られる

●土台・束等

- ☐ 束が東石から僅かにずれている
- ☐ 束が東石から数cmずれている
- ☐ 土台が基礎から僅かにずれている
- ☐ 柱が土台からわずかにずれている
- ☐ 束が東石から脱落している
- ☐ 土台が基礎から著しくずれている
- ☐ 柱が土台から著しくずれている
- ☐ 全ての土台、柱、束が基礎、東石等から脱落し、大引、根太の大部分が落下している
- ☐ 腐朽・蟻害がある

●床板

- ☐ 床組と壁の間にわずかなずれが生じている
- ☐ 床板の継目に隙間が生じている
- ☐ 床板にずれが生じている
- ☐ 床板が折れている

●浴槽・便器

- ☐ 浴槽、便器が数cmずれている
- ☐ 浴槽、便器が著しくずれている

4 仕上材

●モルタル塗等

- ☐ モルタル塗、タイル張りおよびしっくい塗仕上の壁では、開口部の隅角部廻りにわずかなひび割れが生じている
- ☐ モルタル塗、タイル張りおよびしっくい塗仕上の壁では、壁面の各所で仕上の脱落が生じている
- ☐ モルタル塗、タイル張りおよびしっくい塗仕上の壁では、仕上の大半が剥離または脱落が生じている
- ☐ 全ての仕上材が脱落している

●ボード類

- ☐ 合板の下地に吹抜けを施したものやサイディングボードといったボード類では、目地部にわずかなずれが生じている
- ☐ ボード類では、一部のボードの仕上面の目地部

にひび割れやずれが生じている

- ☐ ボード類ではその大半において仕上面での目地部に著しいずれ、面材釘打部の部分的目地部に著しいずれ、面材釘打部の部分的な浮き上がり、面材隅角部の破損が生じている
- ☐ ボード類では、その大部分において釘の浮き上がりが見られ、中には脱落したものも見られる

●建具

- ☐ アルミサッシの鍵が破損したり、ビードがはずれたりあるいは開閉が不能になっている
- ☐ 木製サッシと壁面との間に隙間が生じている
- ☐ アルミサッシのガラスが破損している
- ☐ アルミサッシが枠ごと外れ、破損している
- ☐ アルミドア破損
- ☐ 木製サッシ破損
- ☐ 木製建具破損
- ☐ 全ての建具、サッシが破損している

●内壁

- ☐ 内壁周辺部に隙間が生じている
- ☐ 内壁合板にずれが生じている
- ☐ 内壁合板に剥離、浮きが見られる
- ☐ 内壁合板に剥離、脱落の破損が見られる

●外壁・浴室・トイレのタイル等

- ☐ 外壁、浴室、トイレのタイルの目地に亀裂が生じている
- ☐ 外壁、浴室、トイレのタイルが剥離を生じている
- ☐ クロスが破れている
- ☐ 外壁、浴室、トイレのタイルが剥落している
- ☐ 外壁に腐食・蟻害が見られる

5 屋根

●不陸

- ☐ 不陸が見られる

●小屋組

- ☐ 小屋組の一部に破損が見られる
- ☐ 小屋組の損傷が著しく、葺材の大部分が損傷を受けている
- ☐ 下地、小屋根に腐朽が見られる

●瓦

- ☐ 棟瓦(かんむり瓦、のし瓦)の一部がずれ、破損が生じている。それ以外の瓦の破損はない
- ☐ 棟瓦のずれ、破損、落下が著しい。それ以外の瓦の破損は少ない。
- ☐ 棟瓦が全面的にずれ、破損あるいは落下している。その他の瓦もずれが著しい
- ☐ 瓦がほぼ全面にずれ、破損あるいは落下している

●葺材

- ☐ 葺材が金属板の場合、ジョイント部にはがれ等の損傷が見られる。

●棟

- ☐ 破壊が見られる

IV編 木造建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針

2.5 建築物の被災度区分（該当箇所にレ印をつける）

部位	損傷項目	損傷率・損傷状況から決まるランク					ランク
軸組 (1階柱)	損傷率	$\frac{\text{損傷柱 (本)}}{\text{1階柱本数 (本)}} \times 100 = (\text{ }) \%$					
		10%未満 □ I	10~30% □ II	30~60% □ III	60~85% □ IV	85%以上 □ V	
	損傷状況	□ I	□ II	□ III	□ IV	□ V	
耐力壁 (1階耐力壁)	損傷率	$\frac{\text{損傷耐力壁長 (m)}}{\text{1階耐力壁長 (m)}} \times 100 = (\text{ }) \%$					
		10%未満 □ I	10~30% □ II	30~60% □ III	60~85% □ IV	85%以上 □ V	
	損傷状況	□ I	□ II	□ III	□ IV	□ V	
床組 (1階床組)	損傷率	$\frac{\text{損傷床面積 (m}^2 \text{ (坪))}}{\text{1階床面積 (m}^2 \text{ (坪))}} \times 100 = (\text{ }) \%$					
		10%未満 □ I	10~30% □ II	30~60% □ III	60~85% □ IV	85%以上 □ V	
	損傷状況	□ I	□ II	□ III	□ IV	□ V	
仕上材 (外壁仕上面)	損傷率	$\frac{\text{損傷壁面積 (m}^2 \text{)}}{\text{外壁面積 (m}^2 \text{)}} \times 100 = (\text{ }) \%$					
		15%未満 □ I	15~40% □ II	40~65% □ III	65~85% □ IV	85%以上 □ V	
	損傷状況	□ I	□ II	□ III	□ IV	□ V	
屋根 (最上階の屋根)	損傷率	$\frac{\text{損傷屋根面積 (m}^2 \text{)}}{\text{屋根面積 (m}^2 \text{)}} \times 100 = (\text{ }) \%$					
		15%未満 □ I	15~40% □ II	40~65% □ III	65~85% □ IV	85%以上 □ V	
	損傷状況	□ I	□ II	□ III	□ IV	□ V	
総合被災度						平均値	

被災度区分判定調査は、損傷率と損傷状況という2つの観点から実施する。調査結果は部位ごとに5つのランク（軽微、小破、中破、大破、破壊）に区分される。損傷率から決まるランクと損傷状況から決まるランクが異なる場合は、被災度の大きい方のランクを当該部位のランクとする。全部位のランクの平均値（小数点以下四捨五入）をもって建築物の被災度（軽微、小破、中破、大破、倒壊）とする。

ただし、基礎、軸組、耐力壁のいずれかの一つでも被災のランクがIV（大破）以上の場合、建築物の被災度は大破以上とする。

3. 被災度区分による補修・補強の要否の判定

3.1 地盤の液状化等による建築物の傾斜・沈下

□ランクⅡ以上：要復旧

3.2 復旧の要否

(1) 基礎構造

被災度 震度階級	軽微	小破	中破	大破	倒壊
5弱以下	△	▲	▲	×	×
5強	○	△	▲	×	×
6弱	○	○	△	×	×
6強	○	○	○	×	×
7	○	○	○	△	×

○：補修により復旧 △：補強により復旧
 ▲：補強、または、解体し、復旧技術指針に基づいて、上部構造の耐震性能に応じた基礎に作り直し
 ×：解体し、復旧技術指針に基づいて、上部構造の耐震性能に応じた基礎に作り直し

(2) 上部構造

被災度 震度階級	軽微	小破	中破	大破	倒壊
5弱以下	×	×	×	×	×
5強	△	×	×	×	×
6弱	○	△	×	×	×
6強	○	○	△	×	×
7	○	○	○	△	△or×

○：補修により復旧するもの
 △：補修または補強により復旧するもの（復旧計画策定に関わる調査の結果に基づき詳細検討が必要）
 ×：補強により復旧する、または取り壊すもの（復旧計画策定に関わる調査の結果に基づき詳細検討が必要）

4. 気づいた点

IV編 木造建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針

メモ用紙（外観・内観・被害状況など）

A large rectangular area filled with a grid of small, dotted squares, intended for handwritten notes. The grid is composed of approximately 20 columns and 30 rows of squares.

(このページは空白です。)